

小泉鉄著

台灣土俗誌

小泉鉄著

台灣土俗誌

南天書局發行

K892.458
X461

一九三三年九月東京初版發行
一九九七年十二月台北二刷發行

台灣土俗誌

定價新台幣 六〇〇元正

著者

小泉

鐵

發行人

魏德

文

出版者

南天書局

有限公司

司

發行所

登記證字號：局版台業字一四三六號
南天書局有限公司

中華民國

台北市羅斯福路3段283巷14弄14號

電話(TEL)：(〇二)二二二二〇一九〇

電傳(FAX)：(〇二)二二二二〇三三三四

郵政劃撥：〇一〇八〇五三一八號

印刷者

國順印刷有限公司

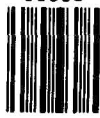
板橋市中正路216巷2弄13號

電話(TEL)：(〇二)二九六七七二二六

ISBN 957-638-454-0



00600



9 789576 384547

獻給

戴玄之老師
(1922-1990)

臺灣土俗誌

序

臺灣に於ける土着民族としての生蕃の研究を思ひ立つて大正十四年五月渡臺し、翌十五年一度び東京に歸り、同年二度び渡臺し、漸く本調査に入ることを得、昭和三年まで調査を繼續し、同年十月末離臺歸京したのであるが、その間に調査の略々完了せるものはアミ族とタイヤール族の二種族であつて他は未了の儘に残つてゐる。

本書に集めたものはその調査に基づいて概括的の叙述をなせるものと、話題を見出して覚え書き風に事實を提供せるものと、アミ族及びタイヤール族の社會組織を稍々

系統的に論究せるものと、最後に統治上の問題としての生蕃を取扱つたものとの四種類から成るのであるが、もとより生蕃の全貌を語るものではない。然しそれ等が生蕃の研究に於ての問題を提供することに於ては有意義なるものであることを信ずる。

筆者は目下臺灣に於ける調査資料の細目を整理中であつて、その完成を待つて理論的討究を發表する考である。

昭和八年九月

著 者

目次

臺灣蕃族概観	七
霧社蕃とその社會制度	七
タイヤール族の慣習	五
タイヤール族の信仰と禁忌	三
食物・治療・奴隸・刺墨	八
アミ族の社會組織と統治組織	七

アミ族の年中行事	二九
土地共有より私有へ	一五七
アミ族に於ける男女の對立	一五八
末子相續について	一五九
出草判決	一六一
霧社蕃に於けるガザの研究	一六九
アミ族の年齢別階級制度の研究	一七九
蕃人統治の問題	一六七
蕃人の生活と統治	一七九



臺灣蕃族概觀



概 説

蕃 地

9

蕃地と稱せられる概念は、臺灣に於ける總督府の行政上からしてその統治の對象を蕃人に置く特別行政區域を指すのであつて、他の普通行政區域がほゞ内地の行政組織と同様なのに反して蕃地は警察行政の下に統治せられ、そこでは民法刑法等の一般の法律の施行もなく、煙草の栽培、酒の醸造の如きも自家用のためには許可せられ、また租税の賦課も行はれてゐないのである。そして蕃地以外の者が入る爲めには入審許可を要し、普通行政區域外に保護封鎖せられてゐる地域を指すのである。それを地理的にいふならば、臺灣本島をほゞ北から南に縦貫する中央山脈一帯の山地を指すのであつて、臺灣の全面積の二分の一弱に當る地域及び臺灣本島の南端海上の離島紅頭嶼を含むのである。

それを現在の行政區劃から見れば、臺北州にては蘇澳郡の大部分、羅東、文山の二郡の一部、新竹州にては大溪、竹東、大湖の三郡の大部分、竹南、新竹の二郡の一部、臺中州にては東勢、能高、新高の三郡の大部分、臺南州にては嘉義郡の大部分、高雄州にては屏東、潮州、恒春の三郡の大部分、旗山郡の一部、臺東廳にては里壠、大武の二支廳の大部分、臺東支廳の一部、花蓮港廳にては研海、玉里の二支廳の大部分、花蓮、鳳林の二支廳の一部にまたがるのである。

しかし蕃人はすべてこれらの地域内にのみ住居するのでなく、蕃地以外にも蕃社をなしてゐるのであつて、東部臺灣の平地に居住するアミ族及びバイワン族の中に数へられる卑南蕃の如きは全部普通行政區域内に置かれ、また新竹州の一部にもタイヤール族及びサイセツト族の一部が蕃地以外に社を營んでゐるのである。

蕃族の分布

今日蕃族と稱せられるのは領臺以前清國時代に謂はゆる生蕃と稱せられたものを指すのであるが、それ以外に臺灣には支那系民族以外になほ謂はゆる熟蕃、化蕃と稱せられたものがある。それ等はすでに清國時代にその撫育を受けたもので、かれらの固有の慣習制度の全部若しくは大部分を失ひ、支那化された種

族である。こゝに記述するのは謂はゆる生蕃についてである。

現在臺灣總督府が採用してゐる分類にはまだ検討の餘地が残つてゐるが、今は便宜上それに従ふことにすると、タイヤール、サイセツト、ヴヌン、ツォー、バイワン、アミ、ヤミの七種族になるのである。それ等がすべてマレーインドネジャン族に含まれる事はほゞ疑ひのないところで、すべて用語を異にし、また慣習、制度を別にしてゐる、かれらの渡臺の時代を明かにするのはまだ困難であるが、千年代以前に上陸したものであることは推定し得るところである。しかしかれらはそれ〴〵に渡臺の年月を異にし、渡臺以前に分派したものであつて原住地を異にし、また経路を異にせることも明かである。そしてかれらの上陸地點を考へても東海岸よりせるものと西海岸よりせるものとの區別をなすことができる。アミ族及び卑南蕃の如きは明かに東海岸から上陸したものであり、恐らくヴヌン族も東海岸から上陸し、しかもアミ族以前に東部に居住したものと如くに想像せられるのである。またタイヤール族、ツォー族の如きが西海岸から上陸したことも想像し得られることであり、バイワン族が南方海岸から上陸せる事もほゞ確かである。そして上陸後かれらは移動を行つて現在の如き分布に達したのである。

現在のかれらの分布を行政區劃について記述すればタイヤール族は臺北州、新竹州、臺中州、花蓮港廳にサイセツト族は新竹州に、ヴヌン族は臺中州、花蓮港廳、臺東廳にその大半を有し、臺南州及び高雄州にその一部を存し、ツォー族は臺南州に大半を、臺中州及び高雄州にその一部を存し、バイワン族は高雄

州、臺東廳に、アミ族は花蓮港廳、臺東廳に限られ、ヤミ族は臺東廳下、紅頭嶼にのみ占居するのである。

風俗と習慣

宗教と祭祀

以上述べたやうに、臺灣の蠻族は七種族に分れ、各々かれらの生活様式を持つてゐるのであるが、しかしその生活状態は、文化の程度に於いて甚だ文明に遠いものであることは同じである。

そしてその社會生活に於ける組織及び制度に於いては、彼等の中に各々異なる特質を有するけれども、一般の土俗に於いては殆ど大同小異である。

先づ彼等の宗教を見るに、一般に靈魂なるもの、存在を信じ、その靈魂なるものはかれらの肉体内に宿れる精靈が死と共に脱出したものである。そして祖先の靈魂はかれらに吉凶禍福を與へるものであることを信じ、その祖先の靈を怒らすことを恐れてゐる。その意味に於ける祖先崇拜をかれらの宗教といふこと

ができよう。

精霊——スピリット——の外に神性を備へたもの、存在を信する者もあるけれど、スピリットとゴッドとの境界が甚だしく混淆してゐる。かれらは随時祖先の靈に供物を供へることに依つて、災難、不幸を避れんことを努めてゐるが如き信仰を有するのみである。それらの靈魂の中には善惡二種あつて、善なる靈は幸福を守り、惡なる靈は不幸を與へると信じてゐる。生前の行爲によつて善惡の二種が生ずるのであるが、なほ自然死を遂げない者の靈は、天國に行くことができずに、惡なる靈となると信じてゐる。

かれらの考へによれば、不慮の災難による死、自殺は無論變死であるが、なほ病死にしてもその臨終の際に看護人なしに最後の息を絶したものは同じく變死人とみなしてゐる。

次に祭事であるが、それは農事に關したものが主であつて、種蒔き及び收穫の時期に行はれる。それは一つの祭祀團があつて、その祭主を戴き、部落の共通なる行事と看なされ、そしてそれらの集團は、かれらの社會に於ける部落的生活の一限界をなすものである。

土地に關する觀念の如きも今日に於いては既に私有制度が確立してゐるにもかゝらず、依然としてその集團の共有であるといふ觀念を存してゐる。

家族制度

家族は女系制及び男系制の二が存在してゐるけれども、その孰れに於いても、一夫一婦制が行はれてゐる。但し、パイワン族の間には妾が公然認められてゐるが、それが本來のかれらの婚姻形式であるかどうかは疑問である。

家族の構成は同一種族にあつても、大家族主義をとる場合と、小家族主義をとる場合とがあり、一樣に、何族は何、何族は何と決定することはできない。それは決定的の事實ではなく、周圍の經濟的事情に左右せられるものである。

小家族主義をとる場合には、末子相続が行はれてゐるが如き外觀をなすのが常であるが、私はそれを末子相続の一例となすことに疑問を持つてゐる。

小家族の場合に、婚姻が長幼の順に行はれるにつれて、順々に分戸するが故に自然兩親と共に残るものは末子であるといふ結果になるに過ぎず、その末子が特に家督を受け継ぎ、または何等かの特權を持続するといふのではない。

財産の分配に於いては、特に長子に多いといふことほあつても、末子に多いといふことは認められない

し、また、その家が世襲の特権地位を有する場合には、それを繼承する者は寧ろ長子であることを見ても、末子相續はかれらの場合に認められないやうである。

婚姻制度

婚姻は先に述べたやうに、一夫一婦制を原則とするものであるが、近親婚及び他種族との通婚を禁じてゐる。それ以外の制限は現在のところヴヌン族に於ける族外婚が存する外には、他の結婚形式が認められない。

ヴヌン族には、後にも述べるやうに明かに半^{ポインティ}族が存在し、更に小分されたるトーテム團が存在し、一方の半族と他の半族との男女の間にのみ婚姻がゆるされる。一般の通婚を禁じ、族外婚が行はれてゐるのが見られる。

結婚は相互の自由なる戀愛に基調を置き、両親の承認を経て行はれるものもあるが、タイヤール族に於けるが如く純然たる賣買婚の存在するところもある。

男女の關係は一般に嚴格であつて、結婚後の姦通を禁ずることは勿論結婚前における私通も犯罪と看做し、姦通の場合と同じやうに、贖罪を求められ、罰則を課せられ、また離婚すらも犯罪と看做すものさへ

あり、一般に男女の關係に對して法的秩序が齎存してゐるのが常である。

死 と 埋葬

埋葬は土葬であつて、その他の形式は行はれてゐない。自然死を遂げた場合には屋外に葬るのであるが、墓碑を立てるやうなことはない。家族に死者のあつた場合には家族の者は、數日の喪に服して仕事を休み、また部落の者も一日の喪に服するのが普通である。その後忌祭を行ふやうなことはない。また前記の祖先の靈魂を招き、供物を捧げ、災難、不幸を祓ふことが行はれるが、それは誰の靈魂といふが如き特定の死者の靈魂を指してゐるのではない。

自然死以外の死を遂げた場合には、昔は不淨として手を觸れず、そのままに放置してあつたが、現在ではその場所に葬り、その土地を不吉として近寄ることをしない。前記の病死にしてなほ變死と認められたる場合の如きは、その屋内に葬りはするが、その家を不吉なりとして捨て去るのである。しかしこの場合に、家を取り壊すといふが如きことはしない。それは死者の持物であるからして、それに觸れる事は、死者の靈魂を怒らすことになるからである。

かれらの所有觀念は一度私有が確定した場合においては、當人の意志表示なき限りは、永久にその所有

を持続するものと信じてゐるので、例へば或る父が生前に自分の遺産に處分を表示せず死んだとすれば、その遺産は誰もが所有することができないとされてゐる。

それは自然の破壊なり消失なりに委せられる譯で土地なればそれは不毛に委せられて了ふわけである。

狩獵と農耕

臺灣の蠻人を狩獵の民であるとする人が多いやうであるが、寧ろ農耕の民であるらしい。それはかれらの祭といふものを檢分する時に、主たる祭が農業に關する行事であることを見れば明かである。

かれらが狩獵を好むことは勿論であるが、それがかれらの主たる生活ではなく、一定の土地に農作物を栽培することに依つて生業を營むことが本体である。先にも述べた如く、かれらの祭なるものはその作物の豊穰を祈願するに出でた播種祭及び收穫祭である。

今では平地及び平地近くの部落にあつては水田の耕作を行つてはゐるが、それは近年の事で、元々は粟の栽培を主としたものである。その他に陸稻の栽培もしてゐたが、それも比較的新しい時代からである。

かれらの耕作は定地耕でなく輪耕であつて、傾斜面の土地を先づ伐採して火を放ち、しかる後に開墾し種を下ろすのであるが、肥料を用ひるといふことはない。それ故、數年にして栽培に適しなくなると、そ

の土地を放棄し、新しく耕地を求めるのであるが、現在では無限に土地を求めることが不可能であるが故に、新舊の二耕作地を輪耕に使用してゐるのが常である。そしてこれ等の二耕作地に對する所有權を確認することによつて、かれらの土地共有が私有に移る過程を示してゐる。

社會制度

ア ミ 族

アミ族とは上に記したやうに東部臺灣の平地に居住する種族で、山地にあるものを普通高山蕃と稱するに對して平地蕃といはれてゐるものであり、現在ではすべて普通行政区域内に社を營み、蕃族中最も文化の進んだもので、撫育もまた行きわたり、將來に於いても最も有望なる種族である。その總人口は四一、六二七人（昭和三年末現在、以下すべて同様）であつて、蕃族中第二位にあり、その増加率は前年に比し千分の一四・六の増加を示し第一位にある。そして社をなすもの一〇九に及んでゐる。

なほアミ族を更に區分して南勢アミ、秀姑巒アミ、海岸アミ、卑南アミ等と稱せられてゐるが、それは寧ろ地域的の名稱にすぎないといふことが確かである。そしてもしも系統的な分類をするならば、海岸アミなる名稱は全然意味をなさず、それは他に分屬せらるべきものである。また南勢アミと稱せられるものは馬太鞍溪以北に蕃社を營むものを總稱することができるが、それは薄々社の系統に屬するものと、鯉魚尾社の系統に屬するものとに分たれ、秀姑巒アミと稱せられるものは馬太鞍溪以南にして秀姑巒溪の兩岸以北、海岸地方にては猫公社以南より馬稼海社以北の蕃社を總稱するものとすれば、更にそれは寄密社系統のものと大巴壟社、馬太鞍社系統のものとに分つことができ、それより以南の蕃社を卑南アミと稱するとすれば、馬蘭社系統のものと恒春アミと稱せられるものとに區別することが妥當のやうに思はれる。しかしかく分類することが可能であるとするも、アミ族が全体として一種族をなすことには疑ひないやうである。唯アミ族なるものが文化的要素から見て全体として單一なる種族であるかどうかは大いに問題の存するところであるが、それは今後の研究に待つべきであらう。そして現在では各蕃社ともほゞ共通の慣習制度の下にその部落生活を營んでゐるのである。

アミ族の蕃社組織は年齢別階級制度の上に成り立ち、その家族制度は女系制である。

アミ族の年齢別階級制とは彼等のスラルもしくはカプットと稱するもので、年序的段階に立つ年齢別團體からなるものである。それ故アミ族の男子は或る一定の年齢に達すれば、彼等は階級に取入れられ始め

て壯丁（カツバハ）たる資格を得、同時に階級に取入れられたる壯丁等が共に一の年齢別團體を編成し、階級の第一列に加はるのである。しかし階級に取入れられるのは個々の男子が隨時にまたは毎年行はれるのではなくして、或る一定期間の年數を隔て、階級的年齢別團體が編成せられるのであつて、その時期にその期間内の丁年以上の男子等が同時に階級に取入れられるのである。そしてその一定の年齢及び期間に就ては各蕃社によつて慣習を異にしてゐるが年齢は十五歳前後のところもあり、二十歳前後のところもある。期間は滿三年乃至七年である。かく一定期間を距て、編成せられたる團體が年次によつて階級的の層をなすのである。それ故舊團體は新團體の編成と共に階級的列次を順繰りに高める事になるのである。そしてその團體は成員の死滅によつて解消するまで同一成員によつて構成せられ、他の團員の混入をゆるさないのであるが、それがアミ族における年齢別階級制度の一の特色である。

かくして階級に取入れられたる男子はカツバハと稱せられ、始めて蕃社に對する公民としての權利義務を有することになるのであるが、その所屬團體の階級的列次が高まるにつれてその職分を異にして來るのである。そして或る一定の列次に達するとカツバハはマトアサイと稱せられるやうになり、謂はゆる老蕃となる。それはほゞ四十歳前後を以て達すると見做してよいやうである。

これ等の階級が蕃社組織の根幹をなすものであるが、かれらの統治組織はデモクラティックな共和制であつて、蕃社の謂はゆる頭目と稱せられるものは蕃社總會議によつて推舉せられる形式をとつてゐるので

ある。蕃社總會識は階級に取入れられたる全部の男子によつて構成せられるのである。また頭目以外の役員もまたその推舉によることは勿論である。そして頭目以下の幹部の権限なるものは制度的であつて獨裁的ではなく、一定の機關を通じて協議執行せられるところにかれらの統治機關の特色を見る事ができる。

蕃社には必ず集會所なるものがあり、それがかれらの會議の場所である。それはまた同時に警戒所でもあり、接待所でもあるが、またアミ族の男子にして階級に取入れられ妻を有たない者の宿泊所でもあるのである。そしてそこは全く女人禁制である。従つてかの女等は蕃社の樞要な會議に列席する事はできない。それ故かれらの家族制度が女系制なるにもかゝらず、女子は蕃社の統治に對しては全然發言權を有つてゐない。

しかし家族は女系制なるが故に、家は全く女に屬し、家庭内に於ける男の支配は全く認められない。その食糧の管理は勿論のことで、收入、財産はすべて女の支配に屬する。アミ族の結婚はすべて婿入りであつて女が他家に嫁ぐといふことはない。しかしその制度は現在では弛緩しかけてゐる事は事實であるが、原則としては未だにこれが行はれてをり、家長權は女子にある。そして家なるものは女の留まるところのもので、男は女の夫たる資格に於いてのみ家に同棲することができるのである。それ故アミ族の家族は女とその女の夫たる男とかれらの間に生れた娘等より成りたつのであつて、男子は幼少にして母親の保育を要する間のみはその家に留まるのであるが、最早八九才に至れば母の家に於て飲食することには變りはない。

が、夜は屋外もしくは集會所に寝泊りし、家族と寝を共にすることはない。それは一度結婚した男子にしても妻を失ふか、離婚された場合も同様であつてそれ等の男子は再び集會所に寝泊りすることになるのである。しかし食事のみはその實家ですることはゆるされてゐる。

アミ族はその統治組織においては先きに記したやうに推擧式があつて世襲的ではないが、祭事を司るシリシナイと呼ばれるものは世襲なのである。そしてそれが曾て元首であつたらうことも想像せられるのであるが、今日ではその事はない。そしてその世襲の實体は家に傳はるのであるが、その家に婚入りした他家のものがその職を襲ふといふのではなくして、その家に生れた男子が他家に婚入りしながら、その地位を受け嗣ぎ、その職分を行ふのである。

アミ族の蕃社組織の概要は大休以上の如くであるが、それが家族もしくは氏族といふものが蕃社構成の要素をなさずに年齢別階級かその要素をなし、何等の特權を有する階級といふものゝ存在せぬところに他種族に對して著しい對照をなしてゐるのである。

タイヤール族

タイヤール族とは中央山脈の中部より北部にかけてその部落生活を營んでゐる種族を指すのであるが、

かれらは顔面に刺墨してゐたことによつて知られ、また他種族と區別せられることができる。そしてかれらは自分及び自分の同族をタイヤールと呼ぶものと、セーデッカと呼ぶものとの二支族に大別する事ができるが、かれらの慣習制度に於ては大同小異である。しかしそれ等の區別が如何にしてまた何時の時代に生じたかについては不明である。

もし自稱をタイヤール族と呼ぶものを純タイヤール族とし、自稱をセーデッカと呼ぶものをセーデッカ族とすれば、純タイヤール族は主として北港溪畔を境としてその北部及び西部にのび、セーデッカ族はその東部及び南部に占據してゐると見做すことができるが、純タイヤール族に屬する萬大蕃がセーデッカ族の領域をはなれて獨り南方に位置し、また普通南澳蕃を一括せられるものゝ中にセーデッカ族を混入する等の事實もあるのである。

かれらは更に小分されて一團をなすのであるが、純タイヤール族では白狗蕃、マレツバ蕃、マリコワン蕃、眉原蕃、萬大蕃（以上臺中州能高郡内）、シカヤウ蕃、サラマオ蕃、南勢蕃（以上臺中州東勢郡内）、南澳蕃（臺北州蘇澳郡内）、溪頭蕃（臺北州羅東郡内）、屈尺蕃（臺北州文山郡内）、馬武督蕃（新竹州新竹郡内）、大崙吹前山蕃、ガオガン蕃、マリコワン蕃（以上新竹州大溪郡内）、上坪前山蕃、上坪後山蕃、メカラン蕃、前山マリコワン蕃、後山マリコワン蕃、キナジー蕃（以上新竹州竹東郡内）、鹿場蕃（新竹州竹南郡内）、汶水蕃、大湖蕃（以上新竹州大湖郡内）、北勢蕃（新竹州大湖郡内及び臺中州東勢郡内）に別れ、セーデッカ族では霧社蕃、タウツァ

一蕃、トロク蕃（以上豪中州能高郡内）、タロコ蕃、タウサイ蕃（以上花蓮港廳研海支廳内）、バトラン蕃（花蓮港廳花蓮支廳内）、木瓜蕃（花蓮港廳鳳林支廳内）、に分たれるのである。

そしてかれらは總人口三三、二九六を有し、蕃族中第三位にをり、その増加率は前年に對して千分の四に當つてゐる。かれらの住息地は殆ど山地であり、最高標度は五千尺に達するところさへあるが、溪畔の臺地を選んでその部落を營んでゐる。その社數は二五二の多數に及んでゐる。

かれらの蕃社組織にはアミ族に見る如き年齢別階級制度の如きものはなく、血族を單位にしたガガ、（ガガロフ、ガヤ、ガザ等と地方によつて稱呼を異にする）の制度より成り、その家族は男系制である。

ガガとは言葉本來の意味は掟といふことで、かれらの慣習制度を指すのであるが、それは同時にそのガガを共同に維持して一團をなす團體をもまたガガと稱するのである。ガガの掟としての本質的内容はその團體を異にするもほゞ同一であつて、タイヤール族としての慣習制度を同じうするものである。

團體としてのガガはその發生に於いて一個の血族團體であつたものであり、その組織は村落共產體である。しかし現在ではその特色は著しく弱められて、一個の祭祀團體としての存在なるかの觀があり、中には祭祀團體としての特色すら失つたところもある。しかし現在でも土地がガガに屬し、それが共有せられてゐたといふ觀念及び事實は明かに存在してゐる。しかもかれらがいまだに盜みを犯罪として考へてゐないといふことはその本質が共產體であつたことを證據立てるものである。

かれらは部落生活の單位である社をアランと呼ぶのであるが、アランとガガ、との關係は以前は一のアランが一のガガ、をなしてゐた事は明かである。しかるに社の膨脹は分散移動を促し、元の一社は數社に分裂するに至つたのである。しかしなほ社を分つとともにガガをも分つた場合も幾つかあり、また更にアランとしては一社を組織してゐながらその内部にあつてガガ、の分裂を來たした例も見受けられる。それ故現在ではアランとガガ、とが各々一休をなすものと、數個のアランにて一のガガ、をなすものと、數個のガガ、にて一のアランをなすものとの三様の關係を生じて來たのである。

ガガ、には必ず祭祀の首長なるものがあるのであるが、アランとガガ、との關係によつてその権力支配を異にして來るのである。ガガ、が數個のアランを抱括してゐる場合では祭祀の首長なるものは世襲であつてそれが嘗ては元首であつたらうことを想像することができるが、現在では單に祭祀を司るのみで政治的の権力を全然持たず、たゞその職を世襲することだけが残つてゐるのである。私は現在一のアランが一のガガ、を組織してゐる例を有たないので現在に於けるその場合の権力支配を述べることができないが、一のアランが數個のガガ、から成る場合ではアランとしては殆ど地域的の聯合にすぎず、それ等のガガ、はその主宰者なるものゝ名前を附して誰某のガガ、と呼ばれてそのガガ、の首長たる権力支配を政治的にも有するところを見ると、一のアランが一のガガ、であつた場合にも同様にガガ、の首長はアランの政治的頭目であらうことが想像される。その場合に於てガガ、の首長は世襲であることが明かであるが、

現在の如き一のアランが數個のガガ、より成立してゐる場合に於てはその首長は制度的に世襲ではないのである。しかし事實としては父子相繼ぐ場合のあることは事實である。

社には必ず頭目なるものがあるのであるが、それは數個のアランが集つて一のガガを成す場合に於てはそのアランは政治的にその頭目の支配に屬するのである。しかしその選出はアミ族の如き一定の機關を通じて行はれるのではなく、當人の力量によつてそれを獲得するのである。従つてこれらの權限も制度的でなく、その頭目によつて實權を異にしてゐる。殊にアランが一の部落のみでなく數部落に分れてゐる場合の如き、各々の部落に勢力者があつて部落を支配するを以て頭目の權限の著しく縮少されてゐるのを見るのである。各部落の勢力者の選出も頭目の場合と同様である。そして一のアランが數個のガガに分裂してゐる場合は、恰もアランが更に小部落に分れてゐる場合と政治的には略々同様なのであつて、そのガガはアランの中の一部落と見るべきものであり、そのガガの首長は勢力者であつてその選出及び權力支配もまた前の場合と同様なのであるが、たゞそれが政治的支配以外に祭事の司祭たることが異なるだけなのである。かくの如き場合に於ては社の頭目の選出は各部落及び各ガガの勢力者中の有力者が矢張りその實力によつて盛りたてられ、公認せられるのである。

かくの如き組織より成る、タイヤール族に於ても、また特權的階級といふが如きものゝ存在を見ないのである。

次にこれらの種族的特徴を表示してゐる刺墨であるが、それは男子にあつては額と顎に、女子にあつては額と顎とに行ふのであるが、額のそれは男女共に幼年時代に既に刺墨し、その種族的標號とされるのであり、男子の顎のそれは他蕃を讒首することによつてかれが成年たるの資格を獲得した後に刺墨をゆるされるものであり、女子の顎のそれはかの女が通經後結婚前に刺墨せられるので、かの女が女性としての成育を表示するのである。かくかれ等は顔面に刺墨することに依つて黥面蕃とも呼ばれ、かれらの種族としての血の純血は保持せられて來たのである。それ故に他種族との通婚を絶対に禁じてゐたのである。従つてかれらの文化的要素もアミ族等に比較する時遙かに單純である。

ヴヌン族

ヴヌン族とは現在中央山脈の中部東西兩側にまたがつて蟠居し、北方にはタイヤール族を、南方にはツオー族及びバイワン族を控へ、東方にはアミ族と境を接し、殆ど他蕃族の各種に圍繞せられ、昔より他種族との間に烈しい鬭争を續けて來た種族である。そして現在に於てもその地理的關係もあつて恐らく各種族中最も文化に遠いものである。

今日に於ては蕃地は今回の霧社蕃の暴動の如きものがあつたといへ、最早一應は歸順し、全然統治下に

あると見ることが出来るが、唯ヴヌン族の中には未だに完全な統治下に歸服されることのできないものがある。

ブヌン族を更に區別すると、カ社蕃、丹蕃、槽蕃、郡蕃、卓社蕃、カンタバン蕃、タクブン蕃、高山蕃、シブクン蕃の九支族に分つのであるが、それらの中カ社蕃は臺中州新高郡に、丹蕃、槽蕃、郡蕃は臺中州新高郡及び花蓮港廳玉里支廳管内に、タクブン蕃は臺南州嘉義郡に、卓社蕃、カンタバン蕃は臺中州能高郡に、高山蕃は臺東廳里壠支廳管内に、シブクン蕃は臺東廳里壠支廳管内及び高雄州屏東郡下にまたがつてゐる。そしてこのシブクン蕃は最も頑固に歸順を拒んでゐたのであつて、最近まで電氣鐵條網がこれらの住息地を圍繞せられてゐたものである。

しかもヴヌン族の中にはこれ等の外に大正九年の謂はゆるターフン事件なるものゝ殘黨の一團がラホアレなるものに率ゐられて新高山の東側老濃溪の上流數千尺の高地に封じ籠つて反抗を續けてゐるものがあるが、昭和三年にはなほ郡蕃中の郡大社の一團がそれに合流して勢力を増し、目下全く手を下し難き有様があるのである。

ブヌン族の人口は一八、二八二であつて、その増加率は前年に對して、千分の九・〇の増加を示してゐる。そして社數は一三二に及んでゐる。

かれらは現在全く中央の山地に押し込められてゐるが、嘗ては東部地方の平地に蟠居してゐたことは確

かであつて、かれらは東部海岸より臺灣本島に可成以前に上陸したものであり、その後アミ族の渡來のために後退したものと見做すことができようかと思はれる。而して東部に發掘される石器の一部はかれらのものであると考へられる。

かれらの社會組織は族外婚なる氏族制度から成り立つてゐると見做すことができる。そしてかれらは氏族名を有し、それは最早トーテムとしての意義を失つてゐるやうであるが、嘗てかれらがトーテムを有つてゐたといふことが想像される。

かれらの婚姻は全く族外婚であつて半^{ホエイテイス}族に別れ、Cross-cousinの婚姻が認められてゐる。例へばカト社についての例を見るに、その氏族はタウシアン、タシツカン、トコラン、バリンチナン、タシヴァロアン、カラヴァヤン、マリヴァヤン、バキシアンの八に分れるが、一より五までの男女は相互に結婚せず、また六より八まで男女も同様であつて、一より五までの男子は六より八までの女子と、六より八までの男子は一より五までの女子との間に通婚がゆるされるのであり、從兄弟姉妹はかれらの双方の父親達が兄弟なるか、または母親達が姉妹なるかの時はその關係はタシアンと呼ばれ、結婚は禁ぜられてゐるが、双方の父親と母親とが兄妹または弟姉なる時にはその關係はマシルツカイと呼ばれ、相互の結婚が認められてゐる。即ち前者の場合は從兄弟姉妹は同族であるが、後者の場合にはかれらは異族となるのである。これ明かなる族外婚の例である。そして一より五までは一の半^{モイユナイ}族を、六より八までは他の半^{モイユナイ}族を構

成するのである。そして社の支配は今日では頭目を有するけれども、かれらの習慣としては氏族の上に族長があつて、その支配に屬してゐたものである。

ツ　オ　ー　族

ツオー族とは現在に於ては中央山脈新高山の西方、阿里山を中心として、その附近にあるものを指すのであつて、臺南州嘉義郡を主なる居住地とし、達邦蕃、知母勝蕃、イムツ蕃、テブラ蕃があり、なほ臺中州新高郡の一隅にロフト蕃、高雄州旗山郡の奥地に簡仔霧蕃、高雄州屏東郡に四社蕃が分布してゐる。

その總人口は僅かに二・〇一七であつて前年に對して千分の一〇の減少を示してゐる。そしてその社數は二三である。かれらの社會組織を見るに、社には一人の頭目があつてこれを支配し、ヤコマツなるものがあつて若者を指揮監督して頭目を輔佐し、戦時には二人のユオジムなるものを將帥となし、その下に二人のマヲタスなるものがあつて輔佐するのであるが、頭目、ユオジム、マヲタスなるものは氏族によつてそれぞれ世襲されてゐるのであるが、即ち社は氏族より成るのであるが、その氏族は階級的制度をなすと見做すことができる。

また蕃社には大社小社の區別があつて、大社は宗社であり、小社は支社であり、それ等は祭事に際しては一のクランを構成するのである。

バイワン族

バイワン族とは臺灣本島内に居住する蕃族中南方にあるものゝ總稱であり、現在これを一種族と見做してゐるのであるが、甚だしく疑問のあるところであり、研究の餘地を多分に存してゐる。そして現在ではこれを三支族に區別してゐるのである。即ち純バイワン蕃、傀儡蕃、卑南蕃の三である。

卑南蕃とは臺東廳下の平地、卑南平野に割據する諸社を總稱するのであり、傀儡蕃とは高雄州屏東郡内及び潮州郡の北部に占據し、なほ臺東廳下に一社をなすものをいひ、純バイワンとは前記二蕃の南方、高雄州潮州郡及び恒春郡にあるものを指すのである。

その總人口四一、三四四を有し、蕃族人口中第一位にあり、前年に對しては千分の五の人口減退率を示してゐる。そして社数は二〇五である。

バイワン族は嘗て各蕃族中最も高き文化の所有者であつたらしく、かれらの間には彫刻の如き藝術を有してゐるのを見られるのである。しかしまたかれらの間には支配階級があり、上下の征服被征服の二階級が明かに見られる事が——それは純バイワン族に於て未だに見られるのであるが、——他種族と著しく異なる處であり、土地は頭目に屬してゐて、社衆は頭目に對しては貢税をなすの義務を負ふのである。そし

てまたその頭目の世襲相續は長子相續であり男女にかゝらず第一子がそれを受けつぐのである。

しかし卑南蕃にはそのことなく、卑南蕃は女系家族より成り、頭目は世襲であるが男子である。またそこには年齢別階級があるけれども、一定年齢に達するまでのことであつて、アミ族の如きものではない。それは若者の訓練としての階級制であつて、蕃社組織の構成要素をなすものとは認めることにはできないのである。

そしてバイワン族はすべて家名を有し、氏族の區別が行はれてゐるのであるが、そしてその家名によつて特權を有するものがあるであるが、それがトーテム團そのまゝであるかどうかは疑問である。しかしかれらにトーテムらしいものがあつたらしい形跡は認められるのである。

體 質

身長・頭形・鼻形

蕃人の體質に就ては松村謙博士の研究によることとする。

『臺灣山地に於ける蠻族の身長は、ツォウ族を最高とし、他は大体に於て北部よりも南部の方、低身なる傾向を示してゐる。そして東部の平地に占居するアミ族は全蕃中最も高身的のものであると共に、山地に於けるものより、明かに區別し得られる程の特徴がある。

臺灣蠻族の頭形は種族的に多少の差異が認められ、山地の蠻族にありては、北部よりも南部の方がより短頭的なる傾向を示してゐる。未だ身長と頭形との交聯係数は算出しないから判然たる事は言へないが、性質の相關關係は、日本人その他の場合の如く、多くがマイナスが現はれることから推測すると、臺灣蠻族の頭形の變化は、前述した身長の變化に伴ふが如く見えるとして寧ろ當然であらう。そして東部平地に棲息するアミ族は、山地の諸族には見えない頭形的の示數を示すものと共に、他の體質上の性質と相俟つて山地の蠻族よりは、一段と區別さるべき差異を示すものゝやうである。

次に鼻形に於ては大体に於て、北部から南部に進むに従ひ、漸次その示數を高めて低鼻的となる感がある。そして東部平地に住するアミ族は山地に於けるものとは異り、殊に低鼻的なるを示してゐる。』

體質と分布

『これ等三性質の平均が比較される限りにあつては、大体に於て臺灣の蕃族には、三つの型式が認められるやうで、一は高身長頭狹鼻型、二は低身長短頭低鼻型、三は高身長長頭低鼻型である。一の代表はタイヤール——ツオウ族であり、二はブヌン——バイワン族であり、三はアミ族である。これは固より概觀的のもので、何れも平均値は幾つから、幾つまでを何型と呼ぶといふ束縛的の區分に従つたものではなく、特徴をとらへ便宜命名した寧ろアイディアアルのものである。固より平均値を以てしても諸族相互間の比較乃至區分はできぬ事はないのみならず、寧ろ在來はその方法が専ら行はれたのである。しかしそれではあまり人爲的で不自然の嫌ひがある。苟くも數を取扱ふからにはこれを數理的に處理してこそ、始めて意義あるものになる。その意義ある結果は、何等かの公式に基いて、材料の整理された時に發表するとして、最後に一瞥を他族との比較に向けて見るならば、かれら蕃族はフィリッピン群島に棲息せる蕃族の或者に近似するといへる。何れ臺灣蠻族が今日見るやうな分布状態を探るに先だつては、南方諸島から押し寄せる移住の波が、幾回となく繰返されたに相違なからう。』

結 論

以上、私は蕃人の過去を主として、現在に於ける記述をなしたのであるが、既にかれらの本來の慣習、

制度は變革を受け、その純一なる形でないことは明かであり、今後、益々それが改廢されることは避けがたい事實である。種族としてのかれらの將來が何であるかは、現在に於ける重大問題であるが、その誘導開發にして過りなければ、かれらの將來は決して悲觀するものではないと信ずる。

しかし、未開人種に對する行政はその意志態度に於て、如何に仁慈的、善意的であつても、かれらに對する理解が、かれらの觀點よりする生活様式に一致しない限り、それは甚だしく危険であり、慘害的であることは免れないのである。そのことを思ふと、現在の理蕃對策は甚だしく寒心に堪へないものがある。

また學術的の方面から見ても、現在の蠻人に對する知識は甚だしく不完全である。今日に於て、それが究明を怠るならば遂に再び取返へす能はざる損失を招くであらう事を、最後に切言して置くものである。



霧社蕃とその社會制度



霧社は北緯約二十四度、東經百二十一度十五分に當り、東西を南港溪上流なるハブシ溪と濁水溪上流とに挟まれたる丘陵の一部平面を爲せる地點であつて、標高約三千五百尺である。而して霧社蕃とは此の地を中心としてハブシ溪及び濁水溪上流の溪畔にトゥガン、シーバウ、バーラン、ロードフ、ホーゴ、スーク、タカナン、カツツク、タロワン、マヘボ、タポアン、ボアルンの十二の社を爲す一群をいふのである。種族はタイヤール族であるが、その中の自稱をセーデッカと呼ぶ所謂セーデッカ族に屬するものである。

然し霧社蕃は彼等の自稱ではなく、彼等が霧社を中心として附近に蕃社を爲し、シヨッボガザ（シヨッボは同一の意にしてガザはガヤともいひ、又セーデッカ以外のタイヤール族にてはガガ、又はガガロフといはれるが、本來の意味は捷といふ事であり、其の同一の捷を共同に維持遵奉する一つの團體をも亦ガザ——それぐにガヤ、ガガ、ガガロフ——といふのである。それ故にシヨッボガザとは同一團體といふ事である）を爲すが故に、斯く呼ばれてゐるのである。然し彼等自身の稱呼には確信を以て答ふるものが

ない。唯私の調査した限りに於ては、アラン・セーデッカと稱するのだと彼等は語るのであるが、然し自稱をセーデッカと呼んでゐるのは、ひとり彼等ばかりではなく、なほタウツア、トロック、タロコ、バトラン、木瓜等の諸蕃があり、タウツアはアラン・タウツアと稱し、トロックはアラン・トロックと稱してゐるのに、何故に彼等のみがアラン・セーデッカと稱するか、私には解けないのである。佐山融吉氏は自稱をテヴァーであるとし、森丑之助氏はセーダッカ・ダヤであるとせられるが、私の知れる限りに於てはタカダヤはトロック蕃が彼等を稱するのであり、ステヴァーはタウツア蕃が彼等を稱する場合である。

二

前記の十二社のうちダボアン、ボアルンの二社を除く十社は、元は濁水溪の右岸、現在のタロワン社の東南上手の丘陵附近に集團して社を爲し、當時は五百戸に餘る大部落であつたといはれてゐるが、今より三四世代前頃より分散移動を始め、現状に至つたのである。(タロワンとは舊跡の意味であつて、現在其の地に社を爲す故ものを、其の地に因んで其の社をタロワン社といふのである。其の當時の大部落を何社と呼んでゐたかは私は聞きわすれた)

斯く社は分裂し、四方に小部落を作り、相互に獨立はしたが、彼等はガザとしては一團をなし、相互に

シヨッボガザであつて、ケンガルガザ（ケンガルは單一、一個の意味である）をなし、慣習制度を一にし、祭事を共同に行ふのである。

而してタボアン、ボアルンの二社は本來はタウツア蕃に屬するものなのであるが、明治四十二三年頃討伐をうけたる後、タウツアのガヤを離れて霧社蕃のガザに加入し、其の所屬となつたものである。

ガザを共同にする以外、社は相互に獨立してはゐるが、然し社は單一なる部落であるとは限らないのであつて、各社は更に數部落に分れ、其の部落がなほ小部落に分れてゐる場合すらあるのである。例へばバーラン社はテンタナ、ルツツォ、チェッカ、フンナツの四部落に分れてゐるが、更にテンタナは四、ルツツォは二、チェッカは三の小部落に分れてゐるが如くである。そして社をアランと稱するのであるが、各部落も亦アランといはれ、小部落は——霧社では——テナナクアランと呼ばれてゐる。アランは斯く一社又は一部落を指すばかりでなく、ガザ全體をもアランといふのである。アランとは比隣の意味であるといはれる。

三

部落又は小部落は皆各々ブシラン又はルーゲン（ローゲンとも）と呼ばれ頭首をいたゞき、それを現

在では勢力者といはせてゐる。而して社にも亦ブシュラン又はルーガンと呼ばれる所謂頭目がある。此の場合には前者をブシュランチック又はブシュランハリ、後者をブシュランパール又はブシュランパーライと稱して區別するのである。(チックは小の意、ハリはハイ又はハヂともいはれ、近いの意、パールは大の意、パーライは本當の意である)

各部落に於けるブシュランの地位には間々世襲の形を取つてゐるものがないが、未だ制度的に固定してはゐない。如何にブシュランの息子であつても、彼が凡庸の人物である場合にはブシュランとして戴かないと彼等はいつてゐる。それならば如何なるものなるかといふに、彼等の言葉を借りていふならば、第一に武勳であつて戦争の上手な酋長の數の多いことは勿論のことではあるが、其の上によく他人の世話をし面倒を見、話の上手な物のよく分り、正直にして忠實なる者でなければならぬのである。さうした勢望を擔ふものが自分の實力によつて一黨を率ゐ、ブシュランとなるのである。中には其の聲名を慕つて他部落より其の傘下に加はる者もあつて、部落構成の内容には離合集散は時として行はれはするが、然しそれも地域的關係に支配せらるゝが故に無制限に行はれはしない。唯パーラン社の如くに四の部落に分れ、それが更にテナナクの小部落に分れてゐるが如き場合には、少しでも勢力の強いブシュランの下に参加することの方が萬事に都合がいゝといふやうな理由によつてすることが多いのである。然し通則としては或る血族を中心として其の親近によつて集合してゐるのが常態である。

四

斯くプシュランに率ゐられてる部落の幾つかが地域的に集つて社をなしてゐるが、其の各部落のプシュラン中の更に實力勢望あるものが社全體のプシュランとなり、プシュランパールと呼ばれるのである。然しプシュランチャッコにしろ、プシュランパールにしろ、其の地位に制度的の権限が規定されてゐるのではなく、その権力は全く其の常人の人物及び力倆の如何によるのである。殊にプシュランチャッコとプシランパールとの關係に於ては明にそれが見られ、プシランパールが餘程他のプシュランチャッコに較べて傑出したものでない場合には、彼は單に社を代表するといふ意味に於てパールであるだけにすぎず、其の権力は僅に自己の部落の一黨を率ゐるだけにとゞまり、其の権限を他部落に及ぼすだけの實権を缺くことの方が多いのである。然し今次（昭和五年）の暴動に於ける策源地と見做されてゐるマヘボ社のプシュランパールなるモーナ・ルーダオの如きは、社内に於ける他のプシュランを壓し、其の勢望は群に抜んでゐたのみではなく、霧社蕃全體から畏怖されてゐた人物であつた。それ故私がマヘボ社にて、若し頭目の命令に服従しない場合はどうなるかといふ意味のことを尋ねた時に、社衆は社全體の指揮監督の出來ないやうなものはプシュランパールたる資格のないもので、自分達は絶対に彼の命令に服従してゐるのであつて、服従し

ない場合などはないから、そんなことは知らないと言へた位であつた。今度の叛亂が傳ふるやうにマヘボ社が主動者であるとすれば、他の蕃社が風を望んで参加したのは肯かれることである。

五

斯くの如き統治機能を有つた部落及び社は、ひとつのガザ即ちケンガルガザに統一されるのであるが、ガザには現在にては、少くとも平時にあつては統治的にガザを代表するものはない。然しそれは共同の祭事の首長を有つてゐる。霧社蕃の祭事はシムガソツ（種子蒔きの行事）、メホマツチ（粟の刈入れの行事）メホバツサオ（黍の刈入れの行事）の三である。メホは又ボガアザともいはれる。そして其等の各々にルーダンがあり、それぞれにルーダンシムガソツ、ルーダンメホマツチ、ルーダンメホバツサオと呼ばれてゐる。其等は各祭事に一人宛あるのだが、現在ではシムガソツとメホマツチとに各々一人宛のルーダンチッコがある。それは本職のものに障りある時に代行し、又は本職の司祭した或る年の作物が不良であつたりする場合に翌年の祭事を代行する必要から生じたのである。然しそれは當代にあつて始まつた事であり、昔は一人であつたのである。そして又祭の各々にルーダンのある事も中途からの變化であつて、元はルーダンシムガソツ一人であつたのである。それ故今日三人になつてはゐるけれども、シム

ガソツのルーダンが最も重きをなしてゐる。シムガソツのルーダンは單にシムガソツともいはれる。先きの各部落のプシユラン達が制度的に世襲ではないにか、はらず、是等の祭事のルーダンはすべて制度的に世襲であつて、ルーダンチックが置かれてゐる場合でも、それは必ず本物の血筋に限られてゐる。そして各部落のルーダンは戦争、出草、又は出獵の時の親分にすぎず、一黨一派の頭であるが、シムガソツのルーダンは本當の彼等の支配者であるといふ觀念を有つてゐる。特に現在シムガソツのルーダンがバーラン社に住んでゐる爲か、バーラン社の社人はそれを信じ、土地は彼のものであり、すべての權利は彼にあるといつてゐる。然し他社のものはそれを口にしない。そして土地については誰のものでもなく、ガザの共有であるといつてゐる。祭の行事については省くことにして、土地のことに移る。

六

土地はシムガソツのものであつたかも知れないが、現在ではガザのものであり、共有である。即ち彼等の言葉でいへばサツパツである。然し又現在では土地を自ら開拓し、耕作に使用せる畑は其の各自の私有となり、所有權が認められ、各自の意志による譲渡賣買がゆるされてゐる。而してその開拓耕作の最初に於ける分配については各部落所在地の地形、廣袤によつて部落毎に異なるが、原則として平等に分配せ

られたものである。パーラン社にては別に何處を誰に、何れだけ宛を誰にとは分配しなかつたが、各々自分の好きな土地を必要だけ開墾したのを、自分のものとしたのだといつてゐるし、ホーゴ社にてはタロワンより移つた時に平等に分配したのだが、現在各自の持分に大小のあるのは「豚が欲しかつたり、酒がのみたかつたりして畑を賣り、それを買ったものがあるからだ」といつてゐる。つまり限られた土地の場合には豫め平等に分配し、土地に餘裕のある場合には必要だけを先づ各自が開墾使用したといふことが出来よう。如何にガザの領域内に澤山の土地があり、それが共有であるとしても部落の所在地によつて開墾耕作に供することが不可能なる事情があるが故に自然そこに制限がある譯である。

霧社蕃では一度開墾使用せる土地は讓渡するか、又は放棄を宣言しない限りは何時までその所有に歸し、今日では嚴然たる彼等の財産と認められてゐて、それはその息子達に相續分配せられる。その分配の仕方は平等にするのと、長に厚く幼に薄いものとがあり、又息子達の各々には分配せず、一血族にて共有して相繼ぐるところもある。其の例はタポアン社に見られるのであるが、同社にては例へば、父が死ぬとすれば其の所有せる土地は先づ長兄の管理するところとなり、次いで次男、三男に及び、最後に末子に至り、それが死ぬば長兄の長男に移り、其の兄弟達をめぐり、其の次には長兄の長男の長男に移つるといふやうに直系の兄弟が順々に受けつぐのである。そして收穫せる食糧を分配して食するのであるが、それは餘りにも土地が少なかつたことの結果である。

斯くの如く耕作地は私有されてゐるが、其他の霧社蕃の勢力範圍内の土地は全然共有であつて森林、原野、獵場、牧場等は誰のもの又は何社のものといふことはないのである。然しガザ以外の他蕃のものがそれを犯す時には、彼等は決してそれをゆるさず敢然それを膺懲し、他蕃との間に敵對關係を生ずることが起るのである。

書き洩したが、一度開墾耕作して私有になつた土地について一つの面白いことは、それが何かの事情によつて部落の住居地に變る時があるのであるが、其の時にもなほその私有が認められ、居住者から借地料が拂はれることである。普通は住居地は共有であつて、各自が自分の宅地を持つてゐるのであるが、新しく部落を移動した場合に、その住居地として選擇された土地が誰かの耕作地であつた時には其の地主に對して其の部落のものは家屋を建てるに際して借地料を拂ふのである。その例をホーゴ社に見ることが出来るのであるが、然し最初に家を建てる場合は一度拂へば其の後は其の子供達が建てる時には最早拂はなくともよいといはれる。なほ畑の小作も行はれてゐる。これを見ても如何に、今となつては土地が狹隘を感じて來たかゝ分るのである。

次に彼等の刑罰制度について、あるが、その重なるものは性的行爲に關するものであつて私通、姦通、離婚はすべて犯罪として取扱はれる。然し盜みは犯罪として考へられてゐない。唯盜んだものを返すか、若しくはそれに相當するものを辨償することによつて常人同志の間に於て解決せられるのである。この場合に私刑が行はれたことはあつたが、ガザの反則としては取扱はれないのである。このことはガザの發生について重要な觀點であつて、ガザの發生が私有財産を認めなかつた以前に成立したものである事を示し、ガザが團體として血族共產體であつた事を暗示するものである。

殺人は「サネツク（不淨又は禁忌）」としては考へられてゐるけれども、犯罪としては考へられてゐない。それはルーゲン其他の斡旋によつて當事者及び其の家族の間に於て解決せられるのであるが、加害者は殺害すると同時に部落を去り、山中に入り、月の改まるを待つて、なければ、如何に解決するとも歸社することは出来ないのである。それは復讐を恐れることよりも不淨の觀念から出發せることである。

私通、姦通、離婚等について詳説することは最早豫定の紙數もつきさうなので觸れないことにする。然しそれらの場合には現在では其の罪を犯せるものの双方からガザに豚を納め、ガザの全員がそれと共食するのであるが、現在では社が分散してゐて、霧社蕃全体のもものが一ヶ所に集合することは不可能なので、當事社の社内だけでそれを共食するのである。このことをド・メホールと稱する。

次は簡單に二三の項目を説明してこの稿を終ることにする。霧社蕃の屬するタイヤール族は男系制であるが、霧社蕃に於てもその通りで、原則として男は他家に入ることをしてないが、然し既にそれは破れてゐる。だが、その例は甚だ少なく、家に女子のみにて男子の相續者のない場合に限られてゐる。然しこれも私有財産觀念の強大して來た一つの例證と見ることが出來よう。

そして結婚は賣買婚であつて嫁の實家に對して聘財が贈られる。霧社蕃に於て其の重なるものは畑である。近親間の婚姻を禁じ、血縁につらなる異性の關係を相互にハルマゲンと稱し、其等の間に於て、又其等の同席する處に於て性的事實を話題にし、情事を口にするを嚴禁し、それを犯す場合はガザの名に於て膺懲せられるのである。なほ其等の一方に對して他方の情事を口にする場合も同様である。而して夫婦は完全なる一夫一婦制であつて男女の關係は嚴重なる看守のもとに置かれてゐる。

次にガザへの加入であるが、ガザ以外のものがガザに加入をのぞんで來た場合には、協議の上それをゆるすのであるが、その時には又シヨッボガザ（純タイヤール族にてはトモアンガガといふ）と稱して、加入者はガザに豚を納め、それを共食する事によつて完全に彼はガザの成員となる事が出来る。

又ガザを脱退して他蕃に越く場合にはヘメチガザ（ヘメチは遺すの意で、ヘメチカリといへば遺言である。カリは言葉）であつて、脱退するものは豚をガザに納めて去るのである、此の場合には去る者は豚を食はず、残れる者達のみにて食するのである。初めに言ひ落したがシヨッボガザの時にも、又犯罪の爲めに豚を納めた時にもガザをはなれざる限り其の當人達も共に食するのである。

タイヤール族の慣習



婚 姻

嫁を貰ひたいといふのが當人である場合も、其の両親である場合も婚姻に際しては、其の表向きの第一段階として必ず媒介者を立てるのであつて、それは普通彼等の部落の頭目又は勢力者に依頼する。そして縁談は男の家から女の家に対してなされるのが常例である。

媒介人は女の家にゆき、縁談を持ち込むのであるが、此の場合媒介人は先づ夢占ひして後出かけるのであるが、其の途中鳥占ひが凶であつた場合は其のまゝ引返し、又夢占ひして出なますのである。又、然し双方の家若しくは其等の屬する團體の何れか一方にでも死者があつて、喪に服してゐる者のある時、又は出草、狩獵、祭祀等に着手中の時は縁談をすゝむる事は禁忌である。其他縁談の座に相手方たる女の兄弟、従兄弟、再従兄弟等の男性親族のある時も亦縁談を議することが禁じられてゐる。

是等の親族關係をハルマゲン（又はノッコン）と稱し、其等相互に於ては情事に關する行爲は勿論のこと、情事に關する一切の言説が禁じられてゐるばかりでなく、彼等の何れか、同席する場所に於て彼等のハルマゲンに關する一切の性に關する事柄を口にすることも同様に禁じられてゐるのである。例令、従兄弟姉妹の男女を「お前達は夫婦か」と過つて尋ねるやうなことがあつても、彼等はそれを不淨として賠償

を質問者より要求するのである。さればハルマダンの關係にある男女の間に絶対に婚姻の禁止せられてゐることは勿論である。

然し縁談がすゝんで娘をやつてもよいといふまでには仲々時日を要するので、女家では永引がすほどよいとしてゐる。愈々承諾すると、次には媒介人は更に女の家と聘金の相談をするのであつて、其の額によつて話がこわれることもないではない。聘金の相談が纏まると、女の家代表者等が男の家に出かけて聘金として贈らるゝ財物の品質、數量、價格等を調べ、約束通りであるか否かを確めた上にてそれを受取り、愈々縁談は成立するのである。それに他方では男の家の屬してゐる團體(ガガア)は狩獵にゆき、獲物の肉を飯漬けにして著ひ、男の家では酒を造り、準備をすゝめ、愈々縁談が完全にまとまり、聘金の受渡しを終ると間もなく婚禮が爲されるのである。

婚禮の日には新婦は彼女の親權者及び其の所屬するガガアの者に送られて男の家に入るのであるが、此の時簡單なる儀式禁壓が行はれる。それから媒介人は一場の挨拶をする。

そして兩家の家長達から順々に列席者一同が合飯とて一つの杯から二人が一緒に酒をのみ、それが終つて先きに準備してあつた肉酒等の御馳走にて酒宴をひらき、兩家及び列席の一同が歡をつくすのであるが、其の夜から新郎新婦は始めて床を同じくして休むのである。

婚姻の完全に成り立つた時より兩家は互に姻戚(ロッピーオン)の關係に立つ、而して双方の親族(ゲロー)

同志にも亦同じく姻戚の關係が生ずるのである。但しこの場合は一定の限界があつて普通四等親以内とする。

本族は男系制の家族制度を有し、婚姻は嫁取を原則とし、男の女家に入ることにないが普通であるが、稀には男の女家に婿入りすることがないでもない。此の場合には婿入りした男は其の招家養家に於て財産上の相談其の他の場合に際し、利得をうくること極めて少なく、又其の家人及び招家養家の屬するところのガガアの族衆に對しても時に或ひは其の下風に立ち、或ひは屈從のやむを得ざるに至ることがあり、一般に婿入養子を欲しないのであるが、女を迎へるだけの資財の乏しいものはやむを得ず婿入りすることとなるのである。尙此の場合には女の家より男の家に對して聘金を送ることを常とする。然し勿論それは變則であつて、後繼ぎの男子のない場合にすらも、家女を他に縁付かせ、其の家を廢家する地方も未だに存するのである。

又稀には一家の何等か特殊の事情からして女の家から進んで男の家に婚議を申し出し、或ひは女を急いで縁付けんが爲めに貰手を一般社衆の間に求めることもあるといはれてゐる。斯様な場合は女の家の方から進んで男の家に對して屈服する觀があり、従つて其の場合の聘金は一般の標準より見て著しく少額であり、又其の縁付き先きの男の家にも往々其の婦を遇するに薄きところあるは免かれない。

なほ婦女は婚姻によつて他家に入ることによつて其の縁付き先き家の屬するガガアの一員となり同時に

實家の屬するガガアの成員たる資格を失ふのである。この事は男子に就いても婚入又は養子に行きたる場合は同様である。普通ガガアへの加入及び脱退に對しては豚をガガアに對して提供するのであるが、婚姻に關する場合の加入及び脱退はこの事を必要としないやうである。唯婚入りの場合に於てはこれを課するところがないでもない。

ガガアとは生活共產體であつて相互扶助防衛の機能を有するものであるが、上述の如く婚姻關係によつてガガアを脱退せる場合に於て縁付き先きの家人又は族衆等により其の生命身體等に危害を加へられ、若しくは甚だしき侮辱を與へられたる等の爲めに實家の知るところとなり、それを訴ふるときには、その實家及び舊ガガアの族衆は決して之を閑過することなく直に之が防衛及び擁護等の手段を取るべき義務を有するのである。

次に本族は絶対に一夫一婦制であつて夫婦間の貞操を保持するの義務責任は男女平等であり、決して彼女に重く、彼に軽いといふやうな片務的のものではないのである。而して其の罪科はひとり當事者の問題であるにとゞまらず、それはガガアに對する罪科であつて其の罪科に對してガガアに賠償をしなければならぬのである。

出生

婦女が懐胎すると一層農耕等に精出す風があり、妊婦の運動不足は難産の原因を爲すものとの經驗を有するもののやうである。

なほ出産の際は其の介抱人たる産婦の夫及び姑等の外はすべて戶外に避け、屋内にゐないのを可とする。難産の場合は巫醫を招くことがあり、或ひは姑、夫、又は懇意の經驗のある老婦等が手を下すこともあるが、大體に於ては出来るだけ産婦自ら靜かに産前産後の處置を行ふのが常である。産後は産兒の臍帶の全く脱落する迄は母子共に溪流を渡渉し、高山に登ることを禁じてゐる。萬一この禁忌を犯すときは必ず暴風雨が襲ひ來ると信ぜられ、罪科と認められ、賠償を課せられるのである。又産兒の臍帶は若し女子なれば入口の昇降階段の下に、男子なれば屋内の武具を置く場所の傍の地下に埋めるのである。産婦の夫も亦産兒の出産時より臍帶の脱落するまでは狩獵をすることが出来ず、檜林に立ち入るこちが出来ないのであり、之れを犯せば矢張り暴風雨が來るといはれ、賠償を課せられるのである。

又産婦及び産婦の夫、舅、姑等は産婦の兄弟、從兄弟、再從兄弟等に對し不淨を謝するの意を以て少量

の酒を贈るか、或ひは僅でも金品を贈らねばならないのである。萬一この形式をふまない場合は産婦の兄弟、従兄弟、再従兄弟等はその産兒を自分等の姉妹、従姉妹、再従姉妹の子女たる事を認めず、のちくになつて産婦及び産婦の夫、舅、姑にせまつて舊慣を無視し、且つ自分の存在を蔑視したることを責め、贖財を討取ることがある。斯かる場合は本族の舊慣上最も不淨なるものとせられてゐるところの私通若しくは私生兒の出生の場合と同一視せらるゝものとなるが爲めである。

命名は出産後早くも十数日、遅いのは数十日を経てせられるが、命名は普通は父親がするが、必ずしも父親ばかりでなく母親にも相談するやうである。又命名には一定の限界があつて決して男女の名を混淆して附するやうなことなく、例へば兩性共同じく植物の名を附するとするも、男は概ね樹木の名をとり、女は草の名をとるが如きである。

教 育

男子は極めて幼少なる時は母親が之を撫育するけれども、漸く長じて八九歳の頃になると、其の父親が之を薫育し、之に神話傳説等を教へ、自族の歴史を知らしめ、又膽勇、武略を尙び、廉恥を重んぜしめ、且つ傍ら建築、農耕、狩獵、手細工等の男子として備へねはならぬ一般の知識及び技術を授け、又禮儀其

の他百般の慣習制度に習熟せしめ、一人前の男性たることを得せしむるのである。

女子は全く母親の手に教養せられるのであるが、幼少の内より之を愛撫すること甚だしく、既に八九歳の頃から炊事、機織等其の他一般の家事を覚えさせ、傍ら慣習制度儀禮等を教へ込むこと男子と同様である。殊に機織は最も大事な女の努めであつて、機織をよくしないものは死後も彼等の天國なるオトハンにゆくことが出来ないといはれ、其の他嚴に勤勉貞淑の風が貴ばれ、其等の教養はすべて母親の責任なのである、尙長じて妙齡の時期に達すれば嚴に異性と交際の慎むことを戒められ、處女にして妻となることを誇りとするのである。

死 亡

老衰者、病者負傷者等が衰弱甚だしく、其の結果昏睡状態に陥り、回復の望がたえだが如く思はれると、其の家人達は相協力して病者の屋内の寢床の下に穴を掘るのであるが、それには女子及び幼年者は加はらない。穴は地下五尺乃至六尺の深さに掘り下け、其の中に石盤石を以て圍をするが、それは深さ約三尺、廣さ方約二尺のもので、其の中に死者が坐すだけの大きさである。

斯く臨終の間近きことを知ると、既に用意を整ひて置き、眼をおとし、脉搏がとまると直ぐにその死體

を大中の蕃布（方五尺乃至六尺のもの）にて包み、死者を南面せしめて穴の中の圍の中に入れ、其の上を石盤石を以て蓋をし、更に土を細かにふるつて小石までをも除き、土だけをその上に約二尺乃至四尺の厚さにかけるのである。

そして死者の遺物は舊慣上必ず副葬する特殊のもの以外は死者の遺族又は最後まで床側にあつて看護せるものゝ手にのこされるのである。然し生前の遺言契約等によつて自分の遺産遺物に對しては其の處分方を指定し置くのが通例であつて、それをハミチカレといはれる。

然し場合によりて床側に誰もゐるものなく、看護人なしに永眠することあると、之をカネッコエと稱し、非常なる不淨となし、變死と同様に見做し、其の遺物はすべて社域内の一定の場所に放棄するもあり、又其の家を全部放棄することすらあるのである。遺物を放棄する場所をバヌノワエと稱する。

又野外に於て瘞れたるものゝあるときは、其の原因が何であつても之を一様に横死と見做し變死人として取扱ふのである。之をマカラムスと稱する。

又看護人若しくは介抱人がその身邊にあつて、然かも既に永眠せるにもかゝはらず、それを知らずにゐた場合は、之をサホツカンと稱し、先きのマカラムス及びカネッコエの場合に次いで不淨なるものとして嫌忌する。

又時には族衆中のものが往々にして住家、穀倉等の内部にて縊死其の他の方法によつて自殺することが

あるが、かゝる場合にはその家屋穀倉等を其の中にある什器穀類と共に全部遺棄して願ひないのを通則とするのであつて、彼等は何にかゝはらず變死といふことを非常に恐れ、其の不淨を忌み嫌ふ。

言ひおとしたがマカラスムの場合にはその死體を其の當人の家に運ぶことがあるが、それは非常に稀れであつて、殆どすべての場合現場に埋葬し、部落内には持ち込まず、其の場所を不淨として近寄らざるを常とする。

埋葬に立ち會つたものは必ず谷川に行つて身體を洗ひ清め、又變死人を埋葬する場合には衣服を脱してなすのが常であるが、然し着衣の儘の時は、埋葬後其の着衣を全部放棄する。

埋葬の翌日より一日又は數日の間は死者の家人及びその所屬のガガアの各家族は喪に服すが、死者と平生の附合の度合及び社會上の地位等によつてその期間は一定してはゐない。其の間はその身邊の裝飾を去り、飲酒、放歌、舞踊等をつゝし、又狩獵、農耕、機織、出草のことをなさず、死者に對する哀悼の意を表する。

又死者埋葬の後は族衆は相互に相戒めて努めて死者の生前の事を口にするのを避けるが、特別に招魂追遠の祭祀等を行ふことはしない。唯、時としては夫を失つた妻や子を失つた母親が死者を追想して自ら悲しみにたへず、號叫哀歌する事があるが、それは又彼女等の自然の情感の發動である。

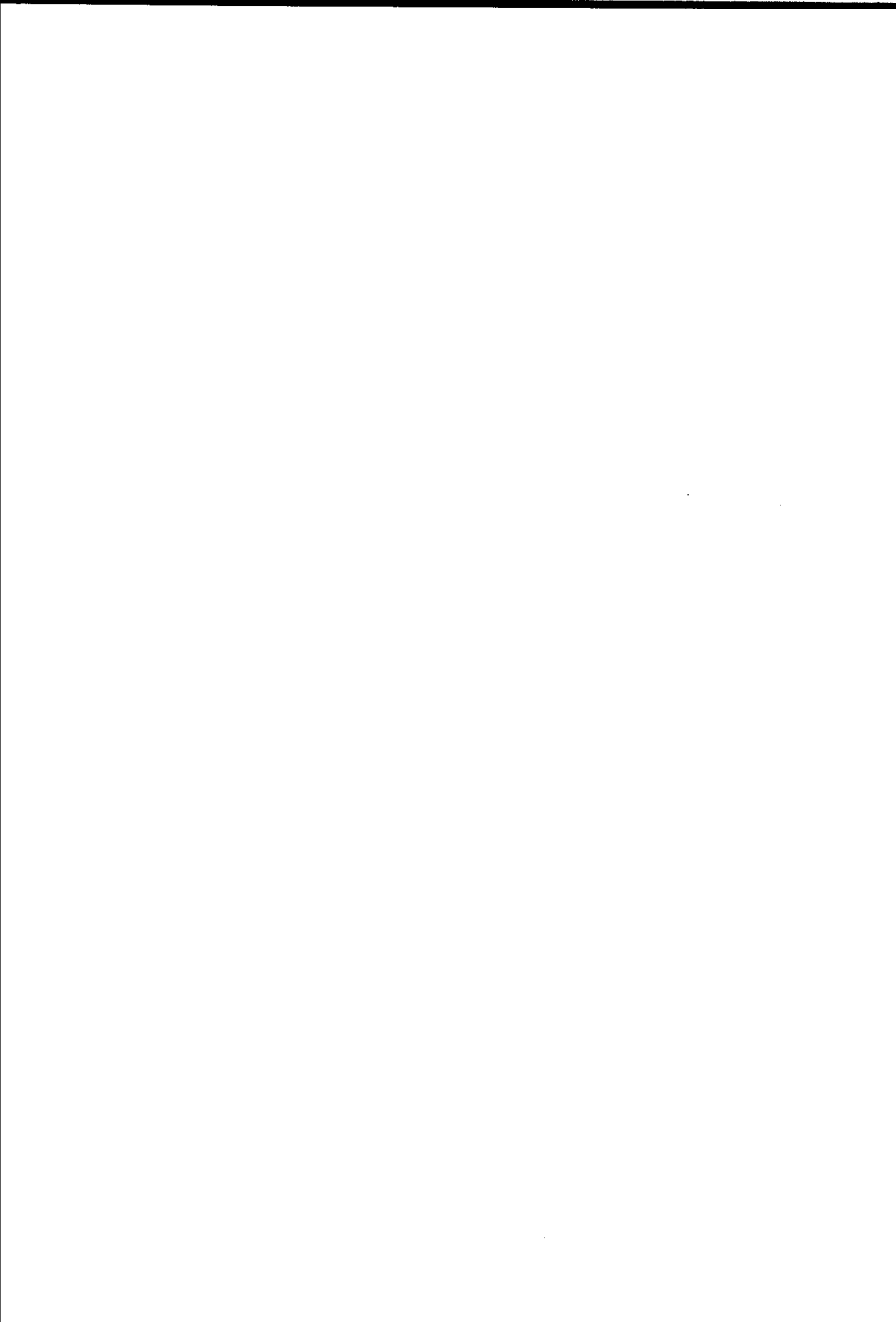
先きに記せる如く普通死の場合には必ず死體を屋内の四隅にある床下に葬むるのであるが、そのすべて

が墳墓となつた時には、その家屋は遺棄して、別に新屋を作つて其處に移るのである。

斯く墳墓として遺棄したる家屋、又は横死せるもの、跡等は一般に死者の靈魂(オットフ)の住する處として之を畏怖すること甚だしく又その神聖尊嚴を汚したとの理由によつて其の遺族達より詰責問罪せらるることを恐れて、一般に之を決して燒棄し又は破棄することなく、なるまゝに放棄するのである。

なほ是等の慣習はタイヤール族中セーデツカ族と稱せられる部落を除き重に純タイヤール族中の北部に傳はる慣習を主としたのであるが、セーデツカ族に於ても小異があり、名稱を異にする位にて略々同様である。

タイヤール族の信仰と禁忌



タイヤール族は、人間にはオットフが宿つてゐると信じてゐる。そしてそのオットフは人間が死ぬといふと、其の體をはなれる。それが彼等の神に相當するものである。彼等には神の存在はオットフ以外にはないのである。

オットフには善惡の種類がある。死によつて人間の體をはなれたオットフはアトハンに行く。アトハンとは、いはゞ彼等の淨土であつて、シロン（海又は池の意）の彼方にある。シロンには橋がかゝつてゐる。虹がそれである。（虹をハマゴオットフといつてゐる。ハマゴは櫛である）オットフは其の虹の橋を渡つてアトハンに赴くのであるが、男なれば生前穢首をしたことのないもの、女なれば機織をよくしなかつたもののオットフは虹の橋を渡つてアトハンに入ることが出来ない。さうしたオットフは途中から引返して來て、人界にさ迷つてゐる。それが悪いオットフであり、無事にアトハンに入る事の出來たオットフが善きオットフなのである。

善きオットフは時々アトハンからやつて來て、其の遺族や族衆に幸福を授けるが、悪しきオットフは自

分の死んだ家や自分のガガアの地域内にとどまつてゐて、或る時は人家を襲ひ、又は野原や山中に彷徨し、往來に立ちふさがつて人を驚かし、又禍を加へる。人が若しそれを見、又はそれに會うと、其の人は必ず病氣になる。

アトハンに行くことの出来ないオットフは讖首したことの無いもの、機織をよくしなかつたもののオットフばかりではなしに、生前悪心を有つてゐたもののオットフ、自殺せるもののオットフ（蕃人には自殺するものが割合に多く、其の原因は多くは厭世であるといはれてゐる。そして自殺は殆んど縊死である）變死せるもののオットフ（普通の横死せるものは勿論變死であるが、其の他に病氣で死んでも若し看護人が其の傍にゐない間に息がたえてゐたやうな場合にはカネツコエと稱し、變死と見做すし、又看護人が傍にゐても病人の息をひきとつた事を確めず知らずゐた場合にサホツカンと稱し、矢張り變死と見做すのである。それ故彼等は病人が危篤になると必ず手の脈を抑へてゐて、それを確かむるのである）はアトハンに赴くことが出来ずに、悪いオットフとしてとどまるのである。

次にオットフについての彼等の信仰を記すと、

- (1) オットフの姿は埋葬せられた時の姿をしてゐる。
- (2) 人間の運命はすべてオットフの支配するところである。
- (3) 夢はオットフの來り現はるゝのであつて、それによつて運命を告知する。

(4) 善きオットフは人間を訓戒するやうな夢を見せるが、人を若しめることはしない。それは生命を守り、人を殺すことをしない。然し善きオットフは臙首しないもの、機織をよくしないものを庇護しない。人間の善悪によつて禍福の區別をする。

(5) 悪しきオットフは人間に毒藥をのませたり、人間を殺したりするやうな夢を見せる。又夜半に來て咽喉をしめ息苦しくしたりする。そしてそれは人間に怒を抱く。其の怒にふれると人間は死ぬか、思はぬ怪我をする。

(6) オットフは不滅である。

(7) 風のないのに木の葉の動くのはオットフの仕業である。晝でも夜でも深い森や林の中にゆくと、時折大勢の語聲がすることがある、それはオットフが集つてゐるのである。オットフは人間に呼びかけるけれども、人間の話には答へない。

(8) オットフは傳統の慣習を破る事を憎む。殊に男女の私通姦通を怒る。オットフはそれに罰を與ふ。

(9) オットフを見ると病氣になつて死ぬ。夜半に人の影を見るのは、それはオットフを見るのである。然し常にオットフに供物をするものは恐れることを要しない。若しオットフに出會つた時には急ぎ自家に歸つて豚を殺し、それを供へてスマツボ(祓)をする。夜みだりに歩くとオットフに出

會ふ。然し篝火を持つて歩るけばよい。夜半に草叢や森の中からオットフが嚇かすことがあるが、其時には石を投げて追ひやる。

(10) 火が見えて間もなく消えることがある。それはオットフの火である。それを見れば病氣になる。

(11) つむじ風の起るのはオットフの仕業である。それに會ふと病氣になる。

(12) 死體の傍には必ずオットフがる。それ故それに近寄ることを忌み恐れる。殊に變死者の場合には彼等は非常に恐れ、ブサネツクバーライだといつてゐる——ブサネツクは不淨であり、バーライは眞當の意である。

(13) 虹を指差すことを忌む。若し指差せば指が曲るとか、手が落ちるとかされてゐる。

(14) 家財又は道具等に悪しきオットフがついてゐることがある。若しもそれを他人に賣つたり呉れたりする時は返却される。又若しもそれを受けたものがその爲めに禍を受ければ賠償を拂はなければならぬ。

死亡及び死者についての禁忌

(1) 人の死んだ間際に他のガガアのものが屋内に入ることを禁ずる。

(2) ガガアの内に死人のある場合には祭をしない。又出草、狩獵に出かけることをしない。又其の一日は穀倉に手を觸れることをしない。

(3) 變死せるものの死體に觸れるならば、何時か自分も非命に倒れることがある。それ故彼等は昔は變死者の死骸はその儘放棄し、其の場所に近寄ることすらも恐れたのである。先きに記したカネコエ及びサホツカンの場合には彼等は着物をすべて脱ぎ棄てて屋内に入り、死骸を葬り、其の家は家財道具と共に放棄する。其の家をこはすといふやうなことはしない。それはオツトフの怒るところとなる。

(5) 死骸を埋めた處、死者の遺物を棄てた處は、これを汚すことが出来ない。若しもそれを汚すならば死者の遺族、子孫、又はガガアから贖罪させられる。又それを汚したものはオツトフから罰せられる。

疾病及び病家についての禁忌

(1) 病人が全快するまでは、その看護人は自分の體を洗つてはならない。

(2) 病人のある家では、その病人が全快するまで酒を造つてはならない、又酒をのみ、山羊・猿・鼠

等を食つてはならない。

(3) 病人が屋外に出る時には、必ず燼を手にするか又はそれを家の人に持たせるかしてゆかなければならない。

(4) 他家のものが病人のある家に入る時には、看護人はたつて戸口に行き、燼を以て悪氣を拂はなければならぬ。

(5) 酒氣を帶びたものは病人のある家に入つてはならない。それは酒氣の爲めに病氣を重くするといはれる。

(6) 豹、熊等のやうな猛獸の肉を食つたものは病人に近寄つてはいけぬ。それは病人が其の胃腑の中にある猛獸の爲めに威壓せられて病氣が重くなるといはれる。

(7) 悪い病氣の流行してゐる地方から來たもの、其の病氣を持つてゐる者、及び其の家の人とは燼の火、其の他一切の火を共にしない。又さうした人達及びその人達の住所家財等にふれることを忌む。

(8) 他人は病人のある家では火を用ひない、又其處で煮炊したものは食はない。やむを得ず火を用ひる時には屋外に出でする。然し多くは屋内に入らず屋外にて用事を達す。

祭祀、出草(首狩りのこと)出獵中の禁忌

- (1) ガガアの内に死者、私通、姦通等のある場合には其のひと月は祭祀を行はない。
- (2) 祭りの前夜からは他のガガアのもが自分のガガアの地域内に入つて來るのを禁ずる。
- (3) 祭りに際して其のガガアのもがガガアの地域外にあつて歸つて來られない時には贈罪をしなればならない。
- (4) 祭り、出草、出獵の間は其の家族及びガガアのもは爐の火をたやしてはならない。又その火を他人の家及び他のガガアのものに與へてはならない。
- (5) また此の間は生麻及び機の道具に觸れることを忌む。
- (6) 出草、出獵中婚姻に關する話をするを忌む。狩獵の間に他人が家の中をのぞき、中に入らないのを忌む。
- (7) 又此の間は他人より贈物をせられてもそれを受取つてはならない。酒をのまない。
- (8) 甘藷は其の身ばかりでなく其の皮をも火に投ずることを忌む。それは獵に出て獲物がなといはれる。

男女關係及び婚姻についての禁忌

(1) 私通及び姦通を絶対に忌む。それをすべて恐ず贖罪させられる。ガガアの内にて私通姦通するものがある時は、出草・出獵が其の目的を達しないばかりでなく、其等の一行のうちで誰かが思はぬ怪我をしなり、又横死したりすると信ぜられてゐる。それはオットフの最も怒るところであつて、其の爲めに彼等は其の罪を課せられるのである。それ故に彼等は若しも出草・出獵の間に斯様に不祥事があると、社に歸つて來て自分達のガガアの内のさうした汚行者を穿鑿して、それに贖罪をなさしめる。

(2) 私通姦通は又早魃の原因であるとも信ぜられる。

(3) 離婚も亦禁忌である。それをなすものは贖罪させられる。そしてそれは早魃の原因としても考へられらする。

(4) 血族近親の間の婚姻を禁ずる。

(5) 婦女は彼女の兄弟、従兄弟、再従兄弟、即ち彼女のハルマゲン(又はノ、コン)の前にて、放屁放尿脱糞等の不行儀をなすこと、卑猥なる言葉や話、動作をすることを禁じられる。又情事に關する

分のことであつても他人のことであつても一切之をハルマダンの關係にある男性の前に於ては口にしてはならない。若しもこの禁を破る時は其等の男性から毆打され、贖罪させられる。又此の場合に彼女と受け答ひしたのも男女を問はず同様に罰せられる。

又第三者も男性の前にて其の男のハルマダンたる女性に關する情事を口にしてはならない。若しもこの禁を破る時は彼は前同様の罰を課せられる。

此等の兄弟、從兄弟、再從兄弟等と其等の姉妹、從姉妹、再從姉妹等の關係にあるものをノックン又はハルマダンといふ。この關係にあるものは絶対に婚姻を結ぶことが出来ない。それで若しも此の關係にある男女の二人を他人が「夫婦か」とか「夫婦のやうだ」とかいふならば、それは矢張りブサネックなのである。そのことが男女の一方に對していはれた時でも、又は同席してゐるところでいはれた時でも、それは贖罪させられる。

(6) 男は自分の姉妹、從姉妹、再從姉妹等の夫、及び自分の妻の兄弟、從兄弟、再從兄弟——即ち自分のハルマダンの關係にある女の夫と、自分の妻のハルマダンの關係にある男とは相互にヤナイ(又はアナイ)の關係に立つのであるが、其の夫である男は自分の妻ハルマダンであるヤナイの前にては情事を口にし、又は卑猥なる言説動作等をしてはならない。又其等の男が同宿する場合には自分の妻と同衾することをも控へなければならない。

(7) 夫を失つた女は他の男と戯れてはならない。然し再婚することはゆるされる。

縁談及び婚禮についての禁忌

(1) 縁談の進行中は祭事の準備にとりかゝつてはならない。又出草、出獵をしてはならない。

(2) 縁談が不結果に終つた時には、其の婚禮の爲めに造つて置いた酒のある間は出草、出獵をしてはならない。

(3) 縁談を取交はず双方の家又は其の屬するガガアの何れかに死人がある場合、又は其の何れかが祭事の準備中の期間（祭の前一月間）又は出草、出獵中は縁談を持込んではいけない。

(4) 縁談の座に嫁に貰はうとする女のハルマダンの關係にある男のある場合には、其の話をしてはならない。

(5) 婚禮の時に殺した豚の肉は必ず平等にわけなければならない。

妊娠及び出産についての禁忌

- (1) 出産の際、汚れたものは必ず屋内にて洗ひ、決して屋外で洗つてはならない。犯せば暴風雨が起る。若しそれを犯した時にはスマッコカラツとて祓をする。
- (2) 生兒の臍の緒のとれるまでは、其の赤兒及び産婦の着物は洗つてはならない。
- (3) 又此の間は生兒の母親は勿論のこと、父親も深川を渡り、高い山に登つてはならない。それを犯せば暴風雨が起る。其の時は必ずスマッコカラツをする。
- (4) 臍の緒は女兒なれば家の入口の梯子の下に、男なれば屋内の武器架の傍に埋めなければならぬ。
- (5) 妊婦及び其の夫は粟の收穫に手傳つてはならない。

粟の收穫についての禁忌

(粟はタイヤール族の最も大事な作物であつて、彼等はそれを主食物としてゐるのである。)

- (1) 粟の收穫の際に、彼等は畑の入口に茅を切つて道の兩側にそれを立てる。他人がそれを犯すこと

はいけない。

(2) 收穫中は水を吞まず、魚類を喰はない。收穫をする日が定つたら、屋内の火を消し、機織道具及び銃器蕃刀等を一切片付け、戸を閉め、家内中のものは皆寝具をかぶつて静にしてゐる。他人にそれを見られることを忌む。

(4) 粟の成熟した時に、他種族のものに會ふのはブサネックである。それば粟が殖えないといはれる。

(5) 粟の收穫前に檜林を通ることはブサネックである。此等のブサネックを犯したり、犯されたりする時には必ずスマッポカラツをする。

(附記一) 粟の種子を播いてゐる間は決して手を洗つてはいけない。

(附記二) 粟の種子を播いてゐる間は麻糸を煮てはならず、又麻糸を染めてはいけない。(蕃人は楮麻の樹から自分で麻糸を採取するのである)。

動物についての禁忌

(1) 豚が柵の外にて兒を産んだ時、仔豚を柵の外の草藪の中に散らし逃がした時、仔豚を噛み殺し、

喰つた時、自分の糞を喰つた時、孕んだ豚が交尾した時、其の豚を飼つて置くことはいけない。それはブサネックである。其等是一つ一つ飼主に禍を持ち來す。それ故さうした場合には其の豚を殺して食べる。着物を噛み、雞を喰つた豚も同じ。

(2) 人間の死骸を喰つた犬、屋内を掘り返した犬は、すぐに絞め殺す。そして豚を殺してスマツボをする。

(3) 雞が夜半に時ならずときをつくるのは、ブサネックである。この時は直ぐに殺して食ふ。

(4) 牝雞が啼くのはブサネックである。同様に殺して食ふ。

(5) 蛇の屋内に入るのを忌む。

(6) 鳥の屋外よりとび來たり、屋内より去らないのを忌む。

其の他の禁忌

(1) 人間の體の寸法を計るのを忌む。殊に赤坊の場合にそれを避ける。それはそれだけで最早延びなくなるからだと言するからである。人間の體の寸法を計るのは其の死んだ時だけである。

(2) 女が銃器や弓矢等を跨ぎ、又其の手を武具架に觸れることを忌む。

(3) 屋外にて木や石等につまづくのを忌む。其の時には直ぐに自家に逃げ歸る。

追記 先きに書き洩したもの

(1) 死んだ人の物は其の生前に貰ひ受けたか、若しくは遺言によつて譲られたかしたものその他はすべてブサネックであつて他人は手をつけてはならない。

(2) 死んだ人が遺言をせずに逝いた時には、其の人の所有してゐた土地は矢張り其の死んだオットフのものであつて、其の土地を耕し、又は其の土地にある作物を取ることが出来ないばかりでなく、其の土地を通りぬけることすらも忌む。然しこのことは今はすべてには行はれてゐない。

(3) (2)のブサネックを行つてゐるところでは、其の畑の土を若し自分の畑に振りまかれ、ば、それは矢張りブサネックであつて、それを取ることは出来ない。

(4) 祭り——それはシミアット、スマアト、シムガソツツ等といはれる粟の種播きの行事である——は一月前から準備するのであるが、此の間に其の祭事をするガガアでは獵に出て獲た獸の肉を貯藏する。其の獲物の分配は平等にしなければならない。そして其肉は絶対に祭事が終つて御馳走する時迄は決して他のガガアの者に觸れさせてはならない。

(5) 祭りの準備中にブサネックがあつて其の祭事を中止した場合には、其の爲めに造つた酒と貯へた肉とはガガアの内のものだけで處分しなければならぬ。

(6) 祭りの前夜からは他のガガアのものと同往來してはならない。又自分のガガアにゐる他のガガアのものは外に去らしめなければならない。

この他、シッシリ鳥の位置と啼聲によつて出草、出獵、出耕の途中に鳥占を見て吉凶を判断し、ブサネックであつた場合には中止する。又以上の場合には夢占をも必ず併せする。又兩者とも或る目的を有つた行動を豫知する爲めに行ふばかりでなく、普段の行爲に於ても彼等は其等を経験することによつて吉凶を判断する。

ブサネックとは「してはならないこと」、即ち「しなければならぬこと」の反對がすべてさうであり、不淨、不吉を意味し、日本でいへば禁忌であり、今の通用語でいへばタブーである。ブサネックを犯した場合には必ずそのブサネックを引き起した行爲の性質によつて贖罪させられるか、祓をするかする。以上の禁忌にふれた行爲は全部ブサネックであること勿論である。

これで大凡の彼等の信仰と禁忌については盡したものでつもりであるが、まだ充分でないかも知れない。若しなほ思ひ出したもの、見付けたものがあつたら他日補充する。此等は殆んどタイヤール族全體に共通のものを擧げたのであるが、中には地方によつて多少の有無があることは事實である。

なほ附言すれば此等のブサネックを犯すことが犯罪を構成することになるのであるが、すべてがガアの制裁を受ける譯ではない。前にも書いたやうに最も重い犯罪を構成するものは私通・姦通であり、次いで離婚である。其等の犯行はガガアに對して贖罪することを要求せられる。其他のものでもガガアに對して贖罪せられるものがあるが、其の罪は軽い。又天候の禍を將來するブサネックの場合にはガガアは其の犯人から供物を取つてそれでスマッポカラツ（カラツは天であり、スマッポは賊である）をするのである。

但し前にも書いた通り盜みはブサネックではない。殺人は他蕃のもの時は善行であるが、同蕃の時はブサネックである。然し犯罪にはならない。此の時スマッポをするところもあるが、しないところもある。唯人を殺したものは、一時山にのがれ、月があらたまつてからでないと自分の蕃社に歸つてくることは出来ない。それはブサネックの觀念からである。

食物・治療・奴隸・刺墨



前章には信仰と禁忌のことを書いたが、此處では彼等の慣習のなほいくつかを摘記することにする。

先づ彼等の食物であるが、彼等は自ら耕すことによつて其の主要なる食物を得てゐる。現在では水田を耕すことを奨励してゐるので、彼等のある者はそれを學び、水稻を植ゑて米を主食物としてゐる處がないでもないが、これは極めて限られた一部分であつて、大部分はまだ粟を栽培して粟を最も大事な食料としてゐるのである。

彼等の住地は大部分は山地であつて仲々に水田を作るやうな平地を得られないばかりか、又そんな平地があつたとしても千メートル以上の高さのところでは水稻は光線と溫度とが足らず、收穫はないといはれてゐる。彼等の大部分の住んでゐるところは其の千メートル内外から千五百メートル内外のところが多いのであるから、水田を耕すことは不可能としなければならぬ。従つて彼等は依然として粟をいまだに主

食物としなければならぬのである。間々陸稻を植ゑてゐるものもあるが、然しそれを主食物とする程の收穫はなく、先づ粟を第一としてゐる。

然し粟を主食物とし、それに缺乏することなく年中の需要をみたすことの出来る地方は幸福なところであつて、粟すらも充分に栽培することの出来ない地方も亦少なくないのである。さうした地方に於ては里芋や甘藷を栽培することによつて補つて居る。然し里芋や甘藷ばかり食べてゐたのでは胸がやけてかなはないといつてゐる。さうした地方のものは何かの手工品や土産品を金に換ゆるか、時偶苦力に雇はれる勞役によつて現金を得るかして米や粟を買つて食べてゐる。

彼等の調理法は鍋の中に水と共にに入れて爐にかけて火をたき、煮えたつと共に攪きまはして粥となし、それを食するのを普通とする。又粟は祭や婚禮の時の酒として醸し、必要缺くべからざるものである。又餅にもつくる。

酒を醸すには、先づ麴を粟飯に混ぜて少量の水を入れ、これを瓶の中に貯へて爐傍に置き、火氣を與へてその醱酵するのを待つのである。そして數日の後再びこれに粟飯を加へるのであるが、それは一度だけではなく幾度も繰返して新しく粟飯を加へるのである。この粟飯を後から入れる度数が多いほど酒はうまくなるといはれる。斯くすること幾日かで酒が出来るのである。

酵母にする麴は今では他から買つて使つてゐるが、然し前に造つた酒の糟から自分でつくりもするし、

又若しそれが無いやうな時には、彼等の昔の方法であつた粟飯を口に入れて嚼み、唾液とよく混ぜてそれを吐き出し、箕に入れて爐の上の棚に載せて置き、火氣を與へて酵母を製することをやる。里芋、甘藷は粟の澤山とれるやうなところでも必ず栽培してゐる。そして主食物の代用食に使はれるばかりでなく、畑や山に稼ぎに行ゆく時、獵に出かける時、旅行する時などには必ず携へられて常に彼等の糧食となつてゐる。生のまゝでも食べるが多くは水にゆで、食べてゐる。又甘藷は熱灰の中で蒸し焼きにもする。

其の他黍が出来る。これは煮て食する。豆類は割合に種類が多く矢張り煮て食する。特に落花生は彼等の好物であつて、からごと煮たり、焼いたりして食するが、たまには生のまゝでも食する。又大根、菜の類、蜀黍、甘藷、山芋等も食用に供してゐる。

瓜類も栽培せられ、食用に供せられてゐるが、其の種類は可成りに多く、南瓜、西瓜、絲瓜、胡瓜があり、又瓢の類もある。

又調味料としては唐辛、生薑、山胡椒等を用ひ、唐辛、生薑等は栽培してゐる。

野生の植物では芭蕉があり、又竹筍を食し、其の他羊齒類に食用せられてゐるものもある。茸類も亦彼等は好んで食するが、その種類は椎茸、しめぢ、きくらげである。其の他果實類には山枇杷、山梨、柿、豆柿、櫻、李、桃、木莓、椎の實、桑の實、密柑、あけび等がある。

動物では蜂蜜をとることを知つてゐて、それを食用し、又は餅や酒の中に入れても使用する。なほ鳥、

獸、魚等は勿論彼等の最も好むところであるが、煮て食するばかりでなく、生でも食する。僕自身も彼等のとつた鹿の肉を生で食べたことがあるが、うまかつた。又獸の肉は燻製にしたり漬けても用ゆる。其の他蝦、蟹、スツボン等を食し、スツボンはその卵をも食用にするが、鶏の卵は決して食用にしない。

飲料水は湧水又は谷川の水を用ゐるゐるが、仲々に適當な用水を得ることが出来ないで、多くは竹や蛇木等にて桶を造つて引水をしてゐる。そしてそれを汲み取り又運ぶには今ではバケツを使つてゐるものもあるが、多くは竹筒を用ひ、それに栓をして貯へて置き、又は瓶の中に移しても置く、又瓢箪を用ひてゐるところもある。

火は非常に大事にせられ、火に關する禁忌は先きのべた通りであるが、其の發火法は昔は木片を磨擦して火を發したといはれてゐる。然し近代に於ては、燧石を用ひたもので、今でもなほ祭事等の時には必ず燧石によつて火をとるやうである。然し現代日常ではマツチを用ひてゐることは勿論である。

なほ書き洩したが、鹽は彼等の大事な味付けで無くてならぬものであるが、彼等の間には出來ず、他から仰いでゐたもので、非常に貴重せられたものである。然し現在では割に豊富に彼等に供給せられてゐるので、それほど有りがた味はなくなつてゐる。砂糖はまたそれを常食の味つけに用ふる程には使れてゐない。まづ彼等にとつては御馳走の部である。

酒は彼等の非常に好むところであつて、當局は彼等の製酒をゆるしてゐるが、然し今では酒を買つても

飲んでゐる。煙草も亦彼等の嗜好品であるが、土地の故で澤山はとれない。野生のものもあるが、庭先きなどに少しばかり植ゑて置く。其の大きくなつた葉をとつて乾燥させ、其儘保存して置き、必要に應じてそれを手の掌でもみ、パイプにつめてのむ。この種族では葉巻きや紙巻きにしてのむことを知らない。彼等の食物、其他日常生活の用に供せられるものは大凡そんなものである。

二

食物に次いで、彼等の保健状態を考へてみるに、決して良好といふことは出来ない。殊に小兒の死亡數は非常に多く、其の原因は營養不良と、感冒である。然しこの小兒期を無事に過ぎたものは割りに強健であつて青年期、成年期のものの死亡數は病氣によるものは極めて稀れであるが、然しなほ五十歳に達するものの數は餘りに多くない。早く老衰し死亡するものが多い。それも亦營養不良、感冒が主なるものである。

其の他、病氣としては甲狀腺症があり、低地及び低地に近き溪畔にある蕃地にはマラリアの猖獗するところ多く、其の爲めに殆んど全滅せる部落さへも少なくない。又現在にては既に結核、梅毒等の浸入する地方もあつて蕃人の保健衛生上重大なる問題である。

然し其の固有の治療法は全く幼稚であつて見るべきものがない。殊に藥物に對する知識は皆無といつてよく、服藥によつて治療するが如きは僅に二三の野生の草の葉を消化劑として用ゆるにすぎぬ、又外用藥としてはリヨンムルと稱する野生の草の葉の汁をしほつて、これで患部を摩擦し、若しくは巻法するが如きにすぎない。而して治療は全く彼等の厭勝の法にたよるのである。然し領台後の今日では、彼等の間に醫術による治療を奨勵してゐるので、彼等はそれに信賴し、病氣にかゝれば必ず治療の設備を有する駐在所に來たつて藥を求め、服藥し、又はそれを染布することを好んである。然し全然彼等の厭勝による方法をしてゝはらず、矢張り服藥しながらもハマゴツプ(巫醫)を招いて厭勝を行つてゐる。ハマゴツプは又地方によつてはスマツポともいふ。

ハマゴツプの方法に數種ある。

- (1) 巫女はピンヌッコエと稱する徑二三分・長四五寸位の竹の管をとり、其の一方の端に爐の灰をつけて病人又は怪我人の患部に暫く當て、次ぎに一方の手の掌に唾をしてピンヌッコエの他の端を握つて叩く。それを數回繰返して後、袋の中に入れて携へて來た粟の穂及び菖蒲の根を取出し、オツトフに供へて呪文を唱へ、又その粟の穂をとつて患者の體を祓ひ、最後に患者と共にその粟に唾を吐きかけてそれを棄てるのである。

- (2) 巫女はピンヌッコエの一方の端を兩膝の間にはさみ、それを水平にして呪文を唱へながら、ツレ

ヤナンと稱する徑三四分長五分位の小さな球——木のも、硝子のも、陶器のも、金のもある——を其の上に載せるのであるが、これは病氣、怪我等に對する治療の効果がいゝかわるいかを判斷する方法であつて、ツレヤナンがビンヌコエの上にとどまつて落ちない時には、其の病氣なり怪我等の治療が必ず効果があるといふことになるのである。其の反對のときは無論効果がなないことになるのである。

又この方法は診斷にも用ひられ、若しツレヤナンが靜止した時には、巫女は其の病氣は何によつて起つたかを判斷することが出来るのであるが、落ちた時にはその原因を確かめることが出来ないのである。

(3) 病人が非常にわるくなつて最早駄目かとあやぶまれるやうな場合には、巫女は竹若しくは木をきつて、其の病床の上にて、懸架の形をつくり、木の糞や審刀等を其の上のせ、呪文を唱ふるのであるが、この時には鵝を殺してそれを煮て病人にくはせるやうなこともある。この方法をマエソオットフと呼んでゐる。

(4) 巫女は豚を一頭捕へて、その前足の一方を絲にてかたくしばり、更にその絲の他の端を患部に結びつけて縛つて後、呪文を唱ひながら杖を以て數回豚を撻つのであるが、それがすむと部落の人達によつて其の豚を殺し、審刀を以てそれを裂き、大きな二切れとなし、其の一つを其の所屬のガガ

アの各家に分配贈與し、残りの一つは分配贈與せず一般の蕃社の人達に賣る。これをスミイセと稱してゐるが、この方法は脚氣やリウマチのやうな病氣の時に行はれる。

(5) 巫女は一羽の牡雞をとつて呪文を唱へながらこれを達ち、其後肉冠の一部分を切り割いて、之を小袋の中に入れ、近所の樹の上に高く吊すのであるが、これは病人なり怪我人なりが全快して最早一人歩るきが出来るやうになつた時に行はれるものである。

三

次に彼等の社會に奴隸制度のあることを述べて置かう。

奴僕奴隸に相當するものものをキニヤタンと呼ばれてゐるが、其のキニヤタンたるものは多くは賣買によつて他家に養はれるものである。それは多くは次のやうな場合が主であるやうである。

(1) 親權者が生活上の都合から、又は彼等が贖罪賠償等をなす爲めに如何にしても財物を必要とする場合、

(2) 上記の贖罪賠償をするに財物が不足である時、其の不足分の代りとして又は贖罪賠償そのものとして他家へ提供する場合、

(3) 自分で生活をする事の出来ない幼年者が其の扶養者の全部がなくなつて他家に引取られる場合であるが、キニヤタンとして賣られるものは白痴其の他を除いては大概幼年の小供であつて、男女ともある。又彼等は主家の都合によつては更に轉賣されることすらもあるのである。

そしてキニヤタンであるものは事實上蕃社の一員としての完全なる資格を缺き、男ならば將來同盟團體又は其の他の團體の首領に推戴せられるが如き資格を失ふのである。又日常生活に於ても其の主家の家族者と同一の待遇をうけるのは僅に食事位であつて着物にしる寢床にしるすべて比較にならず下級の生活を強ひらるゝのである。

従つて一般社人からも自然輕蔑せられもするし、又其の主家の家族からは甚だしい侮辱を受け、到底辛棒し切れないまでに酷使冷遇せられることがあつて、その爲めに彼等が自殺し又は脱出するやうなことがある。それ故其の主人や家婦は彼等を酷使虐待することを家族にいましめることを努めてゐるが、全く慘めな状態に置かれてゐるものが多いのである。

又キニヤタンは主家の承諾なしには自分勝手にその居所を換ゆることは出来ず、又結婚することも出来ないものである。そして主人の許可なくして得た自分の収益も亦自分の手に入らず、主家に取りあげられるのである。

然し次ぎに記すやうな場合には當然キニヤタンは解放せられるのであり、又時としてはキニヤタンが餘

りに其の主家に忠實従順であつたやうな場合には其の主家によつては彼等に配偶者を目合せ、又一家をもたせ、なほすゝんでは全然これを解放する等のことも行はれるのである。かゝる場合の婚姻は多く奴隷同志の間に配偶者を求むるのが常である。又若しくは主人の死後、彼の遺言によつてその財産の一部若しくは全部を相續するやうなこともある。この場合にはそのキニヤタンは自然に奴隷たる身分から解放せられる譯であるけれど、さうした例は殆んど稀である。

それでキニヤタンが其の奴隷たる身分から解放せられる場合をあげてみると、上記の主家の好意によるもの他には、

- (1) 自分の力にて自分の身を買ひとる場合。
- (2) 主人の遺言による場合。
- (3) 主家の死滅等によつて其の主家を失ひたる場合。
- (4) その性質が奸惡懶惰等の爲めに、又は惡疾等の爲めに主家から放逐せられたる場合。
- (5) 奴隷ならざるものと結婚して一般の社人の配偶者となつた場合——これは主として婦女の奴隷にあることであつて男の場合にはないことである。賣買婚の行はれるタイヤール族に於ては聘金の額は相當に高いものであるが、それを避ける爲めに廉價な奴隷女を求めるものがあるといはれるが、然しそれは稀である。

最後に、奴隸は斯く酷使虐待せられ、殆んど家族の一員として財物以外には認められない有様であるが、若しも萬一その主家の殘虐の爲めに一命をおとすか又は身體の機能を害するやうな大きな怪我等をさせられた場合には、そのキニヤタンの實家又は其の所屬のガガアは主家に對して當然其の贖罪を求め、賠償を要求し、其の他問罪懲罰を加ふる權利及び義務を有するものなのである。

以上はキニヤタンの普通の場合であり、そして購はれたる奴隸であるけれども、地方によつては單にこの購はれたる奴隸をキニヤタンと稱するばかりでなく、それは同居人といふ意味を有し、親類縁者の父母長者を失つた孤兒を引取り、養育するものをもキニヤタンと呼び、自分の小供と同様に待遇し、結婚もさせ、一家ももたせ、財物を分配相續せしめてゐるところも多いのである。然してキニヤタンなるものは以前は寧ろさうした扶養するもののない幼兒を同居せしめ、養育せるものであつたが、次第にそれが財物として見做され、賣買交換せられるに至つたと見るのが至當であらうと私は信じてゐる。

四

なほ結婚、出生、死亡等について述ぶべきであるが、それらについて前々章にくはしいから、改めて此處には述べず、刺墨について記すことにする。

刺墨は男なれば額と頬に、女なれば額と頬に施すのであるが、それは一つには彼等の種族としての表象であり、他は個人としての表徴である。即ち額のは男女共に幼年時代に既に施し、男の額は成年に達し、首狩りに成功して後入れ、女の頬のはその通経後に於て施されるのである。額のは男女共に同形であつて眉間の真中に短冊形に竪に一筋入れるのが普通であるが、然しこの種族中セーデツカといはれるもの間には縦に三條若しくは五條を入れてゐるものがあり、又横竪に十字に入れてゐるものがある。男の額は矢張り短冊形であるが稍々額のよりは小さ目に入れてゐる。女の頬には口邊から耳にかけて左右に入れられる。然しその大小は人々によつて異なり、女の頬のは圓味を帯びたものもあり、直線に近く描かれたのもあつて一樣ではない。

其の施術は専門の技術者である女性の行ふところであつて施術を受けんとするものは彼女をたのみ、それに施術料として謝禮を拂ふのである。其の道具としてはアットクと稱する銅線の針を植ゑた齒刷毛様の形をしたもの大小——大なるは頬のに、小なるは額に用ひらるゝやうに——と、タトチンと稱する木の槌の二種類であり、染色として松の煤を用ひ、これを小瓶の中に入れてある。

刺墨の施術を受けんとするものは、その前夜は施術者と床を同じくして寝ね、翌朝未明に屋外の適宜の地に小舎を作つて其の周圍を蕃布を以て蔽ひ——それは他人に見らるゝことを忌むが爲めである——その内部に蕃布を地面にしき、その上に横臥する。次いで施術者はアットクを施術せんとする局部にあて、槌

を以てそれを軽くトントンと叩いて顔面に血がしたゝるまでになると、瓶の中の松の煤をとつて其處に塗抹するのであるが、それを順々に繰返すうちに全部は終るのである。

この時施術をうけてゐるものは苦痛にたへずして轉々反側して施術を行ふことが出来なくなるので、前以て體を縛つて動けないやうにして置くのである。又この施術中母親達はその傍にあつて絶えずその顔を流れる血を拭き去りながら其の終るを待つて施術をうけたるものを蕃布を以て蔽ひ、それを背負つて自家の屋内に運び、織機の胴丸を床の上に置き、それに倚りかゝらせて坐らせて置くのである。

それからはその施術をうけたものは絶えず自分で鳥の羽根を座側の竹筒の水に浸して施術部をしめし、苦痛と發熱とを緩和し、又それで以て刺墨の光彩を鮮に美しくさせることを努めるのである。

この間は食事としては甘藷、粟、米等の如き硬いものを努めて避け、唯黍の粥位を食するだけである。又夜寝る時には頭を籠の中に入れて眠るのである。

かうして一週間位で外出することが出来るやうにはなるけれども、まだ顔を蕃布を以て隠して人目につくのを避けるが、なほ三四日をすれば蕃布をとつて他人に見られてもよい程になる。

又この間は施術をうけたもの及び其の家人は一切赤い色の着物を用ひず、又他人も赤い着物をつけて其の家を訪ねることを忌む。

これは女子の場合であるが、若しも彼女が施術前に男との性的關係を犯せる場合には施術の爲めに局部

には濃を生じ、顔面は腐爛し、醜怪そのものに變ずるといはれ、施術前の私通を嚴に戒められてゐる。なほかゝる女子が贖罪して施術をうくるとしても施術者はそれをよるこばず、施術の謝禮を倍額要求するのを通常としてゐる。

又施術を受ける者の家族又はガガアにて不祥のことがあるか若しくは狩獵、出草、祭の準備中の間は決して其の女子の縁談を始める事をしない。

男の場合は女のにくらべて甚だ簡單である。然しその方法は同様である。

然し現在に於ては強制的に又自發的に刺墨の風を廢することに努めてゐるので、極く一部地方を除いては行はれてゐないのである。

此の記録は私自身の調査材料の他に、臺北州ゴンゴ教育所の森潤吾の調査によるものが多い。此處に附記して感謝の意を表したい

アミ族の社會組織と統治組織



一

私は今迄主として中央山脈の中部から北部にかけて住んでゐるタイヤール族の話をして來たが、次にそれと著しく對稱的に立つ東部臺灣の平地に住んでゐるアミ族のことを話さうと思ふ。

アミ族といふのは現在では臺灣にゐる蕃族の中で最も進歩した種族であつて智能的にも體質的にも優秀であり、教育も最もゆきわたつて居り、又最も温順平和な種族である。そして人口も多く、其の増加率は千分の一四強を示し、蕃族中第一位にあつて最も將來を期待せられるものである。然しそれだけに現在の彼等に對する施設を過るならば所謂文明の害惡を最も無残に振りかけられる危険にあるのである。彼等を本當に幸福に生かすか、不幸に叩き落すかは全く現在にあるといつてよいのである。

二

タイヤール族とアミ族との比較を主なるものに就いて概括的にすると、前者の社會組織が血族共產體として發達したガガアの組織を根幹となすものであつたのに、後者にはさうした血族による團體は見る事が出來ずに、年齢による横斷的の階級層によつて構成せられ、前者には集會所の如きものがなかつたのに、後者には集會所なるものがあり、それが中樞的な機關であることである。又前者の家族制度が男系制であつたのに、後者のそれが女系制であることである。

次に土俗の上から見ると、タイヤール族が顔面に刺墨してゐるのに、アミ族はそれをせず、又前者が檳榔樹の實を嚼むことをしないのに、後者が檳榔樹の實を嚼んでゐることである。

檳榔樹の實は石灰をつけて**蒟葉**と一緒に嚼むのであるが、此の慣習はメラネシア等に於てはリヴァースの説明する處によると一つの文化要素をなすのであるが、現在タイヤール族が此の實を嚼まないのは、最初からそれを知らなかつたのか、若しくは彼等の現在の住息地に檳榔樹がない爲めにそれを忘れたのか俄に判斷する事は出來ない。従つてそれが如何なる文化要素と臺灣に於て結付くかといふ事は明かでない。そして唯事實としての説明は現在ではアミ族の領域には到るところに檳榔樹が生えてゐるが、タイヤール

族の住んでゐるところには一本の其の木もないといふことである。

それ程ではないが、煙草のことは一寸面白いから書いてみよう。タイヤール族には煙草は支那人から習つたといふ傳説もある位だが、然し煙草が餘り澤山取れない爲めにか若い者や女は餘りのんでゐず、そして喫むには必ずパイプにつめてのむが、アミ族は誰も彼もが殆んど絶えず喫んでゐるといつてもよい程で、然かも其の喫み方が男女によつて異なるから面白い。女は必ず葉巻きにして喫むのであるが、それが三通り位の大中小の區別があつて指の太さ位に卷いたのは若い女が喫み、三四十歳頃の女は其の倍位のを口にし、年寄りの女は直徑寸餘にも及ぶやうな太いのを用ゐてゐる、それが制度的であることである。男は愛人から貰つた場合は特別であるが、葉巻きをのみず、又自分で巻きもしない。そしてパイプにつめてのむか、紙で巻いてのんでゐるが、紙で巻くのは新しい習慣かもしれない。然し紙で巻かずとも何かの葉で煙草を包んでのんだことは日本にもあつたらしいから、昔から彼等は何かで巻くことを知つてゐたのかも知れない。

三

アミ族の社會組織の構成は先きに記したやうに家若しくは血族を單位としてなされるのではなく、其の

年齢別階級なるものによつて組立てられてゐるのであつて、それを除外しては彼等の蕃社生活を理解することは全く不可能である。

其の年齢別階級とは彼等のスラルー——地方によつてはカブットといつてゐる——の制度の事であるが、アミ族の蕃社に於ては其の男子は、或る期間の年齢に達すると、すべてが其の自分の蕃社の階級に取入れられ、其の新しく階級に取入れられた男子達によつて新しき階級團體が編成せられるのである。そしてこの新階級團體は先きに編成せられてある年齢別による數個若しくは十數個の既成の階級團體の最下の列次に加はり、其等と共に一の階級層を構成することになるのである。次いで更に何年かの後に次の階級團體が新しく編成せられると共に、既存の階級團體は其の列次を順繰りに一段宛上進する事になるのである。其の組織を指してアミ族の年齢別階級制といふのである。

其の或る期間の年齢とは、アミ族の慣習として一定の年齢があるのではなく、それは蕃社々々によつて異つてゐる一様ではない。又、或る期間の年齢に達した男子が階級に取入れられ、新しく階級團體を編成するには或る間隔の年限を措くか、若しくは或る標準數以上の人員を必要とするのであるが、それも亦蕃社によつてそれ／＼の慣習があつて同一ではないのである。

それは一種の元服式であつて、アミ族の男子はその時から黒の禪を着けることになるのであるが、然し彼等は銘々が随時に或る年齢に達した時に、それを行ひ、階級に取入れられるのではないのであつて、或

る期間の年齢の者達を一團として、或る年に同時に階級に取入れ、新しい階級團體を編成せしむるのである。

斯くして同時に階級に取入れられ、相共に階級團體を編成し、其の同一成員となつた者達はすべて終始變ることなく、其の階級團體に屬し、死亡するか若しくは蕃社を脱退するかしない限りは常にその成員であり、彼等の全部が死滅するに至るまで同一階級團體を存続するのである。そして其の間に次ぎ次ぎに新しい階級團體の編成せられる毎に階級的列次を上進して遂には最上級に達するのである。それ故、アミ族の階級制なるものは其の順位は編成の年次によつて決定せられ、それが一列に配列せられ、其の成員は移動轉過することのないのを原則とするのである。然しこれには特殊な例外が二三の蕃社によつて行はれることがある。それについては後に記すことにする。

次ぎに其の階級團體を編成するのに、其の間に何年を隔てるかは蕃社々々によつて異なることは先に記したが、普通三年若しくは五年であり、最も永いところは七年である。又標準数を基準とする蕃社では其の人数は小さい社にては十人位を、大きい社にては三十人位を以て定数としてゐるが、それも亦普通三四年目に一回の割合となるやうである。そして其の階級に取入れられる年齢は十三歳若しくは十五歳以上が普通であるが、ところによつては二十歳前後以上を以てする蕃社もあるのである。

かくして例令、或る蕃社では十五歳を以て階級に取入れる年齢とし、五年毎に階級團體編成式を行ふと

すれば、そしてそれが今年行ふとすれば、前回に行はれた時は未だ十五歳に達せず其後に十五歳になつたもの及び今年十五歳になる者の全部を一纏めにして階級に取入れ、全部にて一の階級團體を編成させるのであるからして、同一階級團體の中に十五歳から十九歳までの各年齢の男子が含まれることとなり、其の團員の年齢に最小と最長とにては四年の差がある譯である。然し其の年齢の差は全然階級的列次にも同一團體内に於ける席次にも關係を有たないのである。

四

次に階級に取入れられ、彼等が階級團體を編成するに際して一の儀式が行はれる。即ちイニシエーシ・ン・セレモニーが行はれるのであるが、それは大概彼等の蕃社のイリシンの祭の時——日本の正月に當るもので、時期は粟の收穫、今では第一期米の收穫の終つた後であつて、七月の下旬から八月にわたつて各蕃社それ／＼の日に「行ふ」——に行はれるのである。

其の行事は、現在では、之れ亦各蕃社によつて異なり、内容に於ても形式に於ても區々であるが、其一二の例を簡單に擧げてみる。

先づ薄々社ボウボウでは、八年目即ち七年毎に行はれるのであるが、其の年になると、今度階級に取入れられる

ことになつてゐる若い男子達はイリシンの祭の八日前から全部集會所に集つて、一日一度の食事と少量の水を口にするだけで、晝夜を通じて殆んど寝ることなしに、踊（マリコダ）の稽古を始め、又其の儀式の當日徒競走をする爲めの道路の路なほしや草取りにかゝるのである。そして愈々準備が出来上つてから、其の儀式の前夜は蕃社の長老達に御馳走をし、徹夜をなし、其の早朝に彼等は社の端れから一里ばかりの距離を海岸迄徒競走を行ふのである。そこで階級團體の成立が告げられ、次いで社に歸り、其の當日を暮らすのである。斯くして彼等は始めて階級人（ミスラルアイ）として祭の踊に参加するのであるが、これら彼等が一人前の公人としての資格を有つことになるのである。

次に、太巴壘社タバロシには、其の儀式の行はれる前年に翌年階級に取入れられる者達を選定し、其等を集會所に集めて頭目より翌年階級に編入すること及びそれまでの一年間を先きの階級の者と共に勞働に従事し、其の手傳ひ旁々見習をなすべきことを命ぜられる。そして其の一年間は前回の階級に入れられた者に従つて勞務に奉仕し、可成りひどく訓練され、そして其の儀式の當日はそれ迄勞務を共にして來た上の階級の者達は竹棒を以て打擲することを一の行事としてゐる。斯くして彼等は一團體として階級に入れられるのである。又、二三の蕃社には、例令、三年毎に階級團體を編成するとすれば、定年前の三ヶ年以内の男子をして假に團體を作らせ、それを見習としての期間訓練を與へ、そして定年に達した三年目に階級的列次に編入するところもある。

其他種々であるが、それには必ず訓練として業が附随し、そしてそれが個人としてでなく團體としての訓練を受け、常に共同動作を営ましめられることは見のがすことの出来ない點である。

五

新しくして階級團體が編成せられると、其の團體には一の名稱が與へられるのである。そして其の名稱は其の階級團體が存續する限り持續するのである。それ故に眞の階級團體名種は階級的列次を示す名稱とはならないのである。

次に、其の階級團體の名稱には蕃社によつて、二の種類があつて、一は固定した一列の名稱があり、それらが循環的に用ひられるものと、他は一定の固定した名稱といふものがなく、階級團體の編成せられる其都度に新しき名稱を選定するものがある。そして前者の場合に於て固定した一列の名稱が九だけしかないのにもかゝはらず、階級團體の数がそれ以上に達することがあるが、其の場合の取扱ひ力に又二つの形式がある。一は最上級の團體名稱を、新らしく編成せられた最下級の團體に重複して附與するものであり、他は最上級の團體か若しくは人員の最も減少せる團體かを其の次下の階級團體に併合して名稱の一をあまし、それを最下級の新團體に附與するものである。それ故にこの場合に於ては階級の列次は變らぬまで

も一の變化があり、又階級團體の成員の上に混入が出來て來る譯である。然し僅に二三の蕃社に見られる例外にすぎない。

又、階級團體の名稱が或る場合に變更せられることがないでもない。それは或る階級團體に引續いて不吉不淨不幸等のある場合に彼等は其の名稱が有つ呪法的信仰からそれを變更するのである。

次に、是等の團體名稱の外に階級の列次を示す名稱を有する蕃社とそれを有しない蕃社とがある。そして其の名稱は階級的別次にともなふ職分をいひ表はすものが多いやうである。

今説明を簡略にする爲めに、階級團體名と階級の列次名とを奇密社の例についてあけると、階級團體名（昭和二年現在）は

ラツクル、ラシワ、ラコワウ、ラダマイ、ラクワ、ラトマイ、ラトロク、ラコリ、ラガツアウ、ラシドウン、ラアベ、ラツアバ、ラツガウ、ラウチ、ラサナ、ラバラル、ラタカン、ラオラツ、ラテクル、ラチハク（最上級）

の二〇であり、階級列次の名稱は

ルブルブ（ラツクル）、チヨベハイ（ラシワ）、トクルル（ラコワウ）、アダリガイ（ラダマイ）、バビクダンカッパハ（ラクワ）、バビクダン（ラトマイ）、バビクダンマトアトアサイ（ラトロク）

の七である。（弧内の階級團體名稱は昭和二年に現在してゐたもの）

こゝに注意すべきことは、是等の下位より七階級の團員である男子をカッバハと稱し、それより以上の階級、即ちラコリといふ第八位の階級團體以上の成員をマトアサイと稱することである。そして最早其等の階級には列次を示す名稱のないことである。

そして各階級團體には一名乃至數名の組長があつてそれらの團隊を統轄し、代表するのである。

六

前節の例にて示したやうに或る階級的列次以下の團員をカッバハと稱し、其の上の成員をマトアサイと稱するのであるが、此の名稱は蕃社に於ける個人の品性を示すところの名稱であつて、即ち階級に入るまではワツと稱せられ、無資格の小供であつた者が階級に取入れられるに及んで、公人としての資格を有つカッバハとなり、なほ階級的列次の進むにつれて蕃社の長老たるマトアサイとなるのである。

第何級目を境として以下をカッバハ以上をマトアサイとするかは又各蕃社によつて異なるのであるが、年齢の上から考察すると各蕃社とも略々四十歳前後を以て區切りをつけてゐることが見られるのである。

それでアミ族のカッバハたることによつて始めて一人前の男子と認められることになるのであるが、斯くして彼等は社人としての蕃社の共同生活に對して權利と義務とを保持することになり、蕃社の統治及び

施設に關與することが出来、審社會議に列席して發言の自由を得、審社の役員に選出せらるゝ資格を與へられ、又審社の祭事に參加することをゆるされるのであり、私生活としては結婚の資格をも得ることになるのである。然し其の階級的列次の下位にある間は肉體的勞働の大部分は彼等に課せられ、社内の道路の修覆、除草、橋梁の修理、集會所の修繕等いやしくも審社の公共の爲めの勞務には絶対に服役する義務を負ふのであるが、列次の進むにつれて漸く輕減せられ、マトアサイたるに及んで殆んど是等の勞務より免かれるのである、然しマトアサイとしても決してすべての勞務から離れるのではなく、矢張り彼等も亦共同の生活に對して責任を負擔し、彼等に課せられたる勞務が存するのである。それについては集會所のことを述べる時にする。

七

集會所とは Menhouse のことであつて、アマ族では同時に見張所でもあり、警戒所でもある。そして其の位置には一つの定めがあつて、必ず審社への通路の入口近くにあるのが普通である。それ故審社への往復には誰しもが是の前を通らなければならぬことになつてゐる。そして若し審社への重要な通路が二つ以上ある場合には集會所も亦その数だけあるのである。

集會所の建物は、其の大小は蕃社の大小によつて異なるが、形式は長方形の建物であつて通路に平行して長く、其の前に廣場があるのを普通とする。そして其の内部は一部分を残して床が張つてあり、土間は通路でもあり、又火をたく場所でもある。

而してそれは蕃社の中心となるものであるが、蕃社のあらゆる會合は勿論のこと、あらゆる出來事は集會所を中心にして行はれ、決せられるのである。されば蕃社會議の議場でもあり、役員の協議所でもあり、蕃社への外からの來訪者の接待所でもあるのである。

そして集會所の毎日は、日中のマトアサイ達が其の階級々に交代に詰めかけて、蕃社内治安の維持や外部に對する警戒の役を務めるものであるが、今日のやうな平和な時代になつては殆んど大した事件はないので、或る蕃社で筆者との問答に於て「マトアサイとは坐つてゐる人だ」と答へた青年があつた程に彼等は煙草をくゆらし、無駄話しに一日を送ることが多いのである。然し筆者などが調査の爲めに老人達の話を引きに行つたりするには誠に好都合であつて、集會所を訪ねれば必ず其處には何人かのマトアサイ達がゐるし、若し彼等で用事が便じなければ直ぐに必要な人物を呼び出してくれるし、其他どんな事にも彼等はそれ／＼必要の手段を講じてくれるのである。そして食事の時間が来るなり、又特に饗應すべき來訪者のある時には、彼等は直ぐに雞の徵發に出かけてゆく——容を歡待する時には必ず雞を殺してそれを御馳走する——し、それからそれ／＼の家告に告げ知らして其他の食を整へ、其處に食膳が設けられるの

であるが、それが日中に於ける集會所のマトアサイの仕事なのである。そして日の暮にはカッパ、達が寄つてくると、自分の家路をさして歸つてゆくのである。

マトアサイ等が引揚げた後の集會所はカッパ、達のものであつて、階級に取入れられたカッパ、にて未婚のものとは全部夜は集會所に來つて、其處に泊るのである。最早階級に取入れられた者は女との關係なしには家に泊ることはゆるされないのであつて、彼等自身の生れた家は唯衣食を給せられるところにとどまるのである、それ故結婚して一度女家に入り、其の家族生活を送つたものであつても離婚せられることあれば、其の女家を追はれ集會所に宿泊するのは勿論であるが、其の妻の死別によつてすらも其の女家を去らなければならないのである。

何故なれば、アマ族の家族は女系制であることは前に書いた通りであつて、女子は他家に入ることなく、男子が必ず女家に婿入りすることを原則としてゐるのである、そして家なるものは女に屬することは勿論であるが、其の家に於ける生活をなすものは女子と其の夫である男と、其等の間に生れたる女子に限るのであつて、男子は幼少にして母親の扶養を必要とする間は家にとどまることをゆるされるけれど、既に少年に達すれば、彼等は衣食は共にするが寢所を共にすることはゆるされず、屋外に寢所を求め、長じて階級に入れば集會所に宿泊することになるのである。それ故妻の死によつて配偶者を失つた男子は家に於ける家族的生活をすてなければならぬのである。然し彼等の間に生れたる女子が既に成長し

て一家の主婦たる資格を有する場合に於ては、其の父として女家にとどまることが出来るのである。なほ男子の家族生活に於ける地位については後節にゆづることにする。

家が斯の如く女子のものなるに反して集會所は全く男子のものであつて、女子は絶対に其の出入を禁止されてゐるのである。それは同時に女子が蕃社の統治其他の公機關に對して何等か發言權も亦參加權も有たないといふことになるのであつて、アミ族に於ては家に於ける女子と蕃社に於ける男子との二者の對立が見られるのである。それはアミ族の社會といふものを考ふる爲めには重大なる要素をなすのである。

八

私は前にアミ族の社會組織のことを述べて、彼等の蕃社（ニヤロ）なるものの構成が年齢階級層（スラル）から成立することを説いたが、更に其の統治組織について述べることにする。アミ族の蕃社に於ては今日では各社に頭目なるものが存在する。此の頭目制なるものは清國時代に於ける創設であつて、日本の領土となつてからも、それを存続してゐるのであるが、もと／＼アミ族にはそれに近い制度があつたのである。唯今日の頭目制は頭目、頭目代理、副頭目、副頭目代理などといふ名稱を附して劃一的にして仕舞ひ、然かも其の選任が官選的傾向を帯びてゐる點が異つてゐるのである。

斯の如く劃一的になり、又官選が行はれて來た爲めに、從來の制度を全然放棄して仕舞つた蕃社もあるが、今だに從來の制度を持続してゐる蕃社も少くないのである。

花蓮港街の近くにある薄々社等三社の如きは、彼等の制度の名残りを留めてゐるだけにすぎない。今彼等の從來の制度を見るに、階級に入れる壯丁の内、優秀なるものを選んで、それをララウツァンに任命する。次いでララウツァンに任命せられたものがマトアサイと呼ばれる資格を得て後、蕃社會議の推薦承認を経てバブルアイに推舉せられる。其等には定員はなく、適當なる者があれば、幾人にも推舉せられたのである。而して蕃社は其のバブルアイを首腦部とする統治機關を有つてゐたのである。其のバブルアイのうち更に一人を互選して蕃社會議の承認を受けたるものをサカカイノバブルアイと稱し、それが主宰者となつたのである。現在の頭目とはいはゞそれに相當するのである。然し今日ではその人選が官權の指揮を受けるに至つたので、最早バブルアイの選出は行はれなくなつてゐる。そして今はララウツァンの選出があるだけになつてゐる。

而して彼等の行政機關は是等の者によつて組織せられるのであつて、バブルアイ——今では頭目其の他の幹部——とララウツァンとが毎日朝夕二回集會所に集つて其の日々の社事を協議し、仕事の割當を定め、若し勞役を必要とする仕事のある場合にはララウツァンをして其の勞役に當該する階級に對して、其の命令決議を傳達せしめるのであるが、各階級には、級長（是等の社でバブルアイヌスラルと呼んでゐる

る)があつて其の命令を受け、團員を招集して任務につくこととなるのである。

それで蕃社内における日常の事項は特に重大なるものでない限りは、すべて此の會合に於けるバブルアイの協議によつて決定せられるのであるが、事一社に關するが如き事件には蕃社會議を招集して、其の決議を待つて執行せられるのである。それは無論從來の慣習によつて行はれるのであるが、制度的であつて、頭目自身の實力による獨裁といふが如きことは認められないのである。

次に例を擧げると、馬太鞍社の如きは今だに從來の制度を持續してゐるが、彼等は定員二名のバブルアイを戴いてゐる。それは前同様に蕃社會議の推舉によつて任命せられるのである。

而してバブルアイは社内に於けるマトアサイ達の意見を徴して社事を決定するのである。此の社には各階級にサスバガイと稱する二名宛の級長を有する外に役員を置かない。

其の他の蕃社に於ては首脳部を構成するものをコモト、カケタンと稱するが、總て資格は同一である。

而して是等の選出はすべて合議に依る推舉であつて、彼等の言葉に従へば、豫ね／＼人望を擔ひ、話の上手な者——頭のよい、理解と判斷とに富む者の意——で、心が正しくあり、社事を託するに足ると信頼するものを推舉するのであつて、世襲の如きものはないのである。

九

アミ族の社會は年齢別階級が根幹をなしてゐるだけであつて、社會的に特權を有するものがなく、極めてデモクラティックな組織を有つてゐるのを特色とするのであるが、然し全然世襲がないわけではない。

それは祭事を司ぐる職分を有つ者に於て世襲が行はれるのである。それは普通カケタンと稱せられてゐるが、それを繼承する特權は或る家に從屬してゐるのである。其の繼承法は女系制家族でありながら、女權が蕃社に行はれない彼等にあつては特別な方式が行はなければならないのである。此所にAといふ家があり、それが其の繼承權を有するとすれば、カケタンとなるものはA家に生れたる男子でなければならぬのであるが、其の男子甲はA家を相続する者ではないからして、甲はB家に婿入りしながら其の地位を占め、其の職分を行ふのである。而して甲の没後は甲の息子には最早繼承權はなく、次には更にA家に生れたる男子乙に譲られるのである。

此のカケタンなるものの起原については制度的に充分には明かではないが、次に述ぶる奇密社の場合を考ふると非常に興味ある事實である。然かして、最近にては奇密社を除いて、他社に於ては此のカケタンなるものが政治にたづさはることがなかつたばかりか、バブルアイ——頭目——の選出に關與することも

なく、唯彼等は祭事を司とるだけにすぎなかつたのである。

然し奇密社に於ては全然その趣を異にしてゐる。奇密社とはアミ族に於ける最も古き傳統を持續するものといはれてゐるのであるが、其の社にはカケタンの家が二つある。それはアミ族の祖先なる二柱の神の直系であると稱せられるのである。而して彼等は祭事を司とること勿論であるが、バブルアイの任命権を最近まで有つてゐたのである。それ故奇密社にては他社に於けるが如く、蕃社會議の推舉といふことはなかつたのである。そして其の二軒のカケタンの家より各々自己を代表するものを選んで、それをバブルアイとし、社事を委任する形をとつてゐたのである。而してカケタンを神聖なるものとして神そのものの如く考へ、又カケタンは祭事以外の俗事に直接關與しなかつたのである。だが、その任命権を有つてゐたことは、彼等が其の元首であつたことが認められるのである。

なほ面白いことは、從來アミ族には家族名といふものがないやうに思はれてゐたのであるが、それは調査の誤りであつて、彼は數種のオトアスノガガ (otousu no-gangang) と稱する家族名を有つてゐるのである。各家は必ず其のオトアスノガガを有つてゐる、例令、パチタル(太陽)、ラルグス(草の名)とか稱するのであるが、それがトーテムか、それとも他の何かは未だ明かでない。

ところで、奇密社の場合であるが、此處で私のカケタンに其の家の名前を尋ねた時に、彼は自分達二軒の家は神の直系であるから、名前は無いのだと答へたことがあつた。それが若し事實であるとすれば、其

の社衆は臣下であつたといふことがいはれさうである。

然しアミ族の社會には Secret Society のやうなものも認められず、又征服被征服の階級の如きものも認められないとすれば、此の一の系圖は所謂神の子孫であるものの家族的發展であるかも知れない、そしてカケタンなるものが其の宗家であるかも知れない。

私の調査は奇密社以外の蕃社のカケタンの家についての資料が不充分なので、之れ以外のことをいふことが出来ないが、近き機會にそれを明かにしてみたいと考へてゐる。それは兎に角として、他の蕃社に於ても小さい蕃社及び新しい蕃社にはカケタンなるものは存在せず、古い蕃社にしかないと考へると、此のカケタンなるものの存在は余程面白いものであると考へられる。そして其の少くも一部分が奇密社のカケタンの家と古く同一血族のものであつたといふことは傳説の上に於ては明かなのであり、各蕃社はそれを中心にして發展して來たとも傳へれてゐるのである。

10

私は今アミ族には Secret Society はないといつたが、然しそれは斷定的ではないのである。何故ならば、彼等の間にはシカフサイと稱する Medicine man がゐるのである。それは現在に於ては何等の階級團體

をなすものではなく、神がかりの症状を呈したものが或る修業を積んで、それになるのであるが、そしてそれは男女を問はず、年齢を問はず、又家の所屬に關しないのであるが、過去に於てそれが一つの結社であり、又特權を有した階級の痕跡であるかどうかは確かではないのである。それ故、Secret Society がなかつたとは斷定することはまだ早いのである。

そしてカケタンとシカワサイとの關係についても其の起原について明かでない限り、今は何事かを臆測することは差控へるしかないのである。

アミ族の年中行事



八月の二十日頃であつた。私は秀姑禰溪畔に屯するアミ族の蕃社を訪ねて一日をすまひ、やがて蕃人の造つてくれた蟹かごに乗つて更に溪の上流へと河床を涉りながら遡つた（蟹かごとは籬なり竹なりで腰をかける物を造り、其の左右の肘掛の下を乗つてゐる人間の前面を腹部と擦れくゞに傾から攪き棒を通して二人で攪くやうに出来てゐるので、背は寄掛りがあるが、足はプランと下るのである。然しそれは左右一本の紐で吊された足裏がプラ下つてゐて、足それに乘せて調子をとるのである。乗心地は可成り窮屈なものだが、足合の紐の長さを巧く調節すると安定がとれて危険もなく疲れもしない。そして速いことはこの種の乗物では一番速い）。

其處で私は河床の石川原の上に建てたばかりの小舎を見付た。そして河原には澤山の蕃人達が出て右に行き左に行ききしてゐるのに氣付いた。私は同行の蕃人に早速問をかけた。それは彼等のコムリッシの祭であつた。

コムリッシの祭といふのは其の邊の蕃社——こゝではアベハ社——では稻の二期作の植付を終つた後で

する年中行事であるが、それはミブテンといつて河に漁に世で祭りをするのである。河に漁に出るものは前に記した彼等のカッバハであつて、先づ彼等は早朝に蕃社を出て、漁狩りを行はうとする川原にゆき、其處に小舎コヤを建てるのである。それをミサタロアンといふが、其の小舎が出来上ると、カッバハ達の中の最上級の組頭が最下級のカッバハの一人を従へて其の小舎の中に坐はり、其處で絶えず――祈願を行ふのである。それは蕃社の裕福と平和と、穀物の豊穰と漁獲の豊富と、なほ此行事中の好天氣と出漁中の者の健康とを祈願するのである。そして此等の二人を残した他の者達は全部川原に散つて右往左往して川の流の一をせき止めにかゝるのである。それは石を積んで其の上に生蕃芋の葉をかぶせ其の上に砂利を載せるのであるが、第一日はそれだけの仕事で終り、其日は全部が其の川原にて夜をすごすのである。そして翌朝夜の明けのを待つて魚をとつて蕃社に歸つて行くのであるが、其處には集會所にマトアサイ達が集つてゐて、若者達の歸つて来るのを待つてゐる。

其處でとつて來た魚の全部は一尾残さず若者達から老蕃達に捧げられる。そして其等の魚は老蕃達の各級カキに配分せられ、各級は各自に自分の級の誰かの家に集つて其處で酒宴を開き、それを肴に酒盛りが催されるのである。又、魚を捧げた若者達は老蕃達から鹽肉、餅、酒等を恵まれ、其等を以て集會所に於て酒宴を開き、それらを平けて、夕方には隊伍をなして蕃社中の老蕃達の酒宴場を巡り歩き、重ねて御馳走になるのであるが、遂に彼等の口には魚の一片も入らないと聞いた。然し此の日は若者達にとつては一

年中で一番たのしい時であるといつてゐる。

一體アミ族に於ては老人崇拜、年齢優越の風が盛んであつて此のアベハ社のコムリッシの場合ばかりでなしに、如何なる場合でも食物——御馳走の分配に於て、年齢の高い最上級の級から始めてそれが食ひ盡すのを待つて次ぎ／＼に下の級へ分配が行はれるので、最下級のもの達のところへ廻つてくる時には骨とか、すばかりになるのが普通なのである。

此の日、私は先きを急いでゐたので、この祭りには参加しなかつたが、同じ旅行の間に鯉魚尾社リキョウビのマラリキッドの祭のミブテン（河漁の日）に招かれて行つた。此の蕃社は既に可成り古風が崩れてゐたが、其處では小舎を建てるやうなことはしなかつた。私は社の頭目達とブラ／＼と河漁りをする十数丁ばかりある川岸に出かけて行つた。其處には既に同じ蕃社の若者達が集つて前に記したと同じやうにしてしきりと川の流をせきとめてゐた。然しそれは仲々に出来上らなかつた。そこで——私が其時は前日から滞在してゐて、其の日の中には其處を出發しようと思定してたからでもあつたのだらうが——二三の若者達は投網を投げて魚をとり始めた。

其の間老蕃達は川岸の石塊の上に腰をおろした儘何もしないで、煙草をくゆらしては無駄話に興じてゐる。此の社では老蕃が社に残つてゐるずに、皆ほつり／＼と川岸に集つて來ては魚のとれるのを待つてゐるのである。投網が投げられ出すと、私の前のところの砂地に手頃の石が集められて火をたき、鍋をかける

ところが造られる。其の中に魚が網にかかつてあけられる。それを運んで来ると又別な男がそれを受取つて魚の腹を割いて臓物を洗つてゐる。鍋には水を入れて煮沸するのを待つて鹽を入れ、そして魚が投げ入れられる。その間に私の前には探し集められた平たい石が幾つも列べられる。つまりそれが食卓なのである。其の上に蕃社から運んで来た餅や酒が置かれ、やがて鹽漬にした魚を肴に酒盛りが始められるのであつた。然し此の間中雑役に働いた者達は一人として其の宴につらならないのである。そして彼等はなほ働く爲めに外に去つてゆくか、又は周圍に腰をおろして私達を見守つてゐるだけである。そして彼等は河漁りが終はるまで何も食はずに働くか又は靜に待つてゐるのである。

斯くして夕方までには川もせきとめられ魚がとられるのであるが、さうすると働いたものも働かないものも兎に角其處に出た全部のものが先づ頭目を眞先きにして、次ぎには老蕃といふやうに階級の順序に次ぎ次ぎに配分せられ、其等は各自の家に持ち歸られて家々で食膳にのせられるのである。——これは今の鯉魚尾社でのマラリキツドの後のミブテンであるが、先きのアベハ社のそれとは多少異つてゐる。

これは私が見たり、立會つたりしたアミ族の祭りであるが、なほアミ族の祭の重なるものを次ぎに記してみようと思ふ。それはアミ族でも地方により蕃社によつて大同小異とはいひながら可成り複雑なので、ここではアミ族中で最も古い傳統を傳へてゐると稱し、又事實に於ても最近まで最も變革されることが少なく、然かも其の傳承者が私の行つた時現在してゐて直接にいろ／＼と話を聞くことの出來た奇密社ウツシヤのすることを述べるのが一番無難であらうと思はれる。

アミ族の發祥傳説には二人の神様があつてその間に又二人の兄妹の神様があるのだが、それが他の神様との間に争を生じ洪水を以て攻められ、兩親の神様は天上にのがれることが出來たのだが、息子息女なる兄妹の二人の神様はのがれることが出來ずに臼に乗つて洪水の中を漂流して海岸山脈中の一山頂ラガサンに漂着し、洪水の引くのを待つて其處で生活を始め、其の子孫の繁榮せるものが即ち現在のアミ族である。と中部地方のアミ族は傳承してゐるのである。そして奇密社とは兄妹の神様が夫婦になつて産んだ五人の神様の中の二人がラガサンから直接に分れて社を作り、それが屢々社地を換へはしたが、其の傳統を奉じて今日に至つたものであり、現に奇密社の祭事の司宰たる二軒の家は其の神様の子孫の直裔であると稱し

てゐるのである。私が其の奇密社に於て彼等の傳承舊慣等の話を聞いたのは其等の家の一なる祭事の司宰者たる最早六十歳の老人タアエからであつた。

其の現在の奇密社は秀姑巒溪が海岸山脈の中部を横斷して太平洋に注ぐところの北岸の斷崖の上にあるが、位置として昔は要害堅固な場所を占め、他の侵入を防ぎ、別天地をなし、現在に於ても他文明との接觸の最も不便——アミ族の中では——な地域にある爲めもあり、然かも自分達がアミ族の古傳統を奉ずるものであるといふ自負が他の蕃社に範を示すやうな誇りから最近までも其の慣習制度を比較的に嚴格に又純粹に保つてゐた蕃社であつたのである。それ故何によらずアミ族の研究調査には最も大事な蕃社なのである。

彼等の祭事は農事に關する年中行事が主となつてゐるのであるが、それらは彼等がラガサン漂着の時代に彼等の父母の國から傳授せられたものであるとせられてゐる。

三

彼等の祭は先づ第一に粟播き祭（マサウマノリシン）である。其の次第を記すと、

第一日をバコと稱する。この日は蕃社の内にある祭殿（バルグルガン）の垣の入口にて神事を行ひ、

粟の豊穰、社内の無病息災、狩獵の獲物（山豚、鹿等）の豊富ならんことを祈願する。

第二日をミサリシシタロアンと稱し社内の各家は其の耕作地にあるタロアン（小舎）——耕作地は住居地より離れてゐるので、其處には必ず耕作小舎を建てゝある——に行き、豚肉を供へて穀物の神バリダウを祭る。そして其處で家中の者は豚を食する。

第三日はバラランと稱し、畑への路（ララン）を神の通行する爲めに除草し、掃除をする。

第四日をミサアラピットと稱し、祭殿に集つて竹箸をつくる。それは祭の最後の日に彼等はミアテン又はバクランと稱して河漁にゆき、魚をとつて食するのであるが、其の時の用に供する箸を豫めつくつて置くのである。箸は竹を薄く割いて、吾々の角砂糖をはさむに用ふるものやうに一本の竹を曲けたものである。此の箸は魚を食する時にのみ用ひられるのである。

第五日をバブルンと稱し、茅を畑にたて、粟も亦この茅のやうに眞直ぐに大きくなれと祈る。

第六日をミトルドイと稱し、この日に粟を播き始める。

第七日はバクランであつて、この日には社中のもは皆——但階級に入つたもの——河漁にゆき、魚をとる。

次ぎの三日間、第八、九、十日をバカチダルと稱するが、最初の二日はカッパハ二人が祭殿に行つてデラス（アミ族の最も神聖な祭神具で土製の酒を入れる器で、吾々の神酒徳利であるが、口が非常に廣い）の上にクチュ

(豚の肚皮)を載せ、それを神に捧げ、粟の豊作を祈る。この二日間は絶対に他社のもの、社内に入ることを禁ずる。

其の第三日目には、早朝雞鳴と共に二人のカッパは先きに供へたデウスを持つて祭事の司家(カケタシ)に行き、其のデウスを返して元の位置に納める。斯くてこの日は社中は皆仕事を休む。

翌日は再びバ克蘭であつて又社中のものは河漁に行き魚をとるのである。

斯くて粟播きの祭を終はるのである。

此の祭ばかりでなく一切の祭事の間は彼等は魚類及び野菜(主として豆類を指す)を一切食はず、又泉の水を汲む事をしない。又男女の性の交りをも忌む。魚類は祭事の中に於て食はないばかりでなく平生の日も一切家の中では食する事をせず、デウスのある場所では決して煮焼きすることをしない。それは神聖をけがすものであり、必ず悪病に襲はれると信じてゐたのである。それ故平生魚を食する時には必ず屋外にてする事になつてゐるのがアマ族一般の事であるが、この奇密社では別に母家の外に離れの小舎があつて、それは魚を食する時にだけ使はれる。そして其處には魚を食するに用ひる一切の道具が納められてゐる。

又此等の祭の行事に参加するものは階級に入つた者だけであつて女及び子供は行事には與ることは出来ないのである。

四

次いで約一月の後にサバラサンの行事を行つて豊作を祈るのであるが、此の祭の時には其の四日前から祭事の司家^{カケト}では荒仕事及び汚穢の行爲を禁じて謹慎し、社内の者も亦二日前より謹慎し、けがれを避け、又食物の禁忌を守る。

其の第一日には地面に芭蕉の葉と茅の葉とを敷き、その上に飯と酒とを供へ、穀物の豊作、獲物の夥多、社内の無病息災を祈る。

第二日はミヤドブであつて社中のカッパハは山に鹿狩りにゆく。

第三日はバ克蘭であつて又河漁に行くのである。

先きに注意するのを忘れたが、彼等の祭事の後の日には必ずバ克蘭があるのである。バ克蘭があつて一切の祭事はひと區切りをつけられ、その翌日から平常の日に復するのである。いはゞ吾々の精進落しといつたやうなものである。それ故先きの粟播き祭に二度バ克蘭のあるのは、先きのバ克蘭で行事が一つ終はり、次いで二度目の行事が始つたことになるのである。そして先きの粟を播く爲めのものであり、後のバカチダルのチダルは太陽のことであるが天候の順ならんことを祈願する行事なのである。バカチダルといふことは其の他の時にも随時長雨がふるとか旱魃があるといふ時に行はれる。然し其の時と

の行事はこれとはちがつてゐる。

次の行事は粟摘祭（ミハバイノリシン）である。

其の第一日はバコであり。カッパ、達は祭殿に集り、殿前の地面に茅を敷き山豚の肉を横木にかけて神に供へ、穀物の神を祭り、それが終ると祭事の司（シリシナイ）は其の肉をとつて自分の家即ち司家に持帰り、それを食する——このことをミカラホックといふ。次ぎにマトアサイ（年寄）達も亦其の肉を配分されるのであるが、それは手足と内臓を除いた全部である。彼等も亦それを家々に持つて歸るのである。そして残りの部分がカッパ、達によつて食せられるのである。

第二日はバラランであつて、祭殿への道（ララン）の草取りをし、祭事の司は司家に肉、酒、餅を携へてゆき、其家にて神事を行ひ、其の夕方は自分の持つて行つた御馳走を食するのである。そして其の歸る時に司家では彼に酒をデワスに入れて贈るのである。

此處で注意することは、祭事の司が司家に行くことである。此のシリシナイなる職は世襲であるが、それは血族の男でなければならない。然しアミ族は女系制であるからして其の職をつぐものは其の司家に生れたものではあるが、彼は其處にとどまつてはゐらずに他家に婿入りするのである。それ故祭事を行ふ時は其の實家たる司家に行つてそれを行ふのである。そして其の職を世襲するのは其の司家であつて彼自身

ではないのであるから、彼が死ぬか又はやめるかした場合には其の職をつぐものは彼の息子ではなく、更に司家に生れた他の男子が襲ふことになるのである。

第三日はミゲサと稱し、社内に唯一しかない泉に肉及び酒を携へ行き、神を祭り、司家ではデワスにて五回水を汲み、夜になつて司祭は畑ヒツレイに行き、粟の穂五本を摘み來つてそれを炊き、神に捧げる。このことをバアルバルといふ。

第四日はミロイドと稱し、社中の各家では夕方に粟の初穂を摘み來つて、それを炊き、神に捧げる。前日の司家と同様である。其の摘み來つた初穂の中五本を残して置き、粟摘みが終つて粟を穀倉アツリに納める時に、其の五本の穂に檳榔實を結んで穀倉の天井に吊すのであるが、其の時には食つても、粟の減らないやうに、鼠に粟を食はれないやうに、又翌年も豊作であるやうにとの意味の呪言をとなへながらするのである。

第五日をミサブラツと稱し、二軒の司家——奇密社では先きに記したアミ族創生の時の神々の二人の直裔なる子孫が司家として二軒ある——では社衆が狩獵に出た時には獲物が澤山とれ、又穀物も澤山みるのでやうにと祈るのであるが、此の日の夜には司家の娘達は腰に鈴をつけ、泉に行き、水を汲む。又社衆は此の日餅を搗き、酒及び肉と共に司家に携へゆき、司家の内玄關（バナシ）に供へて呪言をとなへる。

第六日をミトッガタイと稱し、前夜の司家の娘達が水汲みに出かけた鈴の音を耳にしたので、最早司家

では水汲みがすんだことを知り、此の日になつて社中の家々では娘達が皆水汲みにゆき餅や酒にて御馳走をしてくらす。

第七日をミハバエと稱し、此の日は朝の飯を食はずに、辨當を持つて畑にゆき、晝になつて始めて食事をする。そして此の日から本當に粟摘み始める。

それから至社中の家々が畑の粟をすつかり摘みとつて仕舞つたならば、社中は豚を殺して翌年の豊作を祈る。これをミナアンと稱する。此の日は遊びの日で小供も若者も一ヶ處に集つて遊戯する。

その翌日がコムリッシであつて、カッパの階級は其の組組の中から一人宛を出し、小川や谷間で魚をとり、それを焼き、神に捧げて食し、次いで其の夕方から河にゆき、一夜を河原であかすのであるが、女達は家で餅を作つて置く。それをカッパ達の最上級のものが家々を廻つて集め、肉と共に河原に持ち歸り、それを皆に配分してやる。そして魚をとるのは下級のものの役目である。

とれた魚の中大物八尾を司家に贈ると、司家ではそれにて神事をする。そして残り小魚を残して全部を^{アツク}年寄の階級に贈り、残りを若者達で食する。

そして其の夜は各階級は組毎に其の組頭の家に集り、一夜をあかして翌日の夕方自分の家に歸るのである。又この日は若者達の中の不良が懲される日であつて、豫めそれを頭目に報告して置き懲罰されるのである。

斯くて粟摘みも終り、それを穀倉に納め、祭殿や集會所の修繕を始めとして各家々の修葺や其他農事に忙しかつた間其の儘に放つて置いた仕事をすつかり片附けてしまうと、愈々彼等の正月祭ともいふべきイリシンの祭が来るのである。

第一日をミサモと稱し、餅(モ)を五個つくつて、それを五のデワスに入れ、又それを小さく千切つて彼等の祖先の靈なるカワスに捧げる。そして残りは其の儘デワスに入れて、それへ麴を混ぜて蓋をする。かくして酒を醸すのである。

第二日をバタツプと稱し、カッバハ達は竹、籐、茅を切つて來て、それを司家に運ぶ。

第三日をミサコロと稱し、前日司家に運んで置いた竹、籐、茅を以て首棚(タバトノツァゲタ)を造り、其の上の小舎(コロ)掛けをする。但しこの小舎をつくるのは毎年でなくつて五年に一度であるといふ。そして其の仕事が終つたら夕方から踊(マリコダ)をするのであるが、マトアサイとカッバハの上三級の組頭とだけは司家の屋内で踊り、他の者は皆その前庭にて踊るのである。

第四日をタラバオルと稱し、司家では豚を殺して首棚の首を祭るのであるが、豚は皮の儘左右に半分に切り割いて、其の肝臓を首棚に供へ、半分の肉の一つを皿に入れて保存し、他の半分を食するのである。

この日カッパ、達が踊をすることは前日の通りである。第五日をバコモゲンと稱し、祭殿を掌る司家の司祭が各階級の組の中から四人の組頭を選び出すと、其等の選ばれたる組頭達は階級順に上の級の者から順に一尺餘りの豚の肚皮を口に當て、二つに割き、それを右手に持つて自分の尻をうつ。それが終ると頭目——奇密社では頭目をバブルアイと稱しそれは二人あつて司家から社事を委せられてゐるものである。然し奇密社以外では頭目は審社總會義の協議によつて選ばれ決して司家から其の任命に關與されるものではない。恐らくは奇密社のそれが古い制度なのであらう——は其の肚皮を集めて司祭に捧げる。それを受けた祭殿の司祭は更に細く割いて食する眞似事をして、次に首棚の司祭に渡す。——奇密社の二軒の司祭は一は祭殿を、他は首棚を管掌することになつてゐるのである。

なほ此の目には前日取除けて置いた豚の半分の肉を更に二分して、それを二軒の司家へ贈る。其の肉は男女とも食することが出来るが、それは年寄達だけであつて若者や小供は食ふことが出来ない。殊に若い女が食すると流産するといはれてゐる。

第六、七日はミヤドブであつて、初めの日には社中の男達は全部鹿狩りに山にゆき、其の夜は山で泊つて次の日の朝になつて歸るのである。

此の日は若し其の年に階級編入式が行はれたとすれば、新しく階級に取入れられ、カッパになつたものは始めて禪（カヤツプ）を着ける事をゆるされるのである。第二級以上は羽毛をつけた帽子をかぶり、

正装して夕方から翌朝まで踊りぬくのである。

又マトアサイ達は各家々を廻つて酒肉を集め、集會所に運び、それを各階級の組頭に分配する。さうすると各組々は各自分の組頭の家を集つてその酒肉を更に各自に分配するのであるが、其の年新しく入つた最下級には組頭がないので、酒肉の分配に與かれないので、彼等は階級前の小供達と共にそれを欲しがつて路傍に集つてそれをせがむことが行はれるといつてゐる。然しこの日亦不良をこらす意味に於て日常生活の悪いものにはそれらを決して分與しないといつてゐる。

第八日をミタブッシュと稱し、此の日には先きに醸した酒をデウスに入れ、その酒を家中の道具や柱に注ぎかけ——このことをミタブッシュといふのである——又樹木、竹其他何でも家の周圍にあるすべての自然物・家具・什器に蕃刀を以て切目を作り、そこへ強飯ベグをつめる。そして呪言をとなへるのである。

第九日はバ克蘭であつて、此の時のバ克蘭は社中が揃つてゆくとは限らず、各家が別々にゆくこともあるが、兎に角皆が河漁へ行つて魚をとることをする。

斯くしてイリシンの祭が終はるのである。

六

以上の他になほ二三の行事があるが、それは重大なものでもないから除くことにする。是等の祭事は蕃社によつて可成り異つたことも見られもするが、大體に於て、然かも餘り崩れてない形に於てアミ族の祭事なるものが解ると思ふので他は省くことにした。

然し私は最後に奇密社に於ける階級編入式のことをのべて置かうと思ふ。

奇密社では階級編入式（ミスラル）の行はれるのは三年毎であるが、其の年になると、粟畑の草取りの頃の日を選んで行はれるのであるが、其の時日と元服するものとが定まると、其の元服し、階級に取入れられることになつた十五歳以上の者達——社によつては五年、七年といふところもあり、年齢も十五歳、二十歳以上のところもある——はバカといつて腹部を緊扼する胴締めをはめ首柵の司家の横側にある僅に一間に二間位の大きさで、立てば頭が届くやうな低い狭い小舎の中に全部入れられ、其處で五日間の斷食をし、一切外に出ることが出来ないのである。

この斷食の日の五日目をミトコルと稱するが、この日になると彼等の母親達は餅をつくつて持つて行き、其の一片を窓から中へ投げ入れてやるのであるが、それを拾つた子等はそれを食する眞似をして口には入れずに投けすてしまふ。其處で此親達は一度其處を去つて、更に再びやつて來て、外に出るとすゝめるのである。この五日間をミイツバイといふが、それは斷食の意味である。

第六日をミカツウと稱するが、この日初めて其の小倉の中で飯と肉とを食し、酒をのませられる。

第七日はミフリーと稱して、朝早く彼等は自分達の親族の家を廻つて其處で一軒一軒御馳走になり、歸る時は餅と豚の肚皮と薑とを一つに束ねたものを貰つて來る。この時は年寄が一緒に歩いてくれるのである。

そして此の日は既に階級カッパに入つてゐるカッパ達カッパが先きに河岸に行つてゐて彼等の來るのを待つてゐる。そこへ親類廻りをしてゐた若者達が全部寄り集り來るのであるが、其の時階級に入るものの一昨年下の者が皆の前に出て、自分達がつくる新階級の組の名を報告し、愈々自分達も階級のものとなるのであるが、上級の人達と共に働き、如何なる場合にもその命令には絶対に服従するものなることを誓ふのである。それに對してカッパカッパの最上級の組頭が承認を與へる。

それがすんで此の日鹿狩り（ミヤドブ）に行くのであるが、然し今ではそれは眞似事だけであつて實際にはしない。そして其の場カッパで上級も下級も皆が新參者の買つて來た御馳走を食し、それが終つて祭殿に全部揃つて行く、其の前庭で踊をなし、やがて解散するのであるが、新しく階級に入つたものだけは再び祭殿に集り、其處で泊るのである。

第八日をカリコダワンといつて、この日には新しく階級に入つたものは蕃社中の上の階級の人達と一緒に全部司家に行く、其處で一日中踊るのである。

この日から今迄小供（ワツ）であつたものが元服してカッパカッパとなるのであるが、そして他の蕃社では

女に觸れることをゆるされるところもあるのであるが、奇密社では未だ絶対に女に接することは禁じられてゐる。

第九日はバクランであつて河漁りにゆく。かくして階級編入式は終るのである。

次いで其の年のイリシンの祭の第六日ミヤドップの時に禪(カヤッツ)を着けることをゆるされ、漸く一人前となるのである。

歸化社の種播き祭

— 前項記事補遺 —

第一日 バリリ

この日は社中全部仕事にゆかず、野菜魚類を喰はず、飯と鹽のみにて食事す。水はのむ。

シリシナイ(祭主)は其の家にて豚一頭を殺し、社内のマバラワイ(厭勝人、他社のシカワサイのことを全部集めてバサリイと稱する祭事をする。この時祭る神は天の神(マラタウ)であつて、マラタウにデワスを提供へ、酒、豚肉、餅、横樹實、菟葉を三つつミブテック(指頭につけて彈く行事)をして捧げ、自分達が祭をするからこの馳走をたべて下さい。ついでには蕃社並に社衆の幸福をお守り下さいといのる。

この日シリシナイは體を洗はない。

第二日 ミテワイ

これから種子播きをするが、それが立派に育ち、澤山實がなるやうにいのるのである。

この日はマバラワイを招いて各家は順々に前記の御馳走を以て祖先の靈(オディットノママとイナ)オディットは

他社のカワスのこと、ママは父イナは母であるが、此處では祖先を意味し、他社のオトアスノカワスに當る）にミブテックする。

それは若しこのまいた種子がよく出来なければ自分達のたべるものもなくなり、あなた方にあけるものもなくなるから、どうか二倍にも三倍にもよく出来るやうにといつてミブテックするのである。

第三日 モリクットハバエ

この日は前記の野菜、魚類、鶏肉をくはず、豚、鹿等の獣肉は食する。

この日はマバラワイもよはず、ミブテックもせず、家中のものは糶がらを足でもんで種子を落し、種子播きの準備をする。

第四、五日 ミサラシクットハバエ

この日から種子を播く。男女は皆正装をし、水のみはするが、決して體を洗はない。飯をくふ時にも決して手を洗ふことなく汚れたまゝで食する。それはその汚れた土を洗ひ落とす播いた種子がよく生えなると信する爲めである。

この二日間で播き終るやうに播くのである。

第六日 バルグス

この日までの食物の禁忌其他行爲の上の禁忌を解く爲めに、河漁にゆく。

それには社の男子は全部一緒にゆいて河漁をなし、晝の食事は共にするが、歸つての晩の食事はマルスルと稱し、親族ばかりが夫れ夫れに集つてする。

歸化社では婿を迎へても母の家にあり、妹が婿をとつて仕事に不自由がなくなつてから分戸をする。是等の親類が皆集つてくるのである。

この期間は男女は共にいねず、この夜から同衾する。

一旦退社したものが此時にやつて來れば、それは親族の者でも自家のものがすんでから後に食事をさせる。それは結婚の爲め、若しくは或る事情の爲めに他社に行けるものが手傳ひに來るのである。其等の人には相當の物をおくる。

第七日 ミスツク

鹿狩りにゆく。(他社のミヤドロップである)これはシリシナイに對するお禮の意味にて鹿がとれたならば、その肉を捧げ、米を集めてシリシナイ全部におくる。又マトアサイ(年寄)達を集會所に招いて御馳走をする。狩りにゆくものはカバハ(若者)ばかりである。

シリシナイの家々には畑はあるが少ない。そして彼等は自ら耕作をしない。マカトロツノスラル及び其の上の二階級のスラル(年齢別階級の階級)のカバハ達が耕作し、耕作小舎や、畑の垣を作り、すつかり開墾するので、彼等の家では唯種子播きと除草とをするだけである。此の事は他社と比較して注意すべき。

とである。

マカトロツノスラルとは最下級のスラルである。

かくてミテワイについての行事をおはる。耕作小舎をたてる行事をミサブルム(他社のミサタロアン)といふが、それはバリリの前に作つて置くのである。

卑南社の祭事

— 前章補遺の二 —

卑南社 *Diyana* とは普通卑南蕃と稱せられ、臺灣東部の南方、卑南平野の各所に部落をなすカタモル(知本)、シヤバカン、(射馬干)、リカボン(呂家)、タバラカウ、アリバイ(阿里擺)バシカウ、(北糸圖)、ピナシキ(檳榔樹格)と共に嘗て卑南八社と呼ばれたものの一であつて、その代表的なるものである。

現在の卑南社の位置は今の臺東街の西北方約一里、卑南大溪右岸の平地にあり、戸數約百、人口約七百よりなる集團部落をなす。

卑南社の祭の記録を作る前に簡単に其の蕃社組織を述ぶることが必要であるが、それは祭の記事に關する説明として役立つ程度にとどめる。

現在卑南社はタテモル(南)、トトオル(北)、ボボオル(西)の三部に別れてゐるが、それは同社が約五十年前に舊蕃社(現役の蕃社より西方山寄りの地點)より移動せる時からのことであるといはれる。

而して元は世襲的元首(アヤワン)なるバサラアル家の支配するところであつたのであるが、中途ララ家

なるものが奮起し、其の勢力前者を凌ぐに至り、二人のアヤワンをいたゞく事となり、バサラル家はトオオルの、ララ家はタテモルのアヤワンとなり、社の所領地を南北に分ち、北はバサラル家の支配に、南はララ家の支配に属することとなつたのである。ボボオルはララ家に属す。なほ卑南社全體としてのアヤワン(頭)の地位も今はララ家の占むるところである。

而して土地はアヤワンのものであるといふ考を有し、收穫物の一部をアヤワンに貢納し、又アヤワン直有の土地に對しては義務労働(ミバラシ)として配下のものはその草取り刈入れ等に助力しなければならぬのであつた。

アヤワンは祭事並に社事に於けるその統率者であつたのである。

次に年齢別階級制であるが、之はアミ族の夫とは異つて制限的である。それは青年の階級までであつてそれ以上の階級は唯マイランと稱して一括せられ、アミ族の如くに階級團體を終始維持するものではない。

階級の最初は男の子が十三歳位になると彼等は、タコバンと稱せられる集會所に收容せられるのであるが、それから彼等はタココバンと稱せられる様になるのである。其の期間は五ヶ年であつて、それを更に四の階級に分けてゐる。タコバンは社の南北に一宛ある。其のタコバンにての修業を終つた者は更にバラコワンと稱せられる集會所に入るのであるが、其の最初の三年間をミヤブタンと稱し、次いでバンサランとなるのである。バンサランとなつて彼等は一人前の男として認められ、始めて女と交はり、結婚する

事もゆるされるに至るのである。

かくてバンサランとなり、結婚せるものがマイランである。結婚してマイランとなれば最早一家を有し、バラコワンを出づるのであるが、それまでは彼等はタコバコバンの間はタコバンに、ミヤブタン、バンサランの間はバラコワンにて寢食をなすのである。マイランとなつても妻を失ひ、又は離婚せるものは再びバラコワンに歸るのである。

バラコワンの数は六あつて其の各々にカルアマンなる蠶屋があるのである。バラコワンには各々名稱があり、支配者があるのである。そのうちララ家の支配するものをカルノンといひ、バサラアル家の支配するものをパタバンといつて南北の社の入口にあり、最も重要なものである。なほ各バラコワンにはナルルナダンと稱する教練所があつて、其處でミヤブタン達は社の慣習、其他技藝を學ぶのである。

尙彼等の家族制度は女系制である。

フビニカナダワ（粟播き）

先づ配下の社衆はカルマアンにゆき、その周囲の草取りをして綺麗に掃除をする。

次にアヤワンは種子を播くに當つて夢見をしてそれが吉夢であつた時に、其の翌日グモスグモス（行事の名稱）をして種子を播くのであるが、其の夢見を邪魔されない様にマラルギをする爲めにカルマアン

から少し離れた場所にゆき、檳榔蜜(ボラン)の萼をすてて割目を作り、其の中にイナシ(南京玉)を一粒入れ、その割目の方を前方に向けて地上に置き、その後方にイナシを麻にさしたものの七つを置き、其のまた後方にイナシを入れない檳榔蜜三個を列べ、其の各々に三粒宛のイナシを添へて置く。

これはアヤワンが睡つてゐる間に其の一年の間に死んだ人の靈(テナバワン)が来て邪魔することなく、又他人が噓(マゲシ)をすることないやうに豫め吉夢をさまたけるものを拂ひのける爲めのマラルギであつて、ブリヌンといはれる行事である。

かくしてアヤワンはカルマアンに歸るのであるが、其の途中にて彼はイナシをさした麻九つを横にして、それとび越すのである。そしてカルマアンに來たら、サガサアン(神様の入口であつて、普通の入口の左側の上、恰度顔の高さ位の處にある窓)に檳榔蜜五つを各々イナシ三粒を入れて供へ、神様を慰める。

それからアヤワンは其の夜の夢を見て、若しそれが吉夢であつたならば、翌朝カルマアンに備ひつてあるバルカン(竹籠であるが、普通用ひらるゝブノンとは異なり高さ一尺位直徑寸位のもの)と昔耕作に用ひた木製の小鋏との粟穂三つをグモスグサン(この儀式を行ふ爲めの特定の畑)に携ひゆき、その小鋏にて土を堀り、足にて粟の穂をもみ、種子を落し、其の種子を畑に播き、粟のからは先きを少し地上に出して土中に埋め、其の上に檳榔蜜の割目にイナシ五粒を入れて供へる。

かくしてアヤワンは家に歸るのであるが、配下の家の人達はアヤワンの處に來て、グモスグサスがすん

だかどうか、又この日アヤワンの家では種子を播くかどうかを尋ねるのである。若しもアヤワンの家で種子を播かないならば配下の家では播くことは出来ないのである。アヤワンの家で種子を播いたことを知ると配下の家は皆一勢に種子を播くのである。

それでこのプビニカナダワは社全體が共々にするのではなく南北夫れ／＼に其のアヤワンの欲する時吉夢を得て別々に行はれ、配下も亦南北に土地を有する關係によつて夫れ／＼自分の方のアヤワンの家が種子播きをすました翌日から各々自分の畑に種子を播くのである。

プビニは粟についてばかりでなく陸稻についても行はれ、其の時はプビニカナルマイといはれるが、行事は同様である。

マラルギとは祈願、呪咀等のマジコレリヂヤスの行事をいふのである。

マルアニカナルマイ（陸稻の收穫祭）

プビニの時と同様に夢見の邪魔をされないやうにアヤワンがカルマアンから少し離れたところにゆき、ブリヌンのマラルギをすることは同じである。

かくして其の夜の夢が吉夢であつたならば、この夢見はアヤワン自身と限らず、アヤワンの家族のものなれば誰れでもよいのであるが、其の吉夢を見たものが祭事を行ふのである。それで其の翌朝自分の所屬

のバラコワンの若者達にその由を知らせ、バンサランにカルマアンに備ひてあるバルカンを渡す。女達はカルマアンにて餅(アバイ)をつく。

バンサランがバルカンを持つて畑にゆき、陸稻の穂を摘んで歸ると、其の日の司祭者即ち前夜の夢見のよかつたアヤワン家のものが其の穂をカルマアンのサガサアンに置き、其の傍に餅を列べ、酒(ピニカック)を供へて神様に捧げる。

それが終ると、配下の家のものは皆集つて其の歳の收穫の澤山あるやうに、年々種子の絶ゆることのないやうにといふ歌を唄ふのである。

かくて第一日が終はるのであるが、この日のことをグモテといふ。

第二日はギノトグタンといつてバンサラン達は都嚮山(卑南大溪の對岸)に鹿狩りにゆき、獲物をカルマアンに持ち歸つて神様に捧げ、此日も配下のものが皆集つて前日のやうな歌を唄ふ。

かくしてマルアニカナルマイは終はる。

マルアニカナダワ (粟の收穫祭)

初めの行事はルマイ(陸稻)の時と同様である。

次いでアヤワンの家では前夜夢見のよかつたものが翌朝早々に畑にゆく。其の途中他人と話をしてはな

らない。畑に行つたならば、檳榔實一個を割つてイナシ三粒を其の中に入れ、それを地上に置き、摘みとつた一束の粟をその上にかぶせ、そして眞直に家に歸つてくる。

それがすむと配下のもは皆カルマアンに集つて來る。

マルアニカナダワの時には山狩りにはゆかない。

トモデアバク

粟刈がすむとカルマアンにて新しい餅をついてそれを團子位の大きさにまるめ、穀倉（アリリ）に供へてラコマイ、ラコアスの二神に捧げる。この二神は初めて土地を開墾し、穀物を作つた神様で、カルマアン及びアリリの守護神である。

これがすんで始めて刈取つた粟をアリリに入れるのである。

それは先づ二軒のアヤワンの家なるララ家とバサラアル家とがなし、次に他のカルマアンを有つてゐる家がなし、それがすんで社中の各家が家々でするのである。

モアリヤバン

これはララ家が主となつてするのである。

先づ粟酒を造り、それから海岸に出て夢見をする。夢が吉夢であつたならば、ララ家に近い他のカルマアンが粟を少しづつ集めてララ家のカルマアンに有つてくる。

ララ家のカルマアンでは粟酒をサガサアンに供へて神様に捧げ、又竹筒の中に少量の粟酒を入れ、それを携へて南の道を通つて海岸に行くのであるが、その途中粟酒をドモルホス（神に酒食を捧ぐる）して土地の守護神クモアユ（男）、ドモンドゥル（女）に捧げる。

海岸についたら粟飯をたき、小舎をたてる。小舎は太陽に向つてたてる。それは檳榔實を列べて神様の形を作り、其の周圍に石を置いて小舎かけをして入口は西に向けて作るのである。その小舎の前に柵を作り飯を供へる。最初にララの家長がその飯を神様にドモルホスする。其後で皆の者が順々に神様にドモルホスする、その神様はサドルマウ（男）、サドルサリ（女）の二神であつて、初めて粟穂を有つて來た神様である。

彼等は昔粟を有たなかつた。粟は東方にあつた。それを欲しいと思つたが、唯ではくれなかつた。それで二神はそれを盗みださうとしてサドルマウは包莖の中に、サドルカウは隱處にかくして持ち歸つた。そしてそれを入口の前に播いて置いたら粟が生えた。その後澤山になつたので他の蕃社にも分けてやり又アミス（アミ族）にもやつたといはれてゐる。

モアリバンがすむと適當の日にバンサランが全部山狩りにゆく、其の時には新しい米を有つて行き、其

處でそれをたいて其處の土地を守る神様に供へる。それから茅を一株焼いて、それから新しい土地を焼いて開墾しても構ひませんか、又新しい米を何處へ有つて行つても構ひませんかといふことを神に許を乞ひ、其から山焼きをして獵をするのである。

そして其の獲物はマイラン達を集めて先づ肉を神様に捧げ、それからマイラン達に御馳走する。

マガヤガヤウ (猿祭)

昔ルマルワイとコマルコイとの二人の兄弟があつたが、この二人が以前に稻の種子を貰つたルブルアとムドゥプトアの二人の神様に返す爲めに餅をつくらねばならないと相談して餅をついて神様に捧げた。この二神は都嚮山にゐるといはれてゐる。

最初は餅をつくつて捧げたが、何時も何時も餅では面白くないといふので、夜守を捕へて、それを殺して祝はうと相談して始めたのがマガヤガヤウの起原だといはれる。

然しその後弟のコマルマイは夜守では面白くないからとて次には蜥蜴を捕へてマガヤガヤウをやつた。

この時には兄のルマルワイはバンサランになつた。今迄はバラコアンに兄弟一緒になつたのであつたが、この時に小さい棚を作つて弟のコマルコイの方は其處に入る事になつた。それが今のタコバンの起原である。其の後になつてトバアボロといふ人が蜥蜴でも面白くないからといつて猿でも捕へてマガヤガヤウをし

ようと考へたが、今迄の小さい棚では狭いからとて二階建の現在のタコバンの様なものを建てたのである。
祭の次第は先づ

第一日 トモリヤバク

先づ夢見をして吉夢であれば、アヤワンの家ではトモリアバクをすることを通知する。さうすると皆の家々では餅をつき、酒をつくり、刈りとつた稻をすべてアリリに入れる。

第二日 ムラリパッド

皆の男が出かけて各々道路の草取り掃除をするし、タコバコバンたちはバガヤガヤワン（この祭をする場所）に行つて棚を作り、竹をたて、紙を飾りつける。

第三日 グ・マモル

カルマアンを守つてゐる家のものが米を集め、配下の男達は皆一掴みづゝの米を握つてカルマアンに持つてゆき、それを投げて稻を始めて作つた神様（ルブルグとムドゥブトグ）に捧げる。この日は各家にて餅をつくる。

第三日の夜 トマバカイ

其の夜タコバコバンたちは各家に煙草を貰ひにゆく。そしてタコバンに歸るとアヤワンがタコバコバンの数だけ檳榔實を割つてその中に石灰と蒟葉とをつめたのをタコバコバンの頭の中に挿し込む。そして順

順にそれを落しあつて明日の競争に勝つやうにいのる。煙草は祭の當日の爲めである。

それがすんで四年以上の上級のもの皆寝てしまふが、三年以下のものは一晩寝ずに火をもやして汗をこしらへる。それは翌朝上級のものに變るのである。

第三日の夜半　バルアロ

夜半になつてからアイワン（タコバンの頭）が三年以下のものの腰巻をとらして火の周囲を踊らせるのであるが、それによつて陽根を見、其の品行を検査するのである。そしてその中からララガン（祭の當日第一番に猿を刺す役をする者）になるものを一人選定する。そしてそのララガンだけをやすませる。

第四日、マガヤガヤウ

朝早く各家にては皆支度をして女は餅をバラコワン及びタコバンに運ぶ。それから愈々バガヤガヤワンにゆく。其處につくと竹で以て四角の檻を造つて其の中に猿を入れ、タコバンのアイワンと五人のタコバコバンが餅を三ヶ宛有つて檻の周圍をめぐる。それがすむと次には茅を有つて又廻る。次にララガンに槍を持たせて真先きに猿を突きさしせる。そして直ぐタコバコバン全部はタコバンまで競走する。夫から又バガヤガヤワンに歸つて来るさうすると、アイワンが弓と三本の矢をもつて廻り、都巒山に向つて矢を放つ。

これがすんでから猿を殺して祝の歌を唄ふ。この歌のことをコモラウといふ。

そしてタコバンに歸つてくる。

歸つたら猿をタコバンの入口に階段の右側に吊す。年寄り達は皆竹の矢をとつて自分の病氣のあるところを撫でおろす。そしてその矢を猿に投げて自分の病氣を有つてゆけといふ。

次ぎにタコバコバンの上にあがつて鹿の皮に入れた石灰、竹の紙をタルベクで叩きおとす、その下に小供達が集つて拾ひ、お祝をする。

それがすむと最上級のもが一人づつ下級生の尻を順々に一度づつ打擲する、それで過去の悪事がつぐなはれる。

それから猿を殺した歌を唄ひながら、踊る。

マイラガン

三日後にバンサライ以上のものが鹿狩りにゆく。

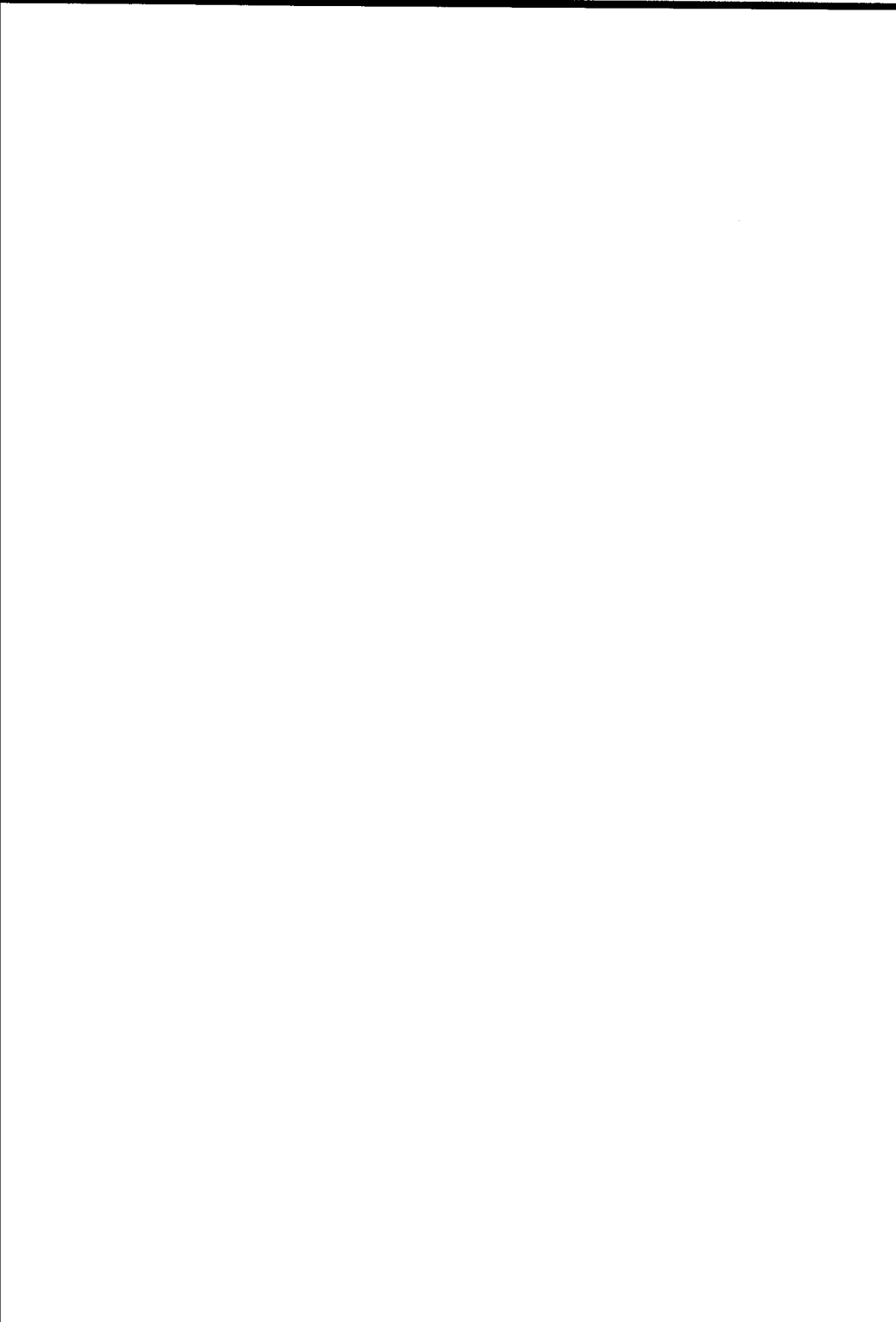
かくして猿祭は全く終る。

之にて卑南社の祭の記事は終つたのであるが、この記事は卑南社のラワの口述によつて記したものである。

私はこの記事を終る爲めに幾度か卑南社を訪ねたのであつたけれども、どうしても話をきくことが出来なかつた。他の事柄について割合に樂に話することが出来たのであるけれども祭の話となると言ひ澁つて

どうも話さない。遂に私は或る日を約束して歸り、其の約束の日に又尋ねたのであつたが今度は何彼と口實を設けて初めから來てくれないので非常に弱つたのであつたが、それでも二三度迎へに行つて漸くに來てもらつた。そこはバラコワンの一つであるパタバンであつた。然し彼等はなか／＼に口をひらかない。可怪しいと思つてゐると彼等の一人が古い昔の話をするには唯では出來ない、神様にお願ひをしてからでなければ出來ないといふ。それならばどうすればよいのかときいたら、酒をかつて捧げればよいといふので、そんなことなら早くいつてくれ、ばよかつたといつて酒を買はせると、話者ラワは酒を竹の杯について、指先きに酒をつけて弾き（ドゥモルホス）ながら彼等の祖先の神々に自分がこれから昔語をするといふことを告げ、自分の話すことがす／＼に頭に浮び出るやうにどうか神様が邪魔をしてはくだらないやうにいのるのであつた。

そして彼は心好く此の長い話を一氣に語りつゞけてくれたのであつた。なほ祭以外の記事はクララウ（題目）、ホワメオン（卑爾公學校訓導）ラワ等より得たものである。



土地共有より私有へ



現在では臺灣の蕃人達の一部は彼等の居住地が行政區域に編入せられてゐる關係から彼等は土地法の施行を受け、各々私有地を有し、法律的に私有權が認められてゐるが、然し未だ行政區域外に置かれる所謂蕃地に居住するものゝ間には土地法は施行せられてはゐず、その土地の所有に關して一定の法律的規準といふものは彼等の間の習慣以外には設定せられてゐないのである。しかしてその習慣は種族を同じうするものゝ間においても各地方によつてそれを異にするのであつて、一方に嚴然たる私有が認められてゐる所があるかと思へば、又他方には全然土地私有の觀念すらもない所もあるのである。その異なる慣習を整理し、それを一列に配置するとき、そこに私は土地の共有から私有へと移り行く一つの場合を想像することが出来るのである。

私は今自分が調査したタイヤール族について彼等の間に行はれる慣習の幾つかを簡單に記してみよう。現存タイヤール族の間においては多くの地方において土地の私有が認められてゐるが、原則として土地共有の觀念を有してゐることも事實である。そしてその土地の私有は一部に限られ、又それを私有する慣

習も一樣ではないのである。

まづ霧社蕃についてみるに、現在では土地の所有が認められてはゐるが、然し彼等は土地が最初から私有であつたといふことを否定してゐる。そして土地はすべてガザ（ガザは地方によつてはギャ、ガガー、ガガロフといれるが、その詳細の説明はこゝでは省くが、この文章の理解する程度においては克蘭程度のもものと思つて頂きたい）のものであり、それはサツバツ（共有）であつたといふことを認めてゐるのである。

もと霧社蕃なる一つのガザは一ヶ所に集團してゐたものなのであるが、今から三四世代前にその集團地からガザの領域内の各所に分散し、十社を作り、その後更に他蕃より二社が加つて現在の十二社にて一ガザをなすのである。それ等のうち、最初の十社が分散して各社が現在の居住地に移動して來た當時、如何にして土地が分配せられたかはいまだ彼等の記憶に存するところであるが、彼等のいふところによると、勢力者を中心にして一團のものが協議の上にて、各自の必要に應じて平等に分配せられたものであるといふ。そしてそれが私有せられて來たのが、現在の彼等の持地であつて、それは一個の財産を形作ることになつたのである。その分配の量の案配は各社一様ではなかつたやうであるが、少くも分配を行ひ、そしてそれを開墾耕作せるものゝ私有に歸したといふことは動かすことの出来ない事實なのである。蕃人は定地耕をなさず輪地耕をするので、彼等は少くも新舊の二つの畑を有ち、それに對して嚴然たる私有權を保有

してゐるのである。

なほ驚くべきことは宅地料といふものさへもあることである。それは審社が分散せる場合に、彼等の集團部落を營むために一定の地域を選定するのであるが、その土地が嘗て誰かに開墾せられ、その所有が決定せられてゐる場合には、その所有者に對して家屋をたつるために、宅地料を支拂はねばならないのである。即ち一度所有せられたる土地に對しては永久に所有權が保持せられる譯なのである。そしてその賣買讓渡も自由に行はれるのである。

それについてなほ彼等の土地に對する觀念を説明し得る事實があるのである。それを私はトロコ蕃において見たのであるが、分配所有については霧社蕃と略々同様であり、又宅地料についても同様のことが云へるのである。

が然し唯面白いことはトロコ蕃は現在では五社に分散してゐるが。もとは今タロアン社といはれる一社に集團してゐたのである。それで現在のタロアン社を除く他の四社においてはその住宅地に新しく家を立てんとするものは、すべて宅地料を拂はなければならないのであるが、タロアン社の住宅地なればトロコ蕃のガヤのものならばすべて無料にして自由なのである。即ちタロアン社の住宅地のみは共有なのである。一度タロアン社と離れたものでも、ガヤを同じくしさへすれば、何時歸社して家を建てようとも自由であり、宅地料の心配はいらないのである。

つまり露社蕃及びトロコ蕃にあつては、一度開墾耕作せる者はその開墾者及びその子孫の永久の所有に歸するのである。然しそれが誰かによつて開墾耕作せられたるものでない限りは、すべての土地は共有なのである。ところが同じく私有が認められながらも、それより更に進んだ私有權が保持せられてゐる例を見出すのである。その例は先づ南澳蕃について見られるのであるが、彼等の間では開墾耕作せる土地の私有に歸することは勿論なのであるが、未だ開墾せざる土地までをも、それは自分の先祖が發見せる土地であるからとか、先祖がそれを開墾することを豫定してゐた土地だからといふことによつてその土地が所有せられ、私有權が認められてゐるのである。

何故かゝる觀念を生ずるに至つたかを考へて見るに、かゝる私有の觀念を有する地方は、蕃地としては先の地方に比べると、新しく進出移住せる地方であつて、現在の地に移住せる當時において、既に舊住地においては土地が耕作し得る限りにおいて、すべてその私有權が確立してゐたのである。そして土地に對する所有の觀念が既に發達してゐたのである。それ故に新しき移住地において、彼等は必要による分配に甘んずることが出來ずに、必要以上に自分の所有する土地の割前を主張することになつたのである。移住民の數の割合に土地が廣かつたがために、耕作可能と認めらるゝ土地を必要以上に各々分配することになつたと見らるべきものである。紙數に限りあるので、私はこれ以上の資料と説明とをこゝに述べることを控へるが、唯こゝでは開墾耕作せる土地以外になほ私有が認められてゐるといふ事實を明かにして

置きたいのである。

以上の事實を考へてみると、土地の私有といふことに關して、明かに變化が示されてゐることが知られる譯である。

ところが地方によつては全然土地私有の觀念を有たない地方があるのである。それは眉原藩であるが、そこでは現に耕作してゐる畑の使用權だけが認められ、かつての耕作地に對しては全く所有の觀念をもたないのである。新舊の畑を有し、その私有の確立せる地方にあつては必ず舊耕地にはんの木を植ゑ、それを數年放置し、その地味の肥ゆるを待ち、新耕地の地味のやせると共に、舊耕地を耕作するのであるが、眉原藩においては決してそのことを爲さず、全然放棄し、他人が再びそれを耕作するとも決して意に介さないのである。そして彼等は眉原藩のガガに屬する土地のどこでも、他人が現に耕作してゐない土地であれば自由に耕作に使用し、全く所有に關する觀念を缺如してゐるのである。

それはその地方が土地の廣さに比例して人口の少いことによると共に、過去において一度も私有の觀念を有しない原始狀態を今日まで持續して來たが故なのである。

考へてみるに、恐らく原始狀態においては土地といふものに對しては、すべて共有の觀念を抱き、唯耕作してゐる間のみその使用權を有つてゐたものであるといふことが、眉原藩の事實において知られると思ふのである。

それが人口の増加と共に耕作に對して私有の觀念が生じ、次いで未耕作地に對しても所有を主張する事によつて土地の所有が一つの大きな財産としての觀念を生むに至つたものであると考へられるのである。

私はなほ耕作地以外の土地に對する觀念を検討すると共に、田畑私有觀念の發達の理論的展開を試むべきであるが、紙數の制限をすでに超過してゐるので、こゝで筆をとゞめるが、唯事實としてだけでも、これ等の例證を擧ぐる事が好學の士に何ものかを知らすことが出来ればと思ひ、こゝに書きつゞることゝしたのである。

アミ族に於ける男女の對立



臺灣におけるアミ族の社會は、誰も知るやうに女系制の家族から出來てゐる。然し、現在においては、女權の支配はその家族内にとゞまつてゐて、外には延びてゐない。即ち彼等の部落生活の單位であるニヤロ（蕃社）においては、その關與が拒否されてゐる。

アミ族が何時頃臺灣に渡來したかについては、今のところ不明であるが、少なくとも彼等が渡來した後に於いて、女權がニヤロを支配したらしい形跡を私ほうかゞひ知ることが出來ない。それ故、彼等は渡臺前に既に部落生活においては、女權が男權に取つて代へられたのではないかと私は想像してゐる。

さもなくば、臺灣渡來移住といふ新しき土地における生活創始に當つて、女權が男權に移つたとも見られないこともないのである。然し、それ等の詳論をすることは兎に角として、臺灣渡來後においてはアミ族の間には女權支配がなかつたといふことを云へば足りる。

アミ族における支配統治はすべて男の手にある。そしてそれが嘗ては宗教的な支配であつたことも事實であるが、それは渡臺後において漸々に政治的支配に取つて代へられて來たのである。然しその政治的支

配は世襲的専制的支配ではなく、代表的委任的支配であつたし、又現代においてもさうである。統治支配が宗教的であつた時代においては、それは宗教的支配者の委任をうけた監理者の形をとつてゐたのであるが、宗教的支配のうすらぐと共に、それは人民の推舉による委任代表の形をとるやうになつて來たのである。

そしてその推舉は階級にとり入れられたるすべての男子の總會議による形式をとるのである。その階級制度は年齢別による階級であつて、ある丁年以上の男子のみによつて組織せらるゝものである。この階級なるものがニヤロ（蕃社）の根幹をなすのである。いはゆる頭目と稱されてゐる彼等の部落の政治的主宰者は、この階級から選ばれるのである。それは絶対に女子を除外した組織である。

女子はこの階級制度から全く除外せらるゝと共に、部落生活の中樞機關である集會所への出入を禁止せられてゐる。その事實は部落生活に對する發言權の拒否である。然し家における彼女等の地位は正に轉倒する。彼女等はそこに於いては完全なる支配者である。一切の財産は彼女等のものである。食料の監理もまた彼女等のものである。すべての収入は彼女等に歸するのである。すなはち家は女に屬するのである。

彼等の日常の生活において、家は女のゐるところであつて、男のゐるところではないのである。アミ族の男子は、幼兒の期間のみは家にあつて、その母親の膝下に育くまればするが、幼年時代をすぎれば彼等は最早家に棲泊りすることはゆるされないのである。彼等は母家の外に物置き又は軒下に夜をすごすか、

もしくは階級に入つたものは集會所に棲泊りするのである。

そして家は娘達とその父母及び娘達の夫である男だけがあるのである。然かもその夫である男は離婚をされれば勿論であるが、その妻の死によつても家を退かねばならないのである。夫である男は、僅に自分の娘が既に相當の年齢に達し、家婦である役目を有する場合を除いては、兒女を有しながらも、それ等を家に残して去らねばならず、再び集會所生活を送らねばならぬのである。然し、食事は結婚前のものはすべて母の家においてするのであり、離婚されたものもまた自分の實家において賄はれるのである。

アミ族の間には、世襲といふことはかつて宗教的支配者であつた地位以外にはないのであるが、その特權は家に屬してゐた、その職分は男によつて繼承せらるゝのである。それ故に、その繼承の順位を決定する要素は、父親ではなくて母親なのである。すなはちそれを世襲する家に産れたる男子が繼承するのであるが——この場合男子は他家に入つてゐて、その職分だけを繼承するのである——その男子が死亡せる時にはその子は最早繼承權はなく、更に世襲家に産れたる男子をして繼承せしめるのである。

家の財産の所有監理が女のものである事は既に述べた通りであるが、従つてその賣買讓渡もまた彼女のものである。彼女は自分の欲するまゝにそれを行ひ得る。然しこゝに唯一つの例外がある。それは土地に對する場合である。勿論土地に生じたもの、土地よりの收穫はすべて女の自由である。然し土地そのものについては夫である男子の承諾なしにはこれを賣買讓渡する事が出来ない。

土地は今日アミ族では私有せられてゐるが、彼等は土地に對しては共有觀念を有し、土地はニヤロ（蕃社）のものであつたと稱してゐる。そしてそれは區劃を定めて家々に分配せられたものであつた。その區劃にはバコンと稱する草を植ゑて限界を明にしてゐた。然しその土地は私有せられたものではなくて、唯その耕作が家々ものであつたと云ふに過ぎなかつた。然しそれが次第に私有の形をとつて來たことは爭はれなかつた。現に今では總べて私有せられてゐる。それには大正五年及び七年に臺灣總督府が土地法を施行して、彼等の耕作地を登記せしめ、その私有を認めたにもよるが、それより以前既に私有の觀念の生じてゐたことは事實である。唯その場合にも現に耕作はしてゐないが、ニヤロ以内の土地ならばいつでも耕作し得ると考へ、それ程に自分の私有地そのものを占有するといふ觀念の乏しかつた事は事實である。故に土地法の施行以來隨分彼等の間には悲劇がある。それは兎に角として、土地はニヤロの共有であるといふ觀念を有つてゐたことは事實である。唯、今では土地が世襲の宗教的支配者に屬してゐるといふ觀念があつたかどうかは明にし得ないが、さうした事實があつたであらうと推測し得る材料はなくはない。それで私の言はうとするところは、嘗て土地私有を否定してゐた時代があつたといふことが明になれば足りるのである。

かく共有から私有へと所有形態が移り、土地は使用耕作するものゝ家々に歸屬するやうになりはしたが、それは未だ他の財産の如く女のものとはなり切らずにゐたのである。故に事實は家の私有に歸しなが

らも、それに關してのみは、男の同意を必要としなければならなかつた。この事は土地は家のものではなくて、ニヤロのものであり、男の支配に屬するものととの觀念の殘存である。つまり家はその内容と共に女のものであるが、ニヤロはその領土と共に男のものであつたのである。

即ち、アミ族に於ける男女の對立は家と土地との對立である事が云はれるのである。これは彼等の問の傳説からも説き得られる。

彼等が現在の住地に住居するに至つたについては、一つの洪水傳説を有つてゐるのが、中部に傳はる傳説では、彼等の祖先はスラとナカウとの二人の兄妹であり、北部に於いては、トアウとルマとの二人の兄妹である。それは同じ傳説の分派であることは明かであるが、これ等の名辭のうち、スラはアミ語にて土地であり、ルマは家である。これを以てみると、土地は男にバーソニファイされ、家は女にバーソニファイされてゐる事實が見られる。

それで土地についての觀察を要約すると、土地は共有であつたばかりでなく、それは男のものであつた。そして男のものであつたといふ事が、アミ族に於ては、それがニヤロのものであつたと云ふ事になるのである。

これから先きの理論的展開は本文の主題ではないからして、又改めて述べる事にする。



末子相續について



臺灣タイヤール族の家族制は男系繼承であつて、普通には末子相續の如き形をとるのであるが、それが直ちに家督相續と看做すことが出来るかどうかは疑問である。

彼等にあつては通例原則として、二人以上の男の子供のある場合には、その長男が女を娶り、結婚するといふと其兩親は他の子供等を連れて新しき家を建て、それに移り、今迄の住居を其の結婚せる長男に明け渡すのである。次いで二男三男と結婚するものがあるにつれて、それを繰返し、最後に残つた息子の處に、兩親は居附くことゝなるのである。然し兩親は必ずしも其の末子である息子の家族と共に生活しなればならないといふ譯ではなく、彼等自身の言葉を借りていへば、兩親の氣に入つた息子のところで暮すのだと云つてゐるけれども、少くとも子供の結婚の場合に於て、其の都度家の軒を分つのが、末子の場合に於てはそのことをしないと云ふ事だけは確かである。

然しそれにも社によつて異例があり、今では結婚して一家を爲せるものに新しき家屋を造り與へて、兩親及び他の兄弟達はそのままに舊屋にとゞまる所もあり、又この際舊屋がまだ新しく丈夫である時には新

家庭にそれを與へ、兩親達は新屋を營むが、若し舊屋が住みふるしたものである時には、新屋を造つて新家庭を營ましむるのだといつてゐるところもあるのである。だがその何れの場合を問はず、末子の場合においてその事をしないのは同じである。

又第二の異例として息子達が結婚したからといつて、必ずしも家を分ちはしないのもあるのである。其の結婚によつて舊來の家族生活が亂されず平和である限りは、すべてが同じ家の中に住んでゐるのであると云つてゐる。そしてかうした慣習を有つてゐるところでは、少くとも結婚した直後に家の軒を別にするといふやうな事はなく、新夫婦の間に新しき子供が生るゝまでは兩親の許にとゞまつてゐるのが普通のやうである。つまり此の場合には不和はなくとも、大家族を一軒の家包容するといふことの不便から、別家が行はれる場合が生ずることによつて家を分つ事もするのである。

それならば彼等の財産が息子達の間に如何に分配せらるゝかを見よう。いまだ土地私有の行はれてゐない地方に於ては、結婚による別居に對して耕作地の分配をしない。そして新しく結婚して、家をなしたものの達は、新しき土地を求めて其處を開墾し、耕作に使用する。然しその土地より收獲を得るまでは父の家の收獲の分け前を受くるのである。この土地私有の行はれてない地方に於ては、開墾地は其の耕作に使用しつゝある間のみ、其の地上權を有するにとゞまるのである。そして耕作に使用されてゐない土地は彼等の共同生活體であるガガア若くは社の共有なのである。この場合に於て、父の耕作地がなほ耕作するに足

る場合には、末子にうけ繼がれるが、若しもそれが既に使ひふるされて地味を失つてゐる場合には、そのまま放棄されてしまふのである。——何故ならば彼等は畑に肥料を入れることをせず自然の地味の肥沃なる間だけこれを耕作地とするが、すでに地味の荒された後には更に肥沃なる土地を求めて開墾耕作するのである。

然し既に土地私有が認められてゐる地方にあつては、其の趣を異にするのである。それらの地方に於ては、彼等は少くも新舊の二耕作地を有つてゐる、一方の耕作地が作物の栽培にたゆる間は、その地味の枯れるまで使用し、その間他方の耕作地には榛の木を植え、雑草の生え繁るに任せ、自然に地味の回復するのを待つのである。そしてそれらを交互に耕作に使用するのである。かゝる地方に於ては、土地所有の慾望は非常に強く、私有觀念は著しく發達し、最も大事なる財産形態をとつてゐるのである。

かうした土地私有の行はれてゐる地方に於ける相續分配は問題である。それには別居と共に土地を分配し、その分配を各兄弟に平等にする地方と、兄弟の順位によつて兄に多く弟に少くする地方とがあり、又父親の生存中は分配をせず、唯土地の何れが誰に與へらるべきかを告げるのみにして、共同耕作をなし、その收穫の分配に與り、父親の死と共に遺志によつて自分の割前を譲りうける場合もある。この場合に父が生前土地について何等の分配譲與の意志を告げずに死亡せる場合には、其の土地は永久にその死せる父の所有であつて、息子といへどもそれを譲りうけ、耕作使用する事が出來ず、その土地はブナデシ

と稱せられて永久に放棄されるのである。今日ではこのことは一地方に限られてしまつたが、以前には廣く一般に行はれてゐたものゝやうである。然し事實に於てはこの事の行はれることは少く、大概の父親は必ず何時か彼處は誰に、其處は誰にといふやうな事を云つて置くのが普通である。そして一度でもその意志が表示されてゐる場合には、それは當然うけ繼ぐことが出来るのである。

前記の土地相續の場合に於て、末子が特に多くを相續するといふことはなく、寧ろ長子に多き場合が認められるだけである。然しその他の動産の分配に於ては、父の死後遺品として家に残れるものは、家と共に末子の所屬に歸するのであるが、それが家督相續を意味するや否やは疑問である。

然るに更に第三の場合がある。それは結婚・別家・父の死亡等によつて、土地が分割譲與せられずに、そのまゝ相續せらるゝ場合であり、そしてそれを相續監理するものは第一に所有者の長男であり、次いで次男であり、更に次ぎ／＼に末子の男に至るのであるが、末子の次ぎに相續するものは長男の息子等兄弟であつて、それ等が順次にうけつぐのであり、その世代に於ては最早次男以下の子供達には相續權はなく、更に長孫の長子に行くのである。そしてすべては共同に耕作し、其の收穫の割前の分配に與かるのである。この例について見ると、父が生後誰のところにて過すか、問題であるよりも、明かに土地を相續するものが家督を相續するのではないかといふ事を示してゐるやうに思はれる。

タイヤール族に於ては部落の頭目なるものは制度的に見て、必ずしも世襲ではない。然し父子相繼ぐ場

合の例は多いのである。その場合に於て父の後を繼ぐものは多くは長子である。然しそれは制度的ではなく、寧ろ實力の問題であるから、暫くそれを措くとして、他の制度的な世襲機關を見ることにしよう。それは祭事の首長であるルーデン・シムガソツツ又はマラハンガガアと稱せられるものの世襲である——尤もマラハンガガアなる名稱は今では二つの場合に使用せられ、一つは祭事の首長として以外には部落の統治支配に關與せぬものと、他はマラハンガガアが祭事の首長であると同時に部落の頭目であるものとの二つがあり、後者の形は最も古い形式にして、然かも現在に於ては最も新しき形式であり、其のマラハンガガアは今では制度的世襲ではないのであるが、前者はその中間に位する形式であつて、制度的に世襲なのである。このマラハンガガア及びシムガソツツの世襲の場合に於て、その地位職分を繼承するものは、それは末子ではなくして長子なのである。これを以て見ると、矢張り相續の順位は父の居所によつて決せられるとは限らないと考へられるのである。

今日まで末子相續と云はれてゐた多くのうちに、かうした場合が他にも多くはありはしないかと思はれるまゝに、タイヤール族に於ける場合をかゝけて見たのである。末子同居の社會的並に心理的説明に就いては自ら異なるものが存するのである。



出
草
判
決



臺灣で蕃人達が首狩に行くことを出草といひならされてゐる。現在ではその出草が禁止されてゐることは勿論である。そしてそれが祭止さるべきものであることもまた當然である。然し私は首狩といふことを、その結果からのみ見て、それを野蠻であり、悪習であるとする判断には無條件では同意することは出来ない。

私は絶対に國と國との戦争を非とするものである。私はなまかな軍備縮小などといふことに信を置かない。その私は蕃人の首狩だけを野蠻であり、悪習であると笑つてゐる譯にはゆかない。戦争を好むといふことは、今では表向きには誰しも云ひ出しはしなくなつたやうだが、彼等はやむを得ないと云ふことを口實に、何時でも火蓋を切るだけの用意を備へてゐる。首狩の一つの場合は當にそれであつたのである。いくら蕃地だとて、首が無暗にとんだ譯ではない。封建時代の切捨御免よりは少し内容があつたのである。彼等の生活自體が生存維持せられるために、それは彼等の生活體の内に對しても又外に對しても、その事が必要とせられた自然の結果であつたのである。然し私はこゝで首狩の善惡論をやらうと云ふのでは

ない。私はその首狩の一つの場合である出草判決なるものについて語らうとするのである。

タイヤール族の蕃族における主たる犯罪として取扱はれてゐるのは私通姦通である。離婚もまたかく取扱はれてゐるけれども、今は暫くおく。それで男にしろ女にしろ私通姦通の嫌疑をかけられるといふことは非常な恥辱である。ところがそれがよく起るのである。彼等は夢見をし、鳥占をして獵に行くのであるが、その獵の間に同行の誰彼が思はぬ大怪我をするとか、又は幾度も獵に出かけてもまるで獵の獲物がなにかいふ時に、彼等は自分達の所屬する共同生活體内に何か不淨を犯してゐるものがあるが故に、神は彼等を罰して獲物を授けては下さらぬのだといふことを疑ふのである。獲物のないことは神の彼等への責罰であり、怪我は彼等への懲罪なのである。

彼等はいつてゐる、自分達が裸足のまゝ林野をかけすり廻り、谷にも落ちず、蛇にもくはれず、怪我一つしないのは神に對して不信な行爲をしないからだ。獲物もまたその結果である。正が眞理である如く、逆もまた眞理である。彼等は逆の眞理に直面した時、彼等は自らを疑ひ、彼等自身の共同生活體を疑ふのである。そして神に對する最大の不信として私通姦通を恐れるのである。その結果は自分達の共同生活體内における不信者の穿鑿となるのである。その場合不信者があり、その罪を恐れて自白する者があれば、萬事はそれですむのである。それ等の不信者達は男女共双方より豚を贖罪として提供し、それを共に食することによつてけがれは除かれるのである。然し自白するものゝなかつた場合には、誰かゝ嫌疑をうけることになるのである。その場合嫌疑をかけられたものが身に覺えのなかつた時には、彼等は憤然とし

てその恥辱に對して抗辯することは當然である。この場合に起草判決といふものが行はれるのである。

又盜みはタイヤール族の間では犯罪として考へられてゐない。タイヤール族の法規——ガガアなるものは盜みをその反則とは認めてはゐないのである。それはガガアの創設が私有財産制の發生以前のことであるといふ一つの論據になるのであるが、これも亦こゝでは觸れずに置く。それで盜みの場合には盜んだ者がその盜品を盗まれた常人に返却するか、又はその代償を支拂ふことによつて萬事は解決するのである。然し盜みの嫌疑をかけられることも亦恥辱である。この場合にもそれが無實の嫌疑であつた場合に、被疑者は代償を支拂はぬは勿論のこと、彼は起草によつて正しき判断を求めるのである。

それ故起草判決を要求する動因となるものは一つにはとゞまらないのであり、それは彼等の共同生活體内における一切の侮辱に對して行はれる譯である。

そこで被疑者を取り巻いて彼又は彼女に味方し、同情するものゝ一團が形作られる。即ち共同生活體は暫時二つに對立することになるのである。然しそれは對手方の首をねらふのではなく、他蕃の首をねらふのである。そこでその双方は各々彼等の慣習に従つて、夢見をし、鳥占をして起草に出かけるのである。この場合、中には横着者があつて事實自分が罪を犯してゐながら、なほ抗辯をつゞけるものがないとは限らないのである。然し彼等はあくまで正しき者には神は首を授けて下さるといふことを信じてゐる。首を取ることの出來たものが最後の勝を得、その判決は決定的のものとなるのである。それ故罪ありながら

一度抗辯したのも相手方が首狩に成功し、自分達が失敗した場合には潔くその斷罪に服するのである。又かゝる場合には不思議にさうした結末に達するものゝやうである。何故さうした結果になるかは彼等の信仰觀念と關聯して面白き問題であるが、それも今は割愛する。然し又無實の罪であつてもこの出草判決によつて斷罪せられた場合には最早異議をさしはさむことはゆるされないのである。それ故にそれが原因となつて共同生活體の分裂を招く場合もないとは限らなかつたのである。又一度の出草の結果が双方とも決定を與へぬ場合には、それが幾度も行はれることは無論である。然しいつれかが先きに首狩に成功すれば萬事は結着するのである。

現在では出草は禁じられてゐるが故に、首を取ることの代りに獸をとることが行はれ、そしてそれを出獵判決と呼ばれてゐる。首では全く考へものだが、それが動物であれば——動物にとつては甚だ有難迷惑だが、私はそれを非常に面白いと思つてゐる。これならば日本あたりでもやつたら面白いと思ふ。實際銃丸の當る人間は餘り多くはないだらう。

出草判決についてはこれだけだが、私にはこれは盗みのことに關聯して考へたいことがあるのである。それは盗みの場合は捨て置くが、私通姦通の如き事件が、その當事者及びその配偶者といふが如き、限られた範圍の問題としては取扱はれずに、それが常に共同生活體全員の相互の問題として取扱はれ、個人の問題としてよりも、又それが道徳的な問題としてよりも、まづそれが生活共同體そのものゝ問題であり、

そしてそれが全員の生活を脅威する禍因として考へられることである。そのことは離婚の場合においても同様に考へられてゐることである。一切のものが共有であり、権力がある特殊の人間に専有せられなかつた以前においては、性の問題だけが人類の社會生活を脅威するもつとも大きい事實であつたことを知ると共に、生活不安の禍根が直接の飢饉とか天災とかのことではなしに、——それすらも彼等の不信なる行爲が原因であると考へた——共同生活體の成員そのものゝ行爲にあると考へられたことを知るのである。そして彼等の生活——それは個人としては不可能であり、唯集團としてのみ可能である生活が經驗せられると共に、彼等は一個の人間の不信はすべての人間の生活を脅威するものであることを深く學んだのであつた。一個の人間の如何なる行爲も、それは常にすべての人間の生活を亂すものであることを用心することになつたのである。こゝに彼等の間の統制が生れたのである。

私は一個の人間が對個人的な關係に生きんとする、又生き得られる一切の生活形式を排するものであり、一切が集團の統制の下に生き、又さうする他に生きる道のない生活形式の組織を希望するものであるが、その意味において彼等の社會は私達に一つの生活形式を常に暗示してゐる。



霧社蕃に於けるガザの研究



霧社蕃と稱せられるのは所謂霧社を中心として、西は眉溪附近から、東は濁水溪の上流なる菩萊支流及び能高支流の流域の高地に社をなし、全社にて一のガザ(地方によりてはガヤ)をなすトウガン、シーパウ、バーラン、ロードフ、ホーゴ、スーク、タカナン、カッツク、タロワン、マヘボ、ボアルン、タバンの十二社を指すのである。

これ等の十二社の分布を地理的に示すならば、先づ西からすると、埔里街から眉溪に通ずる臺車線の終點眉溪發著所の對岸、眉溪と東眼支流とが合流する地點の西北の高地、東眼支流の右岸に社をなすものがトウガン社であり、トウガン社と東眼支流を隔て、眉溪の右岸の丘上に社をなすものがシーパウ社である。次に眉溪發著所からシーパウ社の下を眉溪の上流ハブン溪に沿ふて約二里半を登ると霧社に達するのであるが、霧社と云ふ蕃社はないのである。それは一の地名にすぎないのである。その霧社の臺地から南方に續き、北から南に縁傾斜をなしてバーランの丘があるが、その北面の丘腹に四部落に別れて社を爲すものがバーラン社であり、現在霧社蕃中にて最大の社である。それからバーランの丘と相對して、霧社の臺地から北方に延びひろがる丘陵の上に二部落をなし、更にその丘陵の東端下方に一小部落をなすものがロー

ドフ社である。尙この丘陵の麓を南から稍々東北方に道を能高道路にとり、霧社から約三十町にして道路の左側に一部落をなし、更に又十數町の先に一部落をなすものがホーゴ社である。

尙能高道路を行くこと約二十町にして同じく道の左側にスーク社の一部であるシーバウの部落があり、能高道路が將に菩萊支流のスークの鐵線橋にかゝらうとする左側の山上にスーク社の一部なるボコアン部落があり、スーク鐵線橋を渡つて能高道路と別れ、左に道をとつて急坂を登つて進むこと十數町に至ると、道路から左方に低く菩萊支流の左岸にこれも亦同じくスーク社の一部なるカレラオの部落がある。これ等の三部落は、近年迄現在のカレラオ部落の下方に一社をなしてゐたものがそれらの地に分在したのである。次にカレラオ部落の北方無名の小溪を隔て、ボアルン社があり、ボアルン社から道を南にとつて引返すと、再び能高道路に合するのであるが、其處にタバアン社がある。

再び霧社に戻り、濁水溪畔の低地を隔て、バーランの丘と相對して溪の東岸の山腹に見えるのがタカナン社であり、タカナン社から北に稜線を越ゆると、三部落に別れて溪の南岸の山の中にカツツク社がある。濁水溪は恰度この稜線の下にて、西に流れて來たのが南に流れるのである。尙溪の南左岸にタロワン、マヘボの二社がある。タロワン社は、ホーゴ社の下から能高道路と別れて道を右にとつて進み、濁水溪上流のタロワン鐵線橋を渡つて急坂を登ると平地に出るのであるが、其處に社をなし、タロワン社の中を抜けてこの平地の上方に續く臺地を廻つて、恰度菩萊支流と能高支流とが合流する上方を過ぎて能高支流

の河畔に出て、その先の断崖を登ると其處に二部落に別れてマヘボ社があるのである。この断崖の向側を降り、能高支流の鐵線橋を渡つて九折する坂道を行くと約二十町にして能高道路に出て、タボアン社に達するのである。

これ等の十二社の内タボアン、ボアルンの二社を除く他の十社は元は現在のタロワン社の上方の臺地に全部が住んでゐたのであるが、今より前約三四世代頃から移動を始め、現在にては僅に十戸に満たぬタロワン社を残してそれぐに土地を求めて分離したのであつて、元々これ等の十社は同族の關係にあるものである。タロワンは舊跡の地といふ意味であつて、今だに其處に社をなす故に、それが社名となつたのである。

これ等の十社以外のボアルン、タボアンの二社は元はタウツア蕃の一部であつたのであるが、明治四十二年頃にタウツアの本據地から移住して來て霧社蕃のガザに加はり、その仲間になつたものであつて、本來は霧社蕃ではないのである。

二

これ等の十二社を霧社蕃と稱し、全体にて一のがザ即ちケンガルガサを爲すのであるが、各社は各々獨

立した社を爲すのである。社をアランといふが、社が更に數部落に別れてゐる場合には、その各部落をも亦アランと云ひ、又霧社蕃全体をもアランといふのである。

アランとは比隣を意味するのであるが、集合した諸群をも各々アランと稱するのである。更に部落が小分されてゐる場合には、それをテナナクアランといふ、とバーラン社では云つてゐる。テナナクとは組といふ程の意味である。

獨立した一社には現在では土目と稱して居るが、彼等の間ではプシュラン又はルーダンと呼ばれるものがあつて一社を率ゐて居る譯であるが、その勢力及び權限といふものは、その人物の力備及び勢望に比例して自づと限界が附せられ、必ずしも確定的のものではない。そしてアミ族に見るが如くに役員制度とか蕃社會議とか稱するものがあるものでもない。唯社には土目と稱せられてるプシュランなるものがあると同様に、社内の各部落及び各組にもプシュランなるものがあつて、現在では勢力者と呼ばれて各部落若しくは配下を支配してゐるのであるが、土目なるプシュランは全社内のこと關しては、それ等と協議する事あるに留つて、總ては土目の獨裁といふ事になつてゐるのである。然し、各部落又は各組の勢力者達も亦同様に自分達の部落に於て獨裁を行つてゐるのである。そして土目なるものもそれ等の勢力者の一人であり、直屬の部落を有してゐるのであつて、唯それ等の勢力者の中にて他に優れて有力なるものが自然に土目の地位を獲得するのである。それ故、その人柄に依つては自分に直屬する部落以外にはその勢力と權限

とを擅にすることが出来ない場合があり得る譯である。そして土目及び勢力者を名稱の上にて區別する場合にはプシユランパールとかプシユランバーライとか云ひ、後者をプシユランチックコといふのである。パールは大の意、バーライは本當の意、チックコは小の意である。

これ等の土目及び勢力者は世襲でもなく、又協議會或は選舉といふ様な何等かの機關を通じて選ばれるものでもなく、實力に依つて勢望を荷負ふものが自然と部落中にて頭を擡げ、部下を従ひ、他の者も亦それに追従を餘儀なくされて遂に盛り立てることになるのである。そしてその死亡後は更に新しき後繼者が理はれるのであるが、場合に依つては新しき後繼者を得られずに、他部落の勢力者の傘下に加はることもあるのである。その例は現にカツク社に於て見られる。

又部落に依つては生前既に二人以上の勢力者を有する場合もある。一体各部落又は各組にそれ／＼固有の名稱を有するものは少く、それはすべて勢力者誰々のアランと呼ばれてゐるのであるが、斯様に二人以上の勢力者を有する場合には、古い年上の勢力者の名前をとつてその部落又は組の名稱としてゐるのである。そして彼の死後他の勢力者がそれを承繼ぎ、彼の名前を以て呼ぶのである。然し霧社蕃の一部に於ては世襲の形を取つてゐる處がないが、それは最近二三世代前に部落を作り、現在まで父子相繼いでプシユランであつたといふだけのことであつて、必ずしも制度的のものではないのである。この例をホーゴ社に見ることが出来るのであるが、彼等も父が如何に有力なるプシユランであつても、若し子供

が凡庸なる人間であつた場合には、アシュランになることは出来ないといつてゐる。

それで彼等の間に於ける土目及び勢力者の資格としては、昔出草があり首狩りの行はれた時代には、誠首といふ事は無論大事な條件であつたのであるけれども、それだけではなく、その他に話の上手に出来る者、つまり頭の優れた判断力のある者で、膽玉の大きい、能く部下を統率してその信頼を受けて充分の世話が出来、嘘言を吐かぬ者でなければならぬと彼等は云つて居る。即ち勇氣と智能と徳操を條件として認めてゐるのである。然しそれには各々人に依つてその程度の差がある譯である。そしてその程度の差がそれ／＼彼等の勢力及び権限に自然と限界を生ぜしめる事になるのである。勢力及び権限が制度としてその職分に附帯せられてゐるといふよりは、人間そのものに附いて居るのである。それ故、社に依つては土目の意志が絶対のものであるが如くに看做されて居る場合があり、この例をマヘボ社の土目モーナー ルーダオに見る事が出来るが、他社に於ては現在の土目そのものにそれ程の権力を認めて居ないのである。この點に於てもアミ族の如くに、頭目が職分に依つて制度的に権限を有つてゐると非常なる相違である。

然し日常社内一般の事は暫く措き、一度緩急あつて戦を交ふるとか出草するとかいふ場合には、その傘下に集合して土目勢力者を統帥と仰いだのであるが、然しそれは一土目の意志、一勢力者の意志ではなくそれは全体に共通の意志に外ならなかつたのである。共同の集團の意識が其處に現れたのであつて、土目及び勢力者は彼等の代表者としての或るメディアムに過ぎなかつたのである。この事は日常社内一般の事

件に於ても、土目或は勢力者の権限勢力に限界が附せられながらも、永い間に訓練されたる集團の意識は傳統的にその解決の方法を見出すことが出来たのである。それ故如何に有力なる勢力者であつても、土目であつてもこれを無視することが出来ず、如何に微力なる勢力者土目であつても亦之だけは行ふことが出来たのである。即ち、其處にガザによる制裁が行はれ、ガザに依つて秩序は保たれて居たのである。

ガザとは掟の意味であつて、彼等の間の慣習法である。「ガザを犯す」とか「ガザを喰ふ」とかいふ言ひ表はし方が行はれてゐる。その掟を共通にするものゝ集團そのものをも亦ガザと呼んで居るのである。それ故ガザと云へば、それは慣習制度を意味すると同時にその慣習制度を共通にする共同生活體を指す事になるのである。(純タイヤール族に於てはガガアといはれる)そして前記の十二社は相互に慣習制度を共にするショッポボガザであつて、ケンガルガザを構成するのである。ショッポとは同じの意味であつて、ショッポガザとは相互に慣習制度を同一にし、同様に行ふといふ意味である。然しガザを異にする者がガザに加入する場合にも同じくショッポガザといはれる。これ等のショッポガザを爲す一團を霧社蕃と稱するのであるが、霧社蕃とは彼等自身の稱呼ではないのである。それならば彼等は何といふかといふに甚だ不明である。或る者はアランセーダッカであるともいふし、或る者は相互にシヨツポガザであるだけで、全体を何といふかなどは解つてゐず、聞かれれば唯自分の社名を言ひ、霧社蕃のものだと答へる様なことはいふといふ。後者の言分は全く事實であつて、トロツク蕃やタウツア蕃やの人達は「君は何處か」と

聞くと、必ず「アラン・トロツク」「アラン・タウツア」と夫れづゝに答へて自分の社名をいはいないけれども、霧社蕃の人達は皆「アラン・ホーゴー」とか「アラン・マヘボ」とか自分の社名を答へるのが常である。

それからアラン・セーデッカと云ふことはいはれるには相違ないけれども、この場合にそれが獨り霧社蕃のみを指すとは受取れないのである。何故なれば、セーデッカとは吾々人間といふ意味であつて、純タイヤール族が彼等自身をタイヤールと稱し、ヴヌン族が彼等自身をヴヌンと稱し、決して他部族の人間を意味しない言葉である。そしてセーデッカと稱するのは獨り霧社蕃に限らずトロツク蕃、タウツア蕃も亦彼等自身をセーデッカと稱するのである。尙タロコ蕃、タウサイ蕃、バトラン蕃等も多少音の變化があるけれども、同じくセーデッカである。それ故にアラン・セーデッカが獨り霧社蕃のみを指すとは受取れないのである。佐山融吉氏の報告書には自稱をテヴ・ーといふとあるけれども、それは決して彼等の自身を用ふるものではなくつて、トロツク蕃、タウツア蕃が霧社蕃を指してタケダヤ、テボー等と稱するのであつて、決して霧社蕃の自稱ではない。この點に就きて考へて見たいこともあるのであるが、今はこれを他に保留するしかない。

ガザは今日一の祭司團の如く君做されて居るけれども、これを單なる祭司團とする事は誤りである。それは祭事を共同にする事は事實であるが、それはガザを同じうするが故に、祭事を共同にするのであつて、祭事を共同にするが故にガザがあるのではない。言葉を換へれば、一切の生活を共同にするが故に、其處に集團としての生活が生れたのである。各社は各々それ々に部落の所在地を有するけれども、土地、森林、原野、獵場、牧場等はすべてサツバツと稱せられて共有であり、總してガザに屬するものなのである。唯畑地だけがそれを開墾せる者の私有に歸してゐる以外は、總て誰のものでもないのである。そしてそれ等の總てには他蕃との限界があつて、若しそれを犯されたる場合には、彼等は必ず共同の動作に於てそれに對抗し、屢々血を見たのである。又彼等のガザの一人が他蕃の者に殺害せられたる場合にも、それは總ての同志の敵對行爲となつたのであつて、ガザの總ての成員はガザに對して共同の連帶を有つて居るのである。

更に土地に就ての概念を吟味すると、バーラン社の人達は土地はルーダン・シムガツツに屬するといふ事を云ふ。ルーダン・シムガツツとは、シムガツツ即ち粟の播種祭の祭主であつて、シムガツツが最も大切な祭なのである。そしてそのルーダン・シムガツツはバーラン社の一部落なるテンタナに居る

のであるが、その關係からであらうが、パーラン社の人達が左様いふのは興味ある事である。然し他の社の者には左様いふ觀念は少しもないのである。そして土地は元來サッパツであつて、それが各各分配せられて私有になつたのだと云ふ。然かもそれは平等に分配せられたものであるが、その後相互の間に交換買賣が行はれて、現在にては不平均になつたのであると彼等は云つてゐる。それは婚姻の結納として男家から女家に土地が贈られる事があり、又ガザを犯す事に依つて制裁を受け、其の贖罪の爲にドゥマホールとして豚を提供せねばならぬ時に、土地が豚と交換され又は賣られたりする事が事實に行はれる結果である。

然し現在に於ても、開墾不能なる土地ならば必要に應じてドゥマホールをなすことに依つて開拓することが許されるといふ事實は昔の人口稀薄であつて、土地に餘裕のあつた時代に於ては自らの勞力に依つて得られるだけの土地は相互に使用してゐたので、現に耕作してゐる土地だけがその間自分のものであつたといふのが事實の様である。このことは今日始んど開墾可能なる土地を開墾しつくした霧社蕃のみに就いて判断することは妥當を缺くかも知れないが、然し土地の比較的豊富であつて、人口の割合に少い眉原蕃に就いて見るに、彼等は土地に對して永久に私有するといふ觀念を最近まで有つて居なかつたのである。彼等は何處にても自分の欲する處を開墾し、耕作し、土地が古くなつて作物がよく出来なくなれば棄て、顧みず、若しもその後を他人が耕作するとも異議を申し立てはしなかつたのである。これを見ると或る領域内の土地は誰の所有といふことなく、すべてがガザに屬してゐて、必要に應じて各人がそれを耕作

して居たものであるといふことが明に想像せられるのである。そして土地所有の觀念といふものは限られる土地が各家の耕作を充分に満すことが出来なくなつた後に起つて來たものであるといふことが明かである。その例はアミ族の間などにも見られることであつて、未だ土地法が施行せられなかつた以前に於ては、彼等は香氣に構へて居たものであつて、何處でも他人の耕作して居ない土地は開墾が出来たのであつたが、それが行政地域に編入せられて土地法が施行せられてからは、その施行當時に開墾してゐた土地だけが彼等の私有として登記せられ、初めて土地私有の觀念が確立せられたのである。

四

ガザは純タイヤール族のガガアである事は前に記した通りであるが、純タイヤール族にてはガガアにはマラハンガガアなるものがあつて、それがガガアの長であつて同時に祭主なのである。マラハンとは世話するといふ程の意味であつて持主といふ様に解せられてゐる。然し霧社蕃にはさうした内容が言葉の中に含まれてゐる名稱のものはない。その代りに祭事の司宰者である事をそれ自體に示してゐるものがある。

霧社蕃には三種の祭りがあるがその各々にそれ／＼一人宛の祭主がある。それ等の祭は先に記したシガッソツ(粟の播種祭)の他にメホマツチ(粟の收穫祭)、メホバツサオ(黍の收穫祭)であつて、それ等の

各々にルーダン・シムガッソツ、ルーダン・メホマッチョ、ルーダン・メホバッサオと呼ばれるものがあるのである。これ等は明かに祭の長である事を示して居るが、ガザの長である事は明かにされてゐない。然しバーラン社の人達の間には土地はルーダン・シムガッソツに屬してゐるといふ觀念が存して居り、同じく又彼等がガザの中にてすべての権力はルーダン・シムガッソツにあるといふ事を信じてゐる處を見ると、これは明かにルーダン・シムガッソツなるものがマラハンガガアと同様にガザの長であつたといふ事を推定せしめる事が出来ると信ぜられる。そしてこれ等の三種のルーダンはマラハンガガアが世襲である様に矢張り世襲なのである。そしてそれ等の三種の祭事の中にて粟の播種祭が最も重ぜられ、その祭の祭主が特に優越な地位を占めたといふ事は少しも不思議ではない。即ちルーダン・シムガッソツがガザの長であり、彼のマジコレリヂアスな力に依つて超自然的なるものとメデアムとなり、集團の代表者であつたのである。

マラハンガガアが明かにガガアの長であると同時に祭事の司宰者であることを示してゐる場合は、純タイヤール族に於ても今日ではすべてがさうである譯ではない。純タイヤール族の社會組織を見るに、ガガアと社との關係は必ずしも一樣ではない。即ち一ガガアが一社をなすか又は數ガガアが集つて一社をなすかする場合があり、又は一ガガアが二社若しくは二社以上を包容する場合があるのである。それ等の例としては前者では溪頭蕃を擧ぐる事が出来、後者にてはマレツバ蕃、白狗蕃を擧ぐる事が出来るのである。前者の場合に於て數ガガアが集つて一社を爲す場合には、それ等の各々のガガアはそれ／＼にそのマ

ラハンガガの名前を取つて誰某のガガアといふ様に稱せられ、明かにマラハンガガがガガアの持主であり、代表者であることが示されてゐる。次に一社が一ガガより爲る場合には固有の社名が用ひられ、數社にて一ガガを爲す場合には各社はそれ／＼に固有の社名を以て呼ばれ、そのガガアを爲す集團も亦固有の集團名を以てカラン・マレツバとか、カラン・ハツクルとか呼ばれて、ガガアの名に於ては呼ばれないのである。そして又實際的の權力も前者に於ては強く、後者に於ては極めて弱いのである。

これ等の形式に就いて見るに前者が原型に近いものであつて、後者がその變轉せるものであることは想像に難くない。即ち以前にあつては數ガガアが集つて一社を爲すにしろ、又は一ガガアが一社を爲すにしろ、ガガアはガガアとして獨立したものであつて、それはマラハンガガの名の下に支配せられたものであつたのであるが、人口の増殖と土地の狹隘との爲めに移住が始まり、分裂が行はれるに従つて一ガガアが數社に分れ、若しくはそのガガアより分離して新しきガガアを作るものがある様になつたのである。吾々はその例を到る處に見るのであるが、先づ白狗蕃に就いて見るに、白狗蕃は元はマシトバオン社一社のみであつたのであるが、それが移住を始めてテピルン及びマカナジの二社が作られ、現在にてはこれ等の三社にて本來のガガアを維持して居り、マレツバ蕃は元は矢張りマシトバオン社からの分れなのであるが、それはマシトバオン社のガガアより分離して新しくガガアを作り、現在では分れて三社となつて一ガガアを構成してゐるのである。斯る場合には新しきものは舊きものからガガアを買ふといふことがいは

れる。そしてその場合には元のマラハンガガアの何かの血縁につながるものが、祭事に關するマジコ・レリアスな傳授を受けて新しくマラハンガガアとなる様である。

彼等は血縁につながるもの以外には決してそのマジコ・レリアスなる様式を傳ふることをしない。その事は私はトロツク蕃に於て見たのであるが、現在トロツク蕃には數人の祭主があるのである。私はそれを不審に思つて尋ねた處によると、彼等の間に於ても元は一人であつたのであるが、それが度々賣られて現在のやうに多數になつたのであつた。然し賣られはするが血縁につながるものでない限りは決して賣ることは出来ないとは彼等自身が稱してゐるところであり、現に彼等の系圖を調べて見ても、それはすべて何等かの血縁につながるものゝみであつた。

眉原蕃も亦マシトバオン社から分れたもので、それは五社に別れて移住してゐるが同一のガガアを守つてゐる。處が其處で面白い事は、シェーラン・ナウイといふものが最近までマラハンガガアであつたのであるが、彼には子供がなかつたのでその職をつがしむべきものがなかつた。その時ガガアを異にはしてゐたが、阿冷社の者で父がマラハンガガアであつたものが恰度眉原蕃の一社なるオピン社に來て、眉原蕃のガガアに加つてゐた。それでシェーラン・ナウイは此の新來者に儀式を傳授する事によつてマラハンガガアの職をつがしめ、現在ではその者がマラハンガガアとなつてゐるのである。これは一つの異例ではあるが、然し彼の父がマラハンガガアであつたといふことが資格となつてゐる點に興味がある。

之を以て見るに霧社蕃に於ても、彼等が傳ふる様に現在のダボアン、ポアルンの二社を除く他の十社は元は今のタロワン社の上方附近に一社をなして棲息して居たものであるのが、移動が始り、現在の如くに分離したものであるから、現在に於てはルーダン・シムガソツの地位といふものはそれ程重大視せられず、其のガザの長であるといふ事實を失つたのであつて、元來は矢張りガザの長であり、代表者であつたと看做すことが出来ると信するのである。然もこれ等の集團が慣習制度を共通にするものであると同時に祭事を共同にするといふことは、取りも直さず、それがマジコ・レリジナスな力に依つて統べられた原始共產體であつたといふことが明かであつて見れば、其の宗教的儀式の司宰者がその集團の首長であつたことは餘りに明かであらねばならない。然しそれが内部に於て分解作用が行はれて來るに従つて、集團内に於ける勢力が分裂することは又も勝ちなことである。而してそれ等の勢力が政治的色彩を帯びて來ることはあらゆる歴史の進化に於て吾々の見る處である。かくして一個の宗教的團體が幾個かの政治的集團に分裂し、各集團が政治的に獨立すると共に、宗教的司宰者の手から權力が失はれて行く事も亦歴史の常に證明する處である。そして、それは今日では政治的集團とはなつてはゐるが、元來はそれが血族共制團體であつたことも亦明かでないならぬ。

五

彼等の部落移動の状況に就いて見るに、それは必ずしも血族のみとは限られてはらず、又血族の全部が擧つて移動するとは限られないけれども、かゝる移動の場合には血族同志が相率ゐて一團をなし、その血縁につながらざるものは何等かの事情、例へば姻戚若しくは友人の關係に於て加はるのみであつて、極めて因縁の淺き者は彼等と行動を共にする事のないといふ事實は、部落といふものが今日に於ける新しき社であつてさへ然るのを見れば、古き時代に於ても或る血族とそれに關係ある幾つかの血族の集團に於て移動が行れたといふことは想像するに難くないのである。又部落が移動しないまでもその部落の成員の膨脹といふことは、原則として血族の膨脹に依つて行はれるのである。何故なれば彼等はその家族制度の常として、家族内の男子が嫁を迎へたる時には、必ず一家をなして元の家族から分戸するのであるが、その場合に於て霧社蕃では原則としては長男が舊き家に留まり、兩親は他の子供等を連れて新しき家に移るのである。そしてその際新しき家は勿論舊き家の近くに建てられるのである。斯くして次男以下も各々結婚するに従つて、次ぎ／＼に分戸する毎に血族が膨脹してゆくのである。この場合に依つては結婚者が姻戚の關係に於て嫁の實家に近く家を建てるといふこともないではないが、それは餘り多くの例を見ず、又そ

れ以外のものが特に自分の血族及び姻戚の關係以外の部落に居を構へるといふことは、何等か特別の事情があつて、その部落に加入することに依つて、何等かの利益若しくは保護を希望せられる場合に限つてゐるのである。それ故部落なるものゝ發生が血族を中心として起つたものであるといふことはこの點からも想像せられるのである。

唯彼等の間に於ては五代乃至六代に渡る間だけが血族即ちムシダーガルであつて、それ以外は血族として取扱はれてゐない故に、現在に於ては血族としての關係を認めてゐないだけのことに過ぎず、系統は同一血族に屬して居るものと思ふことが至當であると考へられる。勿論今日に於ては原始的性質を失つて居るが故に、純粹にそれが家族的集團であるといふことは異議のある處であるが、その始めに於ては矢張り一個の家族的集團であつて、家を中心として發達して來たつたものであると論斷出来る。然も彼等の傳説に就いて見るも、彼等種族の發生が血族の婚姻に基因してゐることを傳へてゐるのは、彼等家族が集團として部落生活を行つたものであるといふことを肯定することが出来るのである。

茲に於て自分はガザは血族共産團體であつたといふことを強く主張するのである。それを検討するため、自分にも一例を擧ぐることが出来るのであるが、前例に示した眉原蕃はマシトバナソ社からそれ／＼に分れて來た五社からなり、一のガガアを作つてゐるのであるが、それと殆んど地域を同じうしてサラマオ系統の一社があり、又兩勢系統の一社があるのであるが、それ等は極く微々たる部落にすぎないにもか

かはらず、各々獨立したガガアを有つてゐて、決して眉原蕃のガガと一つにならないのである。これ等は元々タイヤール族で慣習制度を同じうするものであるが、その分裂が古き時代に於て行はれ、今日に於ては相互に血族であるといふ觀念を失つてゐる事に依るものである。ガザにしろ、ガガにしろ、それが血族共制團體であるとするならば、マラハンガガアなるものは、それ等の血族の宗家であるかと云ふに、今日では彼等はそれを認めてゐない。それで私には今の處マラハンガガアの起原及びルーデンシムガツツの起原といふものに就いては知り得ないのである。それが他種族からの移入であつたのか、それとも彼等の間に自づと發生したものであつたのか、又移入であつたとすれば何處から移入され、そしてその最初の移入者がどういふ種類のものであつたか、自生であるとすればそれが如何なる種類のものによつて最初行れたか全く不明である。

然し又、それ等が一の特權階級を爲してゐるとも現在では考へられないのである。彼等は社人の尊敬は受けてはゐるが、他に特別な階級若しくは地位による利益を受けてゐる譯でもなく、彼等に貢税が支拂はれたといふ事實も認められないのである。それは土目勢力者に於ても同じ事であつて、何等の貢税といふものが支拂はれた事は認めることは出来ないのである。即ち彼等は血族といふ關係に於て相互に平等であつたので、その間に階級的支配を認めることは出来ないのである。

ガザ及びガガアは右の如くであるが、單に血族のみに限らず、それ以外のものゝ加入が行はれたことも

事實である。今日にても他のガガア及びガザのものが加入するものがあると同様に、以前人口の稀薄であつた時代に於ては當然仲間の殖える事が歓迎せられ、喜ばれたことは明かである。何故ならば退社といふことが喜ばれずに入社といふことが喜ばれる事實に徴して明かであるのである。そして新しくガザに加入する場合に於ては、新加入者はガザに對してドゥマホールとして豚を提供するのであつた。ドゥマホールといふ意味は謝罪を意味する場合もあり、賠償を意味する場合もあり、饗應を意味する場合もあるのであるが、この場合のドゥマホールは寧ろ饗應に近いものであつて、豚を提供しその肉を各戸に分ち、共に喰ふことに依つて共同生活體に入ることを意味するのである。そして、その豚肉は平等に分配せられて、各戸に持ち歸るのであるが、提供せる者も同様に平等の分配を受けらる處を見ると、それは食物の共有といふことの觀念から來て居ることは明かでない。そしてこの加入は一個人の加入も、一家族の加入も、又は先きのタポアン、ポアルンの二社の加入の如く、社としての加入も行はれたのである。それ故に他のガガア若くはガザから婚に入る場合にもこの事は行はれれので、嫁入の場合に於てはドゥマホールはなされないのである。斯くしてドゥマホールをすればシヨボガザであつて、ガザに屬する平等の權利と義務を有ち、全く一成員として他の者と變らないのである。斯くしてガガア及びガザは血族共産團體から村落共制團體へと進んだのである。

六

次にガザの婚姻の關係であるが、普通家族的集團に於ては族外婚 (Exogamous marriage) が行はれ、政治的集團に於ては族内婚 (Endogamous marriage) が行はれると見らるゝのであるが、ガザは族外婚でもなく族内婚でもない。霧社蕃のみならず純タイヤール族に於ても父系制が行はれ招婚であるが、彼等の間の通婚はガザに制限せられる事なしにガザ内にも結婚すればガザを異にするものとも通婚せられる。又霧社蕃系統のセーデッカと純タイヤールとの間にも通婚は行はれてゐたのであるが、それ以外の種族との間には斷じて行はれなかつた。それ以外の制限としては近親及び血族の通婚を禁じ、血族は五代乃至六代、姻戚は三代の間相互に通婚することを禁じてゐたので、従兄弟姉妹の結婚は如何なる形式に於ても認められない。

親族名稱の呼方は話者の男女の性によつて異ならず同様である。又父方の親族と母方との親族とによつて呼方を異にしてゐない。父母と伯叔父母とは呼方を異にする。即ち父はタマ、母はウヰウヰであり、伯叔父はママ、伯叔母はアタである。次に祖父母と伯叔祖父母とは呼方を異にしない。即ち祖父及び伯叔祖父はウヰケ、祖母及び伯叔祖母はバイである。繼父は伯叔父に繼母は伯叔母に準じ、ママ、アタであり、

舅は祖父に、姑は祖母に準じヴァケ、バイである。従兄弟姉妹は父方と母方たるを問はず同様であるが、唯従兄弟又は従姉妹即ち同性のものゝみ同志の場合はムシダーデルといふ血族の意味か、又はムシダシクといふ親友の意味にて呼ばれるが、従兄妹又は従姉弟即ち異性のものゝ間の場合はハルマダンといはれる。このハルマダンの関係にあるのは獨り従兄弟姉妹ばかりでなく兄弟姉妹の間に於ても、異性の場合にはさういはれるのであつて、この關係にあるもの同志の間は勿論のこと、この關係にある同志の同席せる場合に於ても性的及び情事に關する一切の話は絶対に禁止せられてゐる。そして兄弟姉妹及び従兄弟姉妹の間に於ては相互の本名を以て呼び合ふのを普通とする。兄妹はカブシュランであり、弟妹はショアジであるけれども呼掛けの場合に於ては左様呼ばないのである。

これ等の事實から見るのに、結婚に基因する團體といふものがなかつたといふことが想像せられる。即ち父方と母方とに於てそれ等の親族の呼方を異にしないといふ事は父方も母方もそれぞれの婚姻團體をなして居たものでないといふことを示してゐる。又彼等は嚴密なる一夫一婦制であるが、今の處その他の結婚制の形式と認むべきものを存してゐない。殊に權父權母が父母に準ぜず伯叔父母に準ずることは明かに一夫一婦制以外の何等の痕跡であることをも示すものではない。

次に婚姻に依る義兄弟姉妹の呼方を見るに、夫同志が兄弟なる時には兄の妻をアタ、弟の妻をアゴ、又妻同志もアタ、アゴを用ひ、妻同志が姉妹なる時は彼女等の夫は相互にマワンであつて、その他の關係は

本名を呼ぶ。夫の何れかと妻の何れかとは兄弟姉妹なる時は兄の妻は妹及び妹の夫よりはアタであり、反對には本名を以て呼ぶ。弟の妻は姉よりはアゴであり、姉の夫よりは本名を以て呼び、反對に弟の妻よりは夫の姉はアタであり、夫の姉の夫は本名を以て呼ぶ。姉の夫は弟よりアンナイであり、反對にもアンナイであり、妹の夫は兄よりアンナイであり、反對にもアンナイである。その他の關係はすべて本名を以て呼ばれるのである。

七

最後にガサを犯せる場合に於て如何なる制裁が行はれか、又如何なる事がガサを犯すことになるかを調べて見たい。その第一は姦通である。それが未婚者若くは獨身者同志即ち私通の場合、霧社蕃に於ては、よし彼等がその後結婚すると否とを問はず、ガサを犯したことにしないのであるが、純タイヤール族の間に於ては若し彼等にして正式に結婚しない場合にはガサを犯せるものとして、雙方から豚をドゥマホルとして提供せしめられる。若しも何れか、既婚者であるか若しくは雙方共既婚者である場合には最も不淨なるものとして必ず彼等は制裁を受け、雙方とも豚をドゥマホルとして提供せなければならぬのである。次に離婚も亦ガザに對する反則であつて、何れに言分があるにしろ、矢張り豚を雙方からドゥマ

ホールとして提供せしめるのである。盗みに對してはドマホールをさせることはなく、それは被害者に於て盗人に對して損害を賠償せしめ、又膺懲するのであるが、再犯三犯と罪を重ねる場合はその手を切り、耳をそぎ、若くは殺した場合もあるのであるが、ガザに對しては無關係である。殺人の場合は加害者はガザに對して豚をドマホールするのであるが、その豚は其の肉を喰はずにそれを河に流し、加害者は社をのがれて山に入り、月の改まるのを待つて始めて歸社する事が許されるのである。これ等の提供せられたる豚を殺してその肉を分ける場合には必ず平等に分配せられ、その提供者もその分配をうけ、各戸に於て食せられるのであつて、それを集つて食ふといふやうなことは行はれてゐない。

これを以て盜を除く外すべての犯罪がガザに對してドマホールをするといふことが明かであるが、個人若くは相互の家族の關係に於ての問題ではなくして、全體の關係の問題として取扱はれる處に彼等の共產團體であるところの特色があり、盜みが個人の行爲として考へられ、それがガザに對して何等ドマホールしないところに私有觀念の發達がガザの發生後に起つたものであることを暗示し、それが村落共產團體である處の特色を示してゐるものであると考へられるのである。

尙霧社蕃と部族を同じうするものにトロツク蕃があり、タウツア蕃があるが、略々大同小異であつて本質的に霧社蕃と異なる處を見ない。

これ等は霧社蕃を中心としてトロツク、タウツアの二蕃及び純タイヤール族中の溪頭蕃、シカヤウ蕃、

サラマオ蕃、マリコワン蕃、マレツパ蕃、ハツク蕃、眉原蕃、萬大蕃等に就いて求め得たる資料に統いて爲せるものがあることを附記する。

即ち彼等の社會組織なるものは家族に發生し、それがガサとして血族共產團體を作り、然る後に村落共
制團體たる特色を帯ぶるに至り、次いで私有財産制の發生を見るに及んだのであるが、その本質的特質は
宗教的より政治的への變轉を辿つてはゐるが、何等の階級的支配を認めぬ生活共同體であつて、それは利
益社會ではなく、共同社會の範疇に入るべき種類のものなのである。

霧社蕃の社と部落

—前項記事補遺—

(A) バーラン社

バーラン社は先づ四部落に分れてゐる。それはテンタナ、ルツツァウ、チェッカ、フンナツであるが、テンタナ及びルツツァウは部落名であり、チェッカ及びフンナツは夫れ々（各々）に中下の意味であつて便宜上の名稱である。

而してこれ等の部落は更に小別されてゐるのであるが、それはテンタナに於て四、ルツツァウに於て二、チェッカに於て三、フンナツに於ては一となつてゐる。

斯様な場合に於てバーラン社といふ全體をアランと呼ぶことは勿論であるが、更にその下の四部落も各々アランと稱し、アラン テンタナ、アラン フンナツ等と呼ぶのである。而して又霧社蕃全體をもアランと稱するのである。それ故彼等は霧社蕃全體を指す時、アラン セーデカと呼ぶといつてゐる。然しこれをセーデッカと稱することには疑義がある。

次に小區分されたるものをバーラン社にてはテナナクアランと呼んでゐる。然しこの場合にはその部落名を呼ぶ時には其の部落、即ちテナナクアランの頭、即ちルーダンの名前を附けて誰某のテナナクアランと稱するのである。

テナナクアランには各々一人若しくは二人のルーダン（ブシュランともいはれる）なるものがあつてそれを支配してゐるのである。それを現在では勢力者と呼んでゐる。而してルーダンが二人ある場合には年長者の名前をそのテナナクアランの名稱とするのである。

これ等のルーダンのうち更に實力勢望他に秀でたる者が社のルーダンとかブシュランとなるのである。頭目と勢力者とを區別する爲めには彼等は頭目をルーダンバーライとかルーダンパールと呼び、勢力者をルーダンチャッコ又はルーダンハリと呼ぶのである。

而してこれ等の頭目、勢力者は間々父子相繼ぐ場合が屢々ないではないけれども、然しそれは制度的に世襲であるのではない。又其の選出も制度的の機關があつて爲されるのではなく、實力のあるものが衆望を擔つて部下を率ゆるといふ形である。それ故實力のあるものが他に現はれると場合によつては勢力争ひから分裂し、幾つにも小分せられることもあり、又反對に合併せられることもあるのである。斯様な状態に於て一のテナナクアランの内容には變化が行はれるのであり、それが一の血族を中心とした團結といふやうな意味内容は現在では認められないやうである。

(B) ホーゴー社

ホーゴー社は三の部落に分れ各々一つに纏つてゐるが、その部落名はない。そしてその部落の勢力者の名前をとつて誰某のアランと呼んでゐる。

(C) ロードフ社

ロードフ社は二の部落から成つてゐる。以下ホーゴー社と同様である。

(D) カツク社

カツク社は三部落に分れて各々ルーダンを有つてゐるが、最近にその一つはルーダンの死亡によつて、他と合併し、現在では二部落に分れてゐる。

(E) タロアン社

タロアン社は一部落である。

(F) マヘボ社

マヘボ社は二部落に分れてゐる。然しそれは最近まで一であつたのであるが、分裂して二になつたのである。そして部落名は位置によつてアラン、ギャ(上の社)、アラン、ファンナツ(下の社)と呼んでゐる。而してこれ等の区分されたる部落をトボボフルアランと稱する。

(G) ボアルン社

(H) タボアン社

二社ともタウツァ蕃より加入せるものであつて、加入に際して何れも霧社蕃のガガに大豚二頭を提供してシヨッボガヤとなしたといふ。この場合のシヨッボガヤとはガヤを同じうするの意味で加入の場合である。個人の場合にても同じく、その時も豚を出してその肉をガガの全體にドゥマホールして分つのである。ドゥマホールとは肉を分つ時に長い竹箸をつくりて、それにて肉を一片づゝ刺して順々に分つのである。加入せるものも當然その肉の分配に與るのである。

ボアリン、タボアンは各々一部落である。

(I) スーク社

スーク社はカレラオ、バコワン、シーバウの三部落に分れ、これ等の名稱は部落名である。

アミ族の年齢別階級制度の研究



普通アミ族と稱せられてゐるのは、彼等自身がパンツァ Pang'isa 若しくはバグツァ Bag'tsa と稱するものことであつて、アミ Ami はアミス Amisu (北方の人) から轉化せられて今日種族名として用ゐられるに至つたのであるが、彼等同種族の間にあつても南方のものは北方のものを呼ぶにアミスを以てし、種族以外のものもアミスを以て呼んでゐる。

臺灣の多くの蕃族が現在では主としてその大部分が山岳地帯に居を占めてゐるに對して、アミ族はその住息地の大部分を平地に求めてゐる。それは東部臺灣、即ち花蓮港及び臺東の二廳下に於ける平地の大半に亘り、北はサバト溪を境とし、南は卑南平野に至り、中央山脈の東麓より東は太平洋岸に達する地域は彼等の生活の舞臺である。

アミ族は上記の地域に約七十の蕃社(ニヤロ)を作り、集團部落を營んでゐるのであつて、その總人口約四萬を數へ、臺灣に現存する未開種族の中にて最も優秀なる種族であつて、教育の普及、産業の發達に

於て恐らくその第一位に位するものである。

アミ族の蕃社組織に於て特に目立つものは彼等の女系制と年齢別階級制との二つである。今は女系制に就いては後日に譲り、その年齢別階級制と統治組織とに就いて記るさんとすものである。而して年齢別階級制は取りも直さず統治組織の基礎をなし、且つ蕃社の組織制度の上に重大なる役割を演ずるものなのである。

アミ族の間にありては其の男子は、或る期間の年齢に達すると、各々その自分の蕃社の階級に入られ、その新しく階級に入られたる男子達によつて新しき級、即ち新階級團體が編成せられるのである。そしてこの新階級團體は先に編成せられたる年齢別による數個若しくは十數個の既存の階級團體の最後の列次に加はり、それ等と共に一つの階級的階梯を作り、更に數年の後次の新階級團體の編成せられると共に、既存の階級は順繰りに一段階宛上進してゆく組織を指して、アミ族の年齢別階級制といふのである。

その或る期間の年齢とは各蕃社によつて異なつてゐる一様ではない。又或る期間の年齢に達した男子が階級に入られ、新階級團體が編成せられるには或る一定の間隔の年限があるか、若しくは或る標準數以上の人員が必要とせられるか、各蕃社に依つてそれぞれ慣習が異なるのである。それ故に或る期間の年齢に達せるものが随時に階級に入り得るものでなければ、又取入れられるものでもなく、或る一定の年限を隔て若しくは或る標準數以上の人員に達するのを待つて、或る期間の年齢に達せる者達が同時に階級に

取入れられ、そして新しき階級團體が編成せられるのである。それを何年目毎にするか、若しくは何人以上に達した時にするかは或る期間の年齢が蕃社々々によつて異なる如く、之も亦一様ではないのである。

而してこれ等の同時に階級に取入れられ、同一階級團體を編成し、その成員となれる者はすべて終始變ることなくその階級團體に屬し、死亡するか若しくは蕃社を退社することのない限りは常に其の成員であつて、その成員の全部が死滅するに至るまでは同一階級團體を持續するのである。而して成立の當時最下位であつたものが次ぎ次ぎに新しく階級に取入れられるものが出来、新しき階級團體が編成せられるにつれて一段階宛上進し、遂には最上級の階級團體となるに至るのである。それ故二三の蕃社に於ける特殊の場合を除く以外には階級團體の順位及びその成員の移動といふことは決して起らないのである。

この階級團體を、海岸地方の諸蕃社の中沙汝灣社シヤラワン以南及び馬蘭社マラン(卑南大溪下流の南部にあるアミ族の蕃社)にてはカブットと稱するが、その他では皆スラルと稱するのである。カブットといふことの意味は不明であるが、スラルはスラ(土地)から由來すると私は考へてゐる。

アミ語にて家はルマであり、家族はオルマである。そして家は私有であつて女のものである。家族は女の系統によつて數へられ、女によつて繼承せられ、家族の主宰者は女である。家中の鍵(サボハット)を腰にぶら下けてゐるものは女である。アリリ(穀倉)は男にはバイシン(禁忌)である、タブーである。之に反して土地は共有であり、蕃社のものである。蕃社の主宰者は男である。蕃社の中樞である集會所は女はバ

イシンである。彼女等は其處に入ることを禁じられてゐるのである。同様にバルグルガン(祭殿)も亦女はバイシンである。これは要するに男が家の財産に對して何等の權利を有たないと同じやうに、女は蕃社の祭事及び政治に對して何等の權利を有たないのである。

これを以て女は家に屬し、男は蕃社に屬するといはれるであらう。男が蕃社に屬することは即ち土地に屬することであらねばならない。斯くて女を中心とする家族がオルマであり、それがルマに由來すること
が明かであるやうに、男を中心とせる階級團體がスラルであり、それがスラに由來することは同様に餘りに明かであると私は考へる。

尙私は家は女のものであり、土地は男のものであることに就いて、アミ族の傳説を思ひ起してみたい。アミ族中北方の分派をなすもの、即ち俗稱南勢蕃と呼ばれるものの中、薄々ガマカ、荳蘭マウラン、里瀾等リョウランの蕃社は同一傳説を有するのであるが、彼等の最初の二人はトアウ(男)とチルマ(女)の兄妹である。次に中部の分派をなすものの中その最も古い傳統を繼承してゐるといはれてゐる奇密社の傳説によれば、その最初の二人はチスラ(男)とナカウ(女)の兄妹である。

これ等の二つの傳説は共に洪水傳説である。私はこの二つを同一傳説のモディファイケーションであると考へてゐる。そして北方系のトアウと奇密社のチスラとは同一人物であり、奇密社のナカウと北方系のチルマとは又同一人物であると私には考へられる。チスラ、チルマの手は冠詞であつて普通名詞が固有名詞と

して用ひられる場合に冠せられるのである。それ故にチスラはスラ即ち土地の擬人化であり、チルマはルマ即ち家の擬人化である。トアウとナカウとがそれぞれにチスラとチルマと同一人物であるといふことを證據立つべきものを私は未だ見出してはゐないのであるが、土地が男に擬人化せられて用ひられ、家が女に擬人化せられて用ひられてゐるといふ事實は、土地は男のものであり、家は女のものであるといふ彼等との間の慣習の觀念化であるといふことは信ずるものである。この男―土地―階級の關係と女―家―家族の關係との對立は彼等の社會組織の上には年齢別階級制として、他は女系制として對立し、その社會生活に於て根本的の役割を演ずる最も重大なる要素をなすのである。

次に階級に取入れられ、階級團體を編成するその際に儀式が行はれる。つまりイニシエーション・セレモニーが行はれる。そのことを薄々、荳蘭、里漏等にてはミサスラルといひ、馬太鞍社にてはミサウイドック、奇密社、太巴聖社にてはミスラル、下勝灣社、紅座社、石公坑社にてはミウイドン、沙汝灣社以南の海岸地方及び馬蘭社にてはミカブットといはれるのである。これ等の中ミサスラル、ミサウイドックのミサは二人以上の者達が共同に同一の仕事に従事する、若しくは同一の行動を爲す事を意味する前綴詞である。ミスラルは即ち階級團體の全員が共同の意志若しくは目的を有つて同一の行動をなすことを意味するのであつて、マミスラルアイ即ち「まだスラルに入らざるもの」であつたものが今度階級に取入れられるに當つて始めてそのすべてのものが團體として同一の目的を有つて同一の行動を執ることを意味するのである。

又ミサウイドのウイドッはウイドンであつて同一階級團體の成員は相互にイダゲ Idage 即ち仲間なのであるから、仲間同志が全部共同にて同一行動をとる、即ち彼等が最初のミサウイドッに参加したものによつて新しく階級團體が編成せられるのである。ミサの用法に就いてはイニシエーション・セレモニーの場合ばかりでなく、平常スラルのものがスラル全體として同一の仕事をなす場合には、ミサスラルといはれるのである。又今日蕃社の青年が始終勞役に徵發せられるが、その場合にそれが二人以上の時はミサクリーといはれ、一人の時にはミクリーである。ミに就いては次ぎに説明する。それでミスラル、ミウイドン、ミカブツトのミであるが、それは自分が何かの行動をすることを現はす意味の前綴詞であつて、ミスラルは自分がスラルに入ることの意味し、同様にミカブツトは自分がカブツトに入ることであり、ミウイドンは自分が仲間になることである。その用法に就いては尙ミトバツコといへば煙草タバコを喫することであり、ミエツツといへば檳榔實ベニヤシを嚼むことである。

而してこのイニシエーション・セレモニーはその年のイリミンの時、いはば蕃社の正月祭の時である。それは粟ハバエを刈取り、それを穀倉アリリに納めてからであつて、粟刈りを始むる時に行ふミハバエノリシン粟刈祭から約一月後のことである。それは地方によつて收穫時に違ひがあるに依つて矢張り同時ではない。大凡そ七月の下旬から九月の上旬の間である。

私は次にスラル若しくはカプツトに就いて重なる蕃社に於ける各種の數例を擧げたいと思ふ。

花蓮港街の南方約一里、花蓮溪下流の西岸一帯に亘つて薄々、荳蘭、里漏の三蕃社があるが、これ等とはもと一社であつたものが、現在の地に移動せる際に三ヶ處に分立したものであつて、相互に親近の關係を有し、アミ族中にて他の蕃社に對して一部族をなすものと考ふる事が出来るのである。尙荳蘭社の西方約一里の處にこれ等と同系統に屬する七脚川チカクアと稱する蕃社があつたのであるが、今はその社人は四散して殆ど舊社人はなく、今尙七脚川社の名を存するけれども、それは名のみにて現在の社人は他蕃社よりの移住者のみであつて眞に同社の系統に屬するものではない。尙この地方にはこれ等と系統を異にするものと思はれる歸化社、魁々社クヰクヰ、飽于社チボコがあり、その中後の二社は薄々、里漏の北に接して蕃社を建てたのであるが、今はある者は四散し、ある者は薄々、里漏に合併せられてその舊態を留めてゐない。又歸化社の位置は花蓮港街の北西約一里半沙婆磡溪サハカの南に當るのであるが、これは既に清國時代に討伐を受け、一旦歸化せるが爲めに歸化社の名ある程にて、現在にては始といふに足らないものである。サコルはその蕃名で

ある。以前はこれ等の蕃社を總稱して南勢蕃、若しくはこの花蓮溪の下流一帯より北方に廣がる平野を蕃萊平野といひ、凡て是等の蕃社はこの平野に位置するが故に蕃萊アミと稱せられ、又、南方のアミ族は花蓮港アミ稱してゐる。

上述の如く薄々、荳蘭、里漏の三社はもともと同一のものの分派であるが故に、其の習慣、制度等殆ど全く同一であつて、各社は夫れづゝに獨立せる機關及び組織を有するのであるが、又三社は聯合して現在にては薄々社のサカカイノバブルアイが三社の總頭目として其等の主宰に任じてゐるのである。サカカイノバブルアイ、即ち頭目等に就いては後節に述ぶることとする。而して其等はアミ族の北方に於ける有力なる代表的の蕃社であつて、同族中にて最も進歩せるものでもあるのである。

是等の三社にては各社別に各々にスラルが存在するのであるが、各社共以前は二十二三歳以上に達せる者が八年目毎に階級に編入せられ、スラルを編成したのであつたが、近年になつては既に十七八歳位にて階級に入るものがあるやうになつた。尤も現在では蕃地にも警察官吏派出所又は駐在所が置かれ、戸口簿が出来てゐるから割合に正確な出生の年月を知ることが出来るけれども、もとは勿論かかることはなく、又他に年齢を記載するやうな方法を有たなかつたのであるから、各蕃社とも年齢の測定は記憶によるか又は他のものとの比較によるかするしかなかつたので、それは概算であつたことはいふまでもない。それ故にそれは單に年の數のみを主として考へたのではなく、身體の各部の成長、精神的方面の發達とい

ふことがイニシエーションを決定する大事な要素であつたことは無論のことである。それ故以前の二十二歳といふことは正確さを缺いてはゐるが、然し今日よりもイニシエートされる者の年齢が概して高かつたといふことは事實である。その原因として考へられることは人口の減退といふ事と、早婚の行はれるに至つたこととの二つが重なるものであらうと私には考へられる。就中早婚のことであるが、アミ族の婚姻は比較的晩婚であつたのであるが、近年になつてそれが目立つて早婚が行はれるやうになつたのである。その點に就いては尙後に記すことにする。

然し尙これ等の三社は他の數多くの蕃社に比較してイニシエートされる年齢は高く、他の蕃社に於ては普通略々十四五歳からイニシエートとされてゐる。然かもそれが三年乃至五年に一回の割合であるが、これにては滿七年を要するのである。

薄々社（以下薄々社と單獨に記す時は他の二社をも含むものとする）に於ては最近にスラルの編成せられたのは大正十三年であつて、その前は大正六年であつた。それ故大正六年のミサスラル當時、もう一年すぎれば丁年に達してイニシエートされる資格を得るものも再びミサスラルの時が来るまで、即ち滿七年間すぎた大正十三年にならなければ、彼等はイニシエートされることは出来かつたのである。そして大正十三年のミサスラルの時には大正六年後丁年に達したものが皆同時にイニシエートされた譯である。そしてそれ等が現在での最下級の階級團體マオラチを作つたのである。それ故に同時にスラルに入り、同一階級團體

に屬するもの間に常に最年長者と最年少者との間には少なくとも七歳の開きがある譯である。

現在薄々社に於けるスラルの名稱を下位より階級順に記すと、マオラチ（大正十三年）ラオマイ（大正六年）アルムツト、ララオ、アラマイ、アラデウス、アラバガス、タボツク、マオラヅの九階級に別れることになるのである。

而してこれ等のスラルの名稱なるものは薄々社にては古くより傳はれる一定一列の名稱があつて、それが循環して用ひられるのである。それ故今後次のスラルが編成せらるる場合には現在の最上級のスラル名マオラヅがその新しきスラルの名稱として與へられるのである。然し若しもこの場合に現在のマオラヅの成員が一人にてもその時尙生存してゐるならば、そのスラルはスラルでその儘残存せしめて、その名稱を重複して新しきスラルに附與する事となるのである。然し斯様な場合に於ける名付け方は後に述ぶる太巴壘社及び馬太鞍社に於てはその趣きを異にするのであるが、それは、これ等の二社に就いて述べる時にする。

上記のやうに、スラルによつて上下に連続せる階級の中、最下位の階級に屬するものはトロチと稱せられる。トロチとは木の若芽のことであつて、若者の走りといふ程の意味である。第二級のものに對しては當社にては特別の名稱はない、そして第三級以上最上級までをマトアサイと稱するのである。他の蕃社にては普通マトアサイに對してそれ以下の階級のことをカツバ（若しくはカバ、カツバハ、カツバア）と稱するのであるがこれ等の三社にてはこの事はない。カツバは若者といふ意味である。マトアサイとはどう

いふ意味かと或る審社にて尋ねた時に「坐はつてゐる人」だと答へてくれたが非常に面白いと思つた。然しマトアサイの本來の意味は恐らく昔若しくは古いといふ事を意味するオトアスから來たものであらう。即ちオトアスアイ *Otosai*——オトアサイであつて、それがマトアサイと變つたのであらうと思はれる。即ち年長の人といふことである。アイは何々の人、何々をする人の意味を現はす後綴詞である。マトアサイが何故に「坐つてゐる人」であると答へられたかに就いては後に述ぶることにする。

而して各個のスラルにはバブルアイヌスラルと稱する世話役が選ばれるのであつて、その人員は一定してゐず、各スラル三名若しくは五名を普通とする。バブルアイは又バボロアイであり、ヌはノでもある。アイ語に於ては母音の O と U との混同は殆ど普通であつて非常に多く行はれてゐる。ヌ又はノは日本語ののと同じ意味である。バブルアイの意味は不明である。が然し世話役といふ程の意味であらうと思はれる。即ちバブルアイヌスラルはスラルの世話役である。審社の世話役即ち現在の頭目に相當するものは又バブルアイと呼ばれてゐる。普通は單にバブルアイと呼ばれてゐるが、詳しくはバブルアイヌニヤロ即ち審社の世話役である。

次にスラルの職分及びスラルによる品性に就いては後に記すこととして、今は唯婚姻のこのみを記すにとどめるが、薄々社にてはマミスラルアイの間は婚姻を結ぶこととはゆるされなかつたのであつて、ミスラルアイ即ちスラルに入れるものだけが結婚することが出來たのである。然し今日ではこの制限は非常

にゆるんで来てマミスラルアイであつて既に結婚するものがあるやうになつたのであるが、それでもそれは決して皆のものから好き感情を以て迎へられず、稍々輕蔑の態度を以て見られるのが普通である。それが近年になつてミサスラルの際に以前に比して割合に年下の者がスラルに入ることを希望するやうになつた一つの原因であらうと思はれるのである。即ち早婚が行はれるに従つてスラルに入るものの年齢が低下してゆくのは、制度の力が弛緩した今日に於ては當然のことであらうと思はれる。それでも未だ制度の力は兎に角にもスラルに入ることによつて公然と結婚することを求めしめてゐるが、近き將來に於てはその事すらが認められなくなる時があるであらう。然しミサスラルアイの年齢の低下は決してそのみからは考へられない。他の原因として私は先きに挙げた人口の減退といふことも同時に考へなければならぬと思ふのである。最近に於ては左迄人口の減退の傾向は見受けられないのであるが、昔日の盛大であつた時に較べると全體に於て減退してゐることは争れない事實である。それにもかかはらず蕃社の公共共同の作業は決して輕減せられないばかりか、彼等は尙その上に義務苦力の賦役に徴發せられる數は非常に多いのである。それが爲めに多くの壯丁を必要とすることとなり、従つて年齢の低下が必要とせられるに至つたのではないかと私には考へられるのである。勿論教育の普及といふことが年少であつても既にスラルに入り得るだけの能力を與へてゐるといふこともあるであらうし、又薄々社には六年程度の公學校があつて三社の殆どすべての兒童は其處に入學するのであるから、公學校を終れば既にスラルに入るだけの資格は

認められるやうになり、従つて低下といふ傾向を助長することになつたとも考へられものである。

次にこれ等の三社の所在地から南に下ると、花蓮溪の上流馬太鞍溪の南に馬太鞍社がある。更にその東南方約一里を隔て、北清水溪の東岸に太巴塌社がある。これ等の二社は共に同一系統に屬し、古く奇密社の系統より分派せるものであつて、中北部に於ける代表的の蕃社である。なほこれ等の系統をひけるものはこれより南にかけて中南部に數多くの蕃社を作つてゐる。

太巴塌社にてはミスラルをなすのは約十五歳からであつて、それは五年毎に行はれるのである。そのスラルの名稱を下位より階級順に列記すると

ラテヨル（大正十二年）、ラトマイ、マオアイ、ラデワス、ラツガウ、カラベ、ラオイチ、ラトド、ラタボツク、ラティヤム、マウラヅ、ラウワウ、ラトロン、ラコワ、の十四階級が存するのである。

而してこれ等のスラルの名稱は薄々社と同様に古くからの既定の系列のものであつて、循環的に用ひられるのであるが、唯薄々社と異なるのは、例令、この次に新階級團體が編成せられる時に現在の最上級ラコワの者が未だ生存する場合には、ラコワの成員を其の下のラトロンに合併するか、若しくは著しくその成員の数が減少してゐるスラルの成員をその次のスラルに合併するかして一つの缺級を作り、そのスラルの名稱を新しく構成せられるスラルの名稱とし、同一名稱を同時に重複して用ふる事がないのである。若し

この場合にラコワをラトロンに合併してその名稱を最下級のスラルの名稱とする場合には階級及び名稱の順位を亂す事はないけれども、さうでない場合にはそれ等の順位を亂す事となる譯である。又その何れの場合にしろ同一階級團體は終始同一成員のみによつて持續せられるといふ原則を破る事ともなる譯である。

次に上記の連續せる階級の中、下位より第五級までがカツバであり、その中最下級即ち現在ではラテヨルはトロチと呼ばれる。そして第六級はバビ克蘭であり、第七級以上最上級までがマトアサイである。

バビ克蘭は奇密社のバビクダンと同一であつて、アミ語に於てはラとダの混合も亦可成りに多く、寧ろその區別はなくラ_ミにあらずダ_ミにあらず、その中間音ではないかと私には聞きとれるのである。バビは普通に働きかける意志若しくは他を動かす意味を現はす前綴詞であるが、克蘭若しくはクダンの意味が如何に穿鑿するも今の處不明なので全體の意味を明かにすることが出來ずにある。唯その階級的位置が中間に位してカツバとマトアサイとの連絡となるばかりでなく蕃社の中堅としてカツバをして能く勞役に服せしめ、マトアサイをして能く蕃社の模範たらしめ、その任務を完ふせしむるやうに盡力するのがその役目であるといふ彼等の説明はその意味を稍々明かにし、バビの前綴詞が用ひられてゐる點を了解することは出来るやうに思はれる。

尙太巴盟社にてはバビ克蘭をカツバの中に含めてゐないやうであるが普通バビ克蘭若しくはバビクダンは階級の役目を指す名稱であつて、バビ克蘭のものも身分としては矢張りカツバであるのである。

此處で私は前に遡つて薄々社の階級のことをも一度考へてみたい。その第二級に對して薄々社にはそれを指示する何等の名稱がないのであるが、この階級は恐らくこのバビ克兰の階級に相當するのではないであらうかと私には考へられる。普通バビ克兰の年齢は三十歳前後の間であるが、薄々社にて若しも以前には二十二歳でミサスラルをしたならば、次いで滿七年たつて第二級に進むのであるから恰度年頃からすると他の蕃社のバビ克兰に相當するやうに考へられるのである。

尙太巴哩社にも各スラルにはバブルアイがあつて定員は二名である。婚姻に就いてはトロチの間はゆるされず、第二級にすすんで始めてゆるされるのである。

次に馬太鞍社にてはミサウドゥをするのは略々十五歳前後からであつて、此處では一定の年限はなく、その數が標準數以上に達するのを待つて行はれるのであるが、以前蕃社が盛大であつて人口も多かつた時には五十人六十人といふことがあつたが、現在では蕃社も昔日の面影なく、人口も減少してゐるので、大正十三年に現在の最下級のスラルラホワックが出来た時にはその人員は三十人であつた。その上位のアラクリンの時には三十七人、その更に上位のアラベアの時には四十二人であつた。これに依つて見ると近年になつては約三十乃至四十を以てその標準數としてゐることが知られる譯である。そしてその間の年數は大凡五六年目に一度であるといはれてゐる。

次にスラルの名稱を列記すると、

ラホワツク（大正十三年）、アラクリン、アラベア、マオマイ、アラワオ、アラボカ、アラサナ、ツボラ
ン、アラオノチ、アラテヨル、

の十階級に別れることとなるのである。

而してこれ等のスラルの名稱は前同様に古くからある一列の名稱であつて、それが循環的に用ひられ、
太巴盟と同様に取扱はれるのである。又これ等の名稱は昔からの型にはまつた名稱とはいふもののそのス
ラルの中に餘りに病人が多く出るとか、不幸不吉の出来事が起つたりした場合には、適宜にその名稱が變
更されるのである。

又これ等の十階級の中、下級より第四級まではカツバであり、その中最下級は前同様にトロツ（チとツと
は多くの場合異音同質である）と呼ばれる、第五、第六の二級はバビ克蘭であり、第七級以上最上級ま
でがマトアサイである。バビ克蘭が階級に附帶せる或る役割に對する名稱であることは太巴盟社の處に
て述べた通りである。

尙各スラルには定員二名宛のサコバガイがある。サコバガイの意味は不明であるが、その役目がバブル
アイノスラルと同様に各々のスラルの世話役であることには變りはない。

馬太鞍社にては婚姻は太巴盟社と同様にスラルに入つてトロツから第二級にすすんで始めてゆるされる
のである。年齢は大凡二十歳から二十五歳迄の間であるといはれてゐる。

更に南に向つて進むと花蓮溪本支流の流域地帯をはなれて、秀姑巒溪の支流であるマシロ溪の流域に出づるのではあるが、その流域に沿ふて拔仔庄に巫老僧、週武洞、人仔山の三社があり、更に烏漏、山猫、烏鴉立等の蕃社がある。これ等は凡て奇密社の系統に属するもので人仔山、烏鴉立等の分派である。マシロ溪は烏鴉立社の南にて秀姑巒溪本流と合するのであるが、南より殆ど眞北に流れて来た秀姑巒溪はこの合流點に於て急轉回をなし、東に流れ、海岸山脈を横斷して太平洋に注ぐのである。その合流點から約二里の下流、北岸約五百尺の斷崖の上に奇密社がある。奇密社は前にも記せるやうに中部アミ族中最も古い傳統を有するものであつて現在の地に轉住して奇密社と稱するやうになつたのは、同じ系統の大巴壘、馬太鞍、人仔山等の諸社に較べると近年のことであるが、中部アミ族發祥の地と稱せられるラガツアン山（現在の蕃社人仔山ではなく、大巴壘社の東、猫公社に至る途中の海岸山脈中の山地である）の最も古い系統を承け繼ぐものであると稱せられてゐる。

傳説によると彼等の祖先はもとタウラヤン（今の三笠山）の地に住んでゐたのであるが洪水の爲めに流され、チスラとナカウの兄妹が唯一二人漂流してラガツアンに辿り着き、現在のアミ族の祖先となつたといはれるのである。其後大巴壘、馬太鞍、人仔山、猫公等の者が分派して獨立した後、ラガツアンに残つてゐたものも遂にラガツアンをすてて南方に移動し、更に北上してチーチバイ（現在の奇密社より稍々下流秀姑巒溪の對岸）カララ（秀姑巒溪の西岸コヨ溪の河床の南方から三笠、玉里方面に延びる臺地）等の

地を経て、現在の地に移つたものである。以前は斯くの如き傳統を有ち、秀姑巒溪の要害を擁してアミ族の總本家を以て任じ、その勢力は中部地方を壓してゐたのである。

奇密社にてミスラルをするのは略々十三四歳からであつて、それは滿三年毎に行はれるのである。最近のミスラルは大正十三年であつたから恰度今年が次のミスラルの年に當る譯である。

今奇密社に於けるスラルの名稱を階級順に挙げると、

ラツクル（大正十三年）、ラシワ、ラコワウ、ラダマイ、ラクワ、ラトマイ、ラトロク、ラコリ、ラガツアオ、ラシドゥン、ラアベ、ラツァバ、ラツガオ、ラウッチ、ラサナ、ラバラル、ラタカン、ラオラツ、ラテクル、ラチハク

の二十の階級に列ぶのである。

然しこれ等のスラルの名稱は前三例に示すやうに既定の一例ではなく、新しく階級團體の編成せられるその都度に名稱をも新しく選定して附けるのであつて、その名稱はその階級團體の存続する間は、その階級團體に附帶するのであるが、其の階級團體の消滅と共に消失し、一階級團體限りのものである。然しその名稱が再び後々の者によつて選ばれることは勿論有り得ることである。

右の階級の中下位より第七級までがカツバハであり、第八級以上最上級までがマトアサイである。マトアサイであるもの達の階級には更にこれを指し示す何等の名稱はないが、カツバハの七階級には各々の階

級に附帶する名稱があつて、最下位より夫れ〜にルブルブ、チヨベバイ、トクルル、アダワガイ、バビクダンカツバハ、バビクダン、バビクダンマトアサイと稱せられる。これ等は階級の列次を示すと同時に階級に附帶する職分を表示する名稱である。

ルブルブは小走り、小使であり、チヨベバイは傳令であり、トクルル、アダワガイはさういふ特別の職分を有しない、唯順々に上からの命令を下に傳達命令する役目を有するものである。それからバビクタンにすすみ、それが三級に別れてゐるのであるが、バビクダンカツバハは若いバビクダンであり、バビクダンマトアサイは年上のバビクダンといふにすぎない。尙奇密社に於てはバビクダンを明白にカツバハの中に入れてゐるのである。これ等の名稱の意味は共に不明である。その職分に就いては後にスラルの品性と職分とに就いて述ぶる時にする。

次に第三級即ちトクルル以上の階級のスラルにはコモトと稱する世話役があるが、ルブルブ、チヨベハイの間にはない。コモトの定員は二名である。

婚姻はスラルに入つても未だアダワガイ以下の間は公然と結婚することは出来ない。彼等はバビクダンカツバハになつて始めて婚姻をゆるされるのであつて、晩婚である。

次に秀姑巒溪を遡ると、カララの臺地に加納々、舞鶴、掃叭等の蕃社があり、尙その流域東岸のマ罗兰、リガツアイ、チロー、マタリム、マンツラン、マコタ、タコリヤウ等の蕃社を経て、玉里に出る。

玉里から秀姑巒溪を隔てて南岸に石公坑^{アツツカ}、下勝灣^{カ、カ、カ}、紅座^{ベニ}の蕃社がある。それらは凡て奇密、太巴壠、馬太鞍、人仔山等の系統をひくものであるが、尙海岸地方からの轉住者をも混つてゐる。

下勝灣、紅座、石公坑の三社は共にその建設の日は若く略々七八十年位のものであつて、その社人も同一系統のものではなく、多くは馬太鞍、太巴壠、拔仔方面から移住せるもの及び海岸地方から來たものから成るのである。そして蕃社として左迄大きくはなく、下勝灣社の人口約四百が最も多いのであるが、これ等の蕃社は現在に於ては比較的進歩してゐる。

下勝灣社(他の二社と同じ)にては略々十五歳からミウイダンをなし、それは三年毎に行はれる。そして現在のスラルの名稱は

ラヘワ(昭和二年)、ラチンピン、ラツクルス、ラツマハホン、ライピツ、ラポト、ラバボイ、ラトドフ、ラデボン、ラオエツ、ラカボス、ラテヤム、ラアバル、ラカラン、
 の十四の階級になつてゐる。

これ等のスラルの名稱は奇密社と同様に既定の名稱ではなく、新階級團體の編成せられる度毎に新しく選定せられるのである。然しその名稱が不吉である時には何時にても改められるのである。又新しく名稱を選定する場合には古い名稱を承繼ぐことも無論あるが、又當時の事件に因んで命名することも少なくなく、ラヘワは昭和の改元に因んで命名されたものである。この例は同じく今年命名された海岸地方の

石坑社イキカゲにセウマダンといふのがある。

右の中下位より第九級までがカバハであり、第十級より最上級までがマトアサイである。そして本社には奇密社と類似し、カバハは最下級がルブルブ、次がチヨベハイ、次がトクルルであり、第四、五級がバビクランカバハ、第六、七級がバビクランラ、第八、九級がバビクランマトアサイである。尙最下級ルブルブは又バカロガイとも呼ばれる。バカロンは他人をして第三者に用事を通達せしむる事であり、ミカロンは他に通知することである。それでバカロガイ(Pakalonge)は頭目若しくは上級の者がミカロンする時に、その命を受けてバカロンさせらるる者といふ意味である。下勝灣社出身の玉里支廳の巡查稻用嘉造(カツアウはその本名であつて、姓はイナトヨルに屬するので斯く改名したのである)の話ではバビクダンとは一番眞盛りのものといふ意味であるといふが、クラン又はクダンの意味が不明であるので首肯し難い。眞盛りの男であることはバビクランの年齢からいつても確かであるが、バビの前綴詞が意味をなさない。それ故私は矢張り他を動かす意味を含んだ役目を意味するものと考へる方が正しいと信ずる。婚姻は第三級トクルルになつてからでなければゆるされないのである。

次いで再び奇密社より秀姑巒溪を下ると約三里にして河口に達する。その北岸を大港口オイコシと呼ばれるが、其處にはランノ社がある。それより太平洋岸に沿ふて北上するとマクアタイ社、猫公社ネコウシ等がある。更に秀

姑精溪の對岸には納々社^{ナツキヤ}がある。貓公社は調査未了であつて不明であるが、恐らく太巴壘と系統を同じくするものであらう。昔は現在の貓公社の北にテガラウ社があつたのであるが今はない。恐らくテガラウ社と貓公社とは同じものであらう、そして傳説に現はれた貓公社とはこのテガラウ社のことであらう。

ランノ、マクタイ、納々の三社は略々同様であるが、納々社の例を示すと、

ラテヨル、ラチャ、ラソル、ラヴァガス、ラツクル、ラバス、ラコアウ、ラヘネン、ラデヘボ、ラアベ、ラカロ、アラバナウ、ラトバツク

の十三の階級がある。下位より第六級までがカツバであり、第七級以上がマトアサイである。そして最下級がトロツノカツバであり、第二級より第五級までがタトルガイノカツバであり、第六級がサカカイノカツバである。又第七はトロツノマトアサイである。タトルガイの意味は不明である。サカカイノカツバはカツバの上級といふことで、サカカイは最上を意味するのである。尙スラルには二乃至三名のバブルアイノスラルがある。他はすべて大同小異であつて記すほどのことはない。婚姻の時期はタトルガイノカツバに入つてからである。ミスラルは三年毎であつて、略々十七八歳から三十五六歳までがカツバである。更に太平洋岸を南すると始めて花蓮港廳界をはなれて臺東廳下に入るのであるが、大峯々^{タケホウ}、姑仔律^{コウツツ}、加録^{カルク}の蕃社がある。

姑仔律社にては第四級までがカツバであり、それ以上がマトアサイである。そして最下級はバカロガイ

と呼ばれ、カツバの最上級即ち第四級はマモノカツバである。ママは父の意味である。ミスラルは十五六歳からであつて、年限は定めがなく五六人の数があれば、スラルが編成せられるのである。尤もこの蕃社は小さな蕃社であつて僅に男六十八人、女六十六人にすぎないものである。そしてスラルに世話役なるものはなく、マモノカツバがその役目をするのである。尙マトアサイの最下級をトロツノマトアサイと稱する。

婚姻に關してはその年齢及び階級に制限なく、階級に入らざるものも結婚するといはれるが、それは近年に至つて弛廢し、殊に人口の僅かなる爲めに自然さういふことになるのであらう。

更に南すると大俱來、馬稼海の蕃社がある。馬稼海社は山麓に部落を有つてゐたのであるが、最近に海岸近く路傍に出て新蕃社を營んでゐる。ミスラルは四年毎であつて年齢は約十八歳からである。

次に石坑、大掃別、小竹湖の蕃社がある。

石坑社にてはスラルに入る前に三段の區別があつて、略々十五歳以下（現在では未だ公學校を卒業しない者）をミヤシガイ（掃除するもの）と稱し、それ以上十七歳迄の者をミキノマイ（意味不明）と稱し、十七歳より二十歳までの者をバカロガイと稱する。是等は未だすべてワツ（小供）であつてマミスラルアイである。然しバカロガイは見習生としてカツバに準じ、一團をなすも未だその團體名を有せず、階級に入つて初めてスラルとしての名稱を附するのである。即ちバカロガイを終つたものがスラルに入るのであつて、下勝

灣社の如くスラルの最下位のものがバカロガイといはれるのではない。スラルの名稱は

セウワダン（昭和二年）、ラサマイ、ラシンシン、ラバヴタイ、ラチキン、ラルコ、ラボホン、ラチキウ、ラウクス、ラブイス、ラクピル、ラアルン、ラツギア

の十三であつて、最下級はトロツであり、第四級がママノカッパである。第五級はマトアサイノバカロガイにてカッパではなく、又マトアサイでもない。第六級に至つて初めてマトアサイとなるのである。

スラルの構成は四年目四年目であつて、スラルに別に世話役に相當する名稱はなく、唯そのスラルの中に優れたるものが世話をするのである。

婚姻はバカロガイからカッパになり、そして彼等の階級團體に新しき名稱を附せられるまではゆるさず、その名稱が定つてから初めて結婚が出来るのである。それ故現在のトロツ即ちセウワダンは昨年（イリシンの時に既に新しきバカロガイが出来て當然カッパの列に加はつたのではあるが、昭和になつて彼等のスラル名が選定し、附與せられるまでは結婚することが出来なかつたのである。

次に石門溪を渡ると八桑安、僅那鹿角、烏石鼻、胆曼の蕃社があり、更に寧竹溪を越すと沙汝灣、都威、微沙鹿の蕃社がある。沙汝灣社以南の蕃社は先きに記せるやうにスラルをカブットと稱し、従つてミスラルをミカブットと稱する。なほ南に白守蓮、芝路古映、藤漏老の蕃社がある。藤漏老は現在の新港である。

新港より南には加只來、叭翁翁、都歴、小馬武窟の蕃社がある。都歴社は次の大馬窟社と共にこの地の代表的の蕃社である。

都歴社にてはカブツトの下にバカロガイがあり、十二三歳位からのものが加へられ、五年目にミカブツトするのである。ミカブツトすることをミカブタイといはれる。尙カブツトは第八級までであつて、最下級はトロツノカツバアであり、第八級はマモノカツバアである。第九級からがマトアサイであつて、第九級はトロツノマトアサイである。この社にはスラルにカクレダンと稱する世話役があり、定員は二名である。婚姻はカブツトに入ればゆるされる。

なほ都歴社には女のカブツトがある。然しそれは階級的に連続せるものではなく、又階級的意味を有するものでもない。それは二つのカブツトであつて、下のカブツトをブラブラヤンといひ、十八歳から二十五歳までの女の團體であり、上のカブツトはラガツァウといひ、四十歳から五十歳までの女の團體である。ブラブラヤンは別に特別の任務といふものなく、謂はば結婚期の女の一團である。ラガツァウは蕃社の接待役であつて、蕃社に客人等のある時、彼女等が料理を作り饗應する勤めをするのであつて、この時ブラブラヤンの女はその手傳ひをし、料理を運ぶ等の事をする。これ等の女のカブツトは別に特有なる権利があるのではない。この事は他の多くの蕃社に見受けられないことで非常に面白いことであるが、その起原、その他に就いて今の處全く不明である。又この二つのカブツトの名稱に就いても意味不明である。

更に南下して馬武窟溪を渡ると大馬武窟社がある、大馬武窟社の奥に嘔嘔吧灣社があり、大馬武窟社の南に加里猛狎社がある。

大馬武窟社は都歴社と大同小異であるが、女のカブットが夫のカブットに應じて、その妻達によつてそれぞれカブットが作られてゐる。然しそれは無論イニシエーションセレモニーがある譯でも何でもない。夫婦の關係に於ての妻達の團體にすぎない。

婚姻はカブットに入れば自由である。バカロガイは約十五歳からであつて五年目五年目にカブットが作られるのである。現在バカロガイのものは今年のイリシンの時にカブットを編成する筈になつてゐる。

更に南すると海岸に沿ふて八里屯、都蠻、加路蘭、猿仔山の蕃社があつて、卑南大溪の北岸に達し、その對岸、卑南平野の一部に馬蘭社及びアラバイ社があるのである。

海岸地方の蕃社の系統は各蕃社の移動多く、錯雜してゐて餘りに明かでないが、私には大凡寧竹溪を境として胆曼社以北は中部及び北部の系統に屬し、奇密、太巴壠、テガラウ、薄々等の諸分派に屬するものに別たれ、沙汝灣社以南はこれを一纏めにして南方系と見做すことが出来ようかと思はれる。然し唯都歴及び小馬武窟の二社はもと祖先を同じうするものであるが、彼等の傳説によれば寧ろ北部の系統に近似するもののやうである。

馬蘭社バランは卑南大溪の南方にある唯一の大蕃社である。今の臺東街の西北約半里の外にある。昔日は卑南族の壓迫を受け、卑南社に貢税を納め、常に卑南族の爲めに輕蔑せられ、全くその領土の如き觀があつたのであるが、今は全く獨立して却て卑南族の諸社を凌ぐ盛大なる蕃社であつて、彼等の勤勉にしてよく規律を守り、秩序の整然たる、階級制度の嚴格なる等南方に於ける最も古き蕃社であるばかりでなく、實にその代表的なるものである。従つてアミ族中薄々、太巴壘、馬太鞍、奇密等の諸社と共に見遁すことは出来ない。

馬蘭社にてはカブツトに入る前に滿五年のバカロガイの修業をしなければならないのであるが、大凡十五六歳からバカロガイとなり、それが終つてカブツトに入るのであるからカバとなるのは通例二十歳からである。現在バカロガイのものがカブツトを編成するのは恰度今年のイリシンの時である。

ラバテヤウ、ラウシン、ラツキン、ラインバイ、ラウンテ、ラスンテン、ラサマイ、ラチンピン、ラクオリ、ラリボン、ラツクル、ラトソ、ラアペン、ラワクオス、ラシンシン、ラツギア、ラサカム、ラバツイ

の十八のカブツトがある。

これ等のカブツトの名稱は既定のものではなく、カブツトの編成せられる度毎にその都度新しく選定せられるのである。而して下位より第九級までがカバであつて、最下級はトロツノカバ、第九級はマモノカ

バである。第十級から第十四級までにはこれを總括する名稱はなく、一階級毎にそれぞれ下から上にミヒニガイ、ミロモロマイ、イバラウキライ、イツァボガイである。尙第十五級以上最上級までがイシュビアイであつて、これ等を又アリテガイといふのである。

馬蘭社にてはマトアサイの名稱はないのであるが、恐らくミヒニアイ以上が他社のマトアサイに類するものであらう。マリテガイは老人であつて、彼等の尊敬を受ける外、全く蕃社の公務に關與することなく、彼等にはせれば「家にゐる動かぬもの」である。ミヒニガイ以上の名稱は階級に附帶せる役目を現はす名稱であるが、言葉の意味は不明である。その職分に就いては後に記すこととする。

各々のカブツトにはタルクオスノカブツトがあつて、二乃至三名である。婚姻はカブツトに入れば自由である。

上述する處によつてアミ族の間に於ける年齢別階級の形式に關しては最早充分であらうと思はれる。而してこの年齢別階級制は階級に附帶せる職分と階級による品性とを規定し、蕃社に於ける任務と地位とを明にするものである。而してそれは蕃社内に於ける統治組織と關聯し、且つそれと相待つて蕃社といふ一つの共同生活體が成立つのである。

三

私は前節に記せる年齢別階級制に就いて尙その階級に附帶せる職分と階級による品性とのことを記し、次いで蕃社の統治組織に入るべきであるが、その前に彼等の階級に取入れられる時に如何なる事が爲されるか、如何なる儀式が行はれるか、即ち彼等のイニシエーション・セレモニーに就いて記したいと思ふ。彼等の古い過去のイニシエーション・セレモニーに就いては明かではない。唯私は現在の彼等のセレモニーに就いて知るばかりである。而もそれすらが今は甚だしく簡略にされてゐるやうに思はれる。殊に蕃社の成立の日尙淺きもの及び小さき蕃社に於ては殆どこのイニシエーションに付きものである業の如きはまるで認められないやうになつてゐるのである。

今私は自分の知り得た範圍に於て若干の蕃社の例を擧げることにする。

先づ最初に薄々社の例を擧げると、其處では先きに記したやうに八年目毎に行はれるのであるが、その年になるとミサスラルの行はれる八日前に新しくスラルに入るものは、皆がタロアン(集會所)に集つて、一日一度の食事と少量の水を取るばかりで、晝夜を通して殆ど寝ぬる事なく、彼等はタロアンの前庭にて

マリコダ(男のみの踊)を踊つてその稽古をなし、又彼等がミサスラルの當日蕃社の東方から海岸まで徒競争をするのであるが、その路を作り、草取りをする。そして愈々翌日はミサスラルを行ふといふ日になれば、彼等は全部打連れて檳榔樹の實一個宛を有つて、社中の最も年上の老人の所にゆき、最早自分達はミサスラルを行つてもよいだらうかといふ事を尋ねる。その時老人は同意を與ふるにあつて、お前達は何人ゐるかと反問する。そこで彼等は持つて行つた檳榔實を渡して、これだけの人数だといふ事を答へる。老人はそれを數へて、これは多すぎる位だといつて喜び、翌日ミサスラルを行ふ事を命ずる。そして老人はデワス(一)に酒を注ぎ、自分の手を浸して、その手を高く擧げ、即ちバカントカワスをするのである。カワス(二)にむかつて『此處に集つてゐる者達はこの度スラルに入る者達ですが、どうか皆が丈夫であるやうに、そして私のやうに長生きする事が出来るやうにお守り下さい』といふ意味の祈を捧げる。

其處でスラルに入るすべての者は、老人の許を去つて蕃社中をめぐり、儀式をする家(三)を探すのであるが、其の場所は夫婦が揃つて二人共相當の年齢に達して尙壯健なものの家でなければならぬのである。其の家が定まると、彼等はその家にて夜を徹し、一番鶏の鳴く頃に、すべての者が一度自分達の家に歸つて、更に各自が酒を入れたデワス一個と牡鶏一羽宛とを携へて、再びその家に集るのである。其處で酒宴が開かれ、バプルアイ始めマトアサイ達に饗應がなされるのである。

そして愈々日の白味かけるのを待ち、彼等は蕃社の東方の端に整列し、一齊に駆け出すのである(四)。

彼等はこの日初めてミスラルアイ（スラルに入れる者）としての服装をゆるされるのであるが、葦の葉を以て頭髮を縛り、葦の葉を耳飾とし、白い前掛をかけ、白い帯を結ぶのである。又先きに皆の者が有つて行つた牡鷄の中白い鷄一羽を選んでサカカイノバブルアイ（首席のバブルアイ、現今の頭目）は足を束ねて競争の場に携へてゆくのである。

若しも競争の途中にて彼等の中落伍するか遅れるもののあるときは、かのバブルアイは先きの白鷄の趾で以てそれ等のものの頸を後から突いてバロバスルン（飛ぶやうに驅けろし）と叱りつける。そして彼等は海岸に達すると、其處で海水に足を浸して洗ふ。やがて全部のものが海岸に達すると、先きの白鷄をウラドウ（槍）の先に刺して海岸に立て、その前に先着の二人を立てて、全部のものが圓陣を作つて整列し又蕃社中のものも全部集つて來るのである。

其處でこの日ミサスラルしたものの中にて衆々人望のあり、力備のあるもの（五）が推されて先きの白鷄のウラドウを持つて、自分の仲間の前に進んで訓辭をする。それから彼等はマリコダを踊つて、再び先きの家に歸るのであるが、この日は一日中マリコダが踊られる。

（註一）デウスとはアミ族の祭神器であつて、神を祭る時に酒を盛つて捧げるものであるが、又祭に用ふる酒を入れて持ち運ぶにも使はれる。それは土製にて形に二種類ある。そしてこれは彼等の所謂バイシンであつて非常に神聖視されたものであるが、今は迷信打破といふことで全く用ひられず、神聖視されることも少くなつてゐる。これを作るものは家族中に

ての女の年寄りである。

(註二) カワスとはアミ族の宗教的觀念によると神ゴットではなくつて、靈ゴーストであるやうに思はれる。それは妖怪でもあり、精でもあり、又死靈でもある。オトアスノカワスといふと、彼等の死んだ祖先の靈魂である。そしてカワスには善惡の二種があつて、善きカワスは人間を守り、これを救ふも、悪しきカワスは人間を死に致し、これに禍をなすものであると考へられてゐる。然しアミ族の宗教的觀念の中に神といふものがないかといふに、私はカワスと總稱せられてゐるものの中に二種あつて、他は本來カワスではなくつて、これとは概念を異にしてゐるやうに思はれる。それはマラタウ、ドゲ等と稱せられるものである。然しそれに就いてはアミ族の信仰と宗教的觀念とに就いて論ずる機會に譲ることとする。佐山磯吉氏の審族調査報告書によると、祈りを捧げられるものはマラタウ神であるとせられてゐる。又カワスであるとすれば、私はオトアスノカワスであらうと思ふ。

(註三) 佐山氏の報告書によると世襲の階級編成頭といふものがあつて、その家に集るやうに書いてあるが、私はそのことを聞き洩した。恐らく佐山氏の報告せられる階級編成頭とはシリシナイのことではないかと思はれるが、私が薄々社のバトノ及びチツルノウナクの口から聞いたところによれば、そのことはない。又この二人はミスラルする者達が許可を求めに行くのはサカカイノマトアサイ(一番年上の老人)の處であるといふが、豊蘭社のチツバイ・ドサク(坪井作太郎)と改名す)及び里彌社の頭目チバコワイの話によれば、サカカイノバプルアイの處にゆくのだといつてゐる。又佐山氏の報告書にはこの夜のことをミテギルといふことになつてゐるが、恐らくさうであらう。

(註四) 佐山氏の報告書によると、一齊に騙け出す時に、「ヒラカバー コニ パロバサル！」と高聲に號令するとあるが、それも事實であらう。「さあ若者達よ、飛べ！」との意味である。又同氏の報告書中にこの競争に途中より加はるものが三分の一もあると書かれてあるが、その事實は決してないと斷言してゐるし、又私も斯かることのゆるさるべき筈はないと信ずる。

(註五) この者が推されてパプルアイヌスラルとなるのである。

斯くして彼等はスラルに入り、そしてその翌日は新しきスラルのもの全部が出でて、養社の道路の修復をなし、その草取りをするのである。そしてそれが彼等のミスラルアイとしての最初の仕事始めなのである。

この行事は薄々、荳蘭、里漏の三社共同様であるが、三社は別々に日を定めて行ふのであつて、同時に行ふのではない。唯右の海岸に至つてこの日ミサスラルしたもの全部が海水に足を浸して洗ふのは里漏社だけであつて、薄々、荳蘭の二社にては唯二三のものだけがそれを爲すのであるが、佐山氏の報告書に依ると、それをなす世襲の家が薄々、荳蘭の二社にはあるやうに記されてゐるが、荳蘭社のチツバイ・ドサクはその事實はないと否定してゐる。

太巴剌社にては、ミスラルが行はれるといふ前一年、翌年はミスラルするところの者達がスララタン（集會所）に集められてコモト（今の頭目）から蕃社の勞役に服すべきことを命ぜられる。其處で彼等はその一年間といふものは上級のスラルのものと共に仕事を手傳はされ、仕事を見習らはされて、翌年自分達がスラルを編成して一本立になつても困らないやうに訓練させられる。その間無論上級のものの命令には絶對に服従しなければならぬのである。斯うして一年間の修業が積んで、愈々スラルに取入れられ、獨立したスラルを作ることになると、その日上級のものには彼等を集めて竹棒を以て打擲し、亂打する。それが最後の行事で、その他には別にセレモニーといふやうなものは行はれないが、それがすんで初めてイリシンの五日目バタリノリシンの日にマリコダを踊るのである。

馬太鞍社では、先きにも示したやうにミサウイドゥを行ふ年といふものは定つてはゐないので、スラルに取入れてもよいと思はれる年頃の者の數の揃つた頃を見て、蕃社中のすべてのスラルのものがスララタンに集つて協議を重ね、即ちルマウツ（蕃社會議）を開いて愈々ミサウイドゥをさせることを決議するのであるが、それは粟刈がすんでイリシンの約一ヶ月前のことである。そしてその翌日から新しくスラルに取入れられる者達は上級のカツバ達に率ゐられて、鹿狩りに山に行くのである。

山に行つた者達は、三日の間山にて暮すのであるが、若しも獲物のない場合には、それがとれるまで山にゐる。この時新しくスラルに取入れられるものは上級の者のために小舎を作り、又飯の菜にする籐の

蕊を集めなどして、すべて上級の者達のために勤勞に従ひ、鹿が撃たれば彼等はその跡を追つて捕へにゆかなければならず、何事によらずすべて下働きの最も勢力の多い仕事に就かなければならないのである。かうして數日を山で過して、數頭の鹿を獲て、彼等は蕃社に歸り、その獲物をマトアサイ達に捧げる。

蕃社に歸ると、スララタンに入り、其處で新しく編成せられた階級團體に名稱が與へられるのである。その夜は彼等は終夜寝ねず、その翌日は道路の草取り修復等に服するのである。そしてそれがすんで初めて彼等は二三日自分達の家に歸ることをゆるされ、休むのであるが、蕃社の用事がある時は必ずスララタンに集り、その仕事に服し、それが終るまでスララタンに寝泊りするのである。

そしてイシリンまでのこの約一月間といふものは檳榔實をかまず、煙草をのみず、野菜及び魚類を食はず、唯飯のみを食するのである。野菜を食はないのは身體を軽くするためであるといはれ、魚類を口にしたのは汚穢を避ける爲めであり、煙草檳榔實等をとらないのは節制の爲めである。身體を軽くするといふことは疾走及び跳躍を自由ならしめる爲めであつて、彼等はこの間中約五寸幅位の布を以て腹部を堅く捲きつけ、それを容易ならしめるやうに訓練されるのである。

そして愈々イリシンの第七日目ミバタハポッドの日になつて豚を殺し、その肉と酒とで皆のものが祝宴を開き、新しく取入れられたスラルのものが初めて皆と共にマリコダを踊るのである。かうして彼等は

完全に階級に入れられ、獨立したスラルの成員となるのである。

奇密社に於てはミスラルはイリシンの時ではなくつて、粟の草取りの時、三月頃である。

それで何時ミスラルをするか、誰々がミスラルをするかといふことが定まるとミスラルをするすべての者達は腹部にバカ(胴締め)をはめ、カケタン(頭目)の家の横にあるロコの中に入つて、五日の間ミツバイ(斷食)をなし、其處から外に出づることがないのである。ロコとは僅に一間に二間位の屋根の低い極く狭い小舎で、横に小さな窓が開いてゐる薄暗いものである。

この斷食の五日目をミトコルといつて、この日になると母達はモ(餅)を作つて持つて行き、その一片を窓から中へ投げ入れるのであるが、そのモを拾つた者はそれを喰ふ眞似をして、喰はずにそれを投捨てる。母達は一度其處を去つて、暫くして再びロコの外に来て、もう出るとすすめるのである。

六日目はミカツァウといつて、この日初めてロコの中で飯と肉とを食し、酒をのませられるのである。七日目はミフリリユウといつて、朝早く彼等は自分達のガガサワン(親族)の家を廻つて、一軒々々で御馳走になり、歸る時に餅とバラキース(古いクチュ、クチュとは豚の肚肉である)と蕪とを一つに縛つて土産に賣つて来る。この時はマトアサイのものが一緒に連れだつて廻つてくれるのである。

その時上級のスラルの者達は先きに河に行つてゐて、彼等の歸るのを待つてゐる。そして其處に新しくスラルに入つた者の全部が集ると、その中で一番年下の者が立つて、自分達のスラルの名は何々である

といつて、上級のものに報告をし、自分達も今からスラルに入ったのであるから、貴方達と一緒に働きたい、就いては如何なる場合にも必ず貴方達の命令に服従するといふ誓言をする。スラルの名稱はその前に彼等がミイツバイの五日の間に自分達で相談をして定めて置くのである。それに對しては、上級の者は君達のスラルの名前は承知したといふことだけがいはれるのであつて他は何事もいはれない。

この日はそれからミヤドツブ(鹿狩り)に行くのであるが、然しそれは眞似事だけで、本當に鹿狩りをするのではない。そしてこの新しいものの誓言に對して應答するものはミヤドツブにゆくスラル中の年長者である。

そして彼等は新しくスラルに入ったものの持ち歸つた貰ひ物の御馳走を食して後、バルグルガンに全部のものが行き、其處でマリコダが踊られるのである。やがてそれが終つて皆は家に歸り、新しくスラルに入つたものは再びバルグルガンに歸つて寝るのである。バルグルガンとは蕃社の祭を行ふ場所で、アダワン(集會所)の前をすぎて暫くにして左に曲ると空地があつて、その横にある二間に四間程の建物である。

八日目はカリコダアンといつて、この日は新しいスラルのものは、蕃社中のスラルのものの全部と共にカケタンの家に行つて、一日マリコダを踊るのである。マリコダは必ず家の中でなく、家の外で踊らなければならぬのである。(奇密社の頭目タアエは他の蕃社ではこの日から、即ちマリコダを皆と共に踊れば、

女の陰部に觸れても構はないのであるが、奇密社では決して女に觸れてはならないのであると附言した。九日目がバクランといつて、河狩りに行き、それでミスラルは終り、彼等はルブルブの階級に入るのである。

そして次のイシリンの六日目ミヤドツブの時に始めて彼等はカヤブ(前掛)を着ることを許されるのである。

加納^{カナラ}々社では普通四年目毎にミスラルが行はれることになつてゐるのであるが、蕃社も新しく、その人も少いので、大凡十人位も出来れば行ふやうである。

それでミスラルをすることが定まると、先きのルブルブの者階級は略々奇密社と同じく、唯アダワガイを加納社ではチツポアタイといひ、バビクダンが一級である)がイシリンの前日に新しくミスラルに入るものに、今度からルブルブになるのであるからと云つて、道路の修復、草取りに連れて行くのである。そしてイシリンの三日目ミブテックの日にカケタン(シリシナイであつて、バイシンノカケタンである)の家、即ちカコバに行つて上級のスラルのものが皆踊つてゐる中に入つて、マリコダを踊るのであるが、この時マリコダを踊れば最早彼等は立派なルブルブであつて、彼等のスラルが出来るのである。

このミブテックの日にはカケタンがバカントカワス即ちカワスを招いて酒を御馳走し、イリシンに入つてこの日始めて踊がおどられるのである。バビクダンより上級のものはカコバの中にて踊り、下級のもの

はカコバの外にて踊るのである。但しこの日は魚肉及び鶏肉はバイシンであつて食べない。

下勝灣社では四年目毎であるが、その前にカケタン、コモト等が集つてマソボット（役員會議）を開き、この年ミウイダンするものを定めるのである。ミウイダンする者、即ちバビウイダンされる者はイシリンの三日目にカコバの前庭に集るのである。そしてマリコダが踊られる時には先きのルブルプのものが各々一人宛新しくミウイダンするものと組になつて踊るのであるが、これから踊らうとする際に新しい者達は捕へられぬやうに逃げ散るのである。それを先きのルブルプの者達は跡を追つて一人宛アラン（引張る）して、再びカコバにつれ歸り、其處で一緒にマリコダが踊られ、新しき者達はバビウイダンされるのである。即ち仲間に入れられるのである。後に取り残されたものは自分で戻つて來るか、若しくは翌日になつて探し出されて一緒に踊らさせられるのである。

踊をおどらうといふ時に逃げ出すのがミウイダンすることを嫌つてであるか、若しくは故あつてであるか不明であるが、少くもそれが自分から入るといふよりも、バビウイダン、即ち取入れられるといふ形式を踏んでゐることが非常に面白く思はれるのである。

馬蘭社ではカブットに入る時には別に何事もない。それは寧ろパロガイになるときであつて、パカロガイを終れば、自然彼等はカバとなり、カブットを編成することとなるのである。パカロガイになるものはバコモル（他社のイリシン）の時であつて矢張り粟の收穫及び一期米（この地方は米の二期作をする）の收穫後で

あつて恰度八月頃のことであるが、バコムルの最初の二日をバナムノムといつて穀類の收穫を祝つて酒盛りが開かれ、酒をのむ日なのである。それで恰度バカロガイになる年頃のものはこの日蕃社を逃げだして山に隠れるのである。其處で彼等は竹にて箸と枕とを作つて用意する。それは見付け出されてスヴィー（集會所）につれて行かれた時に、上級のものの用に供する爲めのものである。次の三日間をミクシアイといつて社中のものが魚をとり、海に行くのであるが、海から歸つて各自の家で餅をつき、それを固くしてスヴィー（集會所）に持つてゆく。この時現にバカロガイであるもの達は先きに逃げて山に隠れた者達を探しに行き、見付け次第連れ歸つて、君達は今度からバカロガイになり、自分達はカバになるのであると申渡し、先きの餅を別け與へ、自分達も食べる。それからマリコダが踊られる。それはカバ以下バカロガイだけであつて、それより上のものは、彼等のマリコダを見乍ら酒盛りをつづけるのである。

第六日はミリリモといつて卑南街（今の台東街）に出かけて行つて朝から夜まで一日中踊る。其處で祝儀を貰つて来たものを翌日競技會をして皆に分けるのである。其の競争に加はるものはカバ以下バカロガイであつて、上級のものは入らないのが普通であるが、禁止してある譯ではなく加はりたいものは加つても差支はないのである。

第八日は蕃社のミリリモであつて、この日は蕃社内のマアガン（他社のチカワサイのことであつてメディシ

ンマンである)の家を一軒々々廻つて踊るのである。其處でも祝儀を貰ふのであるが、それは酒とバリモ(豚の肉)とである。この時スヴィーにはイシユビアイ達が待つてゐ、イサボガイの者達は各戸から魚を出させて、それをスヴィーに集めて来る。そして其の魚を食ひつくすまで、踊られるのである。

そして九日目から畑に出るのであるが、これでバコモルは終り、新しいバカロガイが出来るのである。

新しくバカロガイとなつたものはスヴィーに入り、上級のものと寢食を共にし、彼等の命令に絶対に服従し、如何なる苦しいことにもたえ、上級のものからのあらゆる訓練に鍛はれなければならぬのである。かうして五年間の修業を積んで、初めてカバとなり、新しく自分達のスラルを作ることを許されるのである。而して彼等のスラルの名稱は彼等自身が選定して名付ける。

下勝灣社、石坑社等の例によると、前年のイシリンの時に階級團體は作られたのであるが、その名稱は後から附せられるもののやうである。然しそれは私の調査の不行届きで、現在ではミウイダン、ミスラルを彼等のイリシンの時にやらすに、吾々の正月に行ふのかとも思はれるが、どうも兩社とも彼等のいふ意味がはつきりのみこみにくく、私は判断に苦しんでゐる。然し恐らく先きの意味であらうと思はれる。そして名稱はその後或る機會に與へらるるもののやうである。

前數例によつて見るにイニシエーション・セレモニーが行はれるのは本當にスラルに入り、カバになる場合にされるものと、さうではなく、未だスラルに入らず、バカロガイになる場合になされるものとの二

つがある。それはスラルの下にバカロガイのない場合とある場合との相違である。

この他には注意すべきやうな業も、セレモニーも行はれてゐない。海岸地方は如何なる理由か、殊に簡略にされてゐるが、イシリンの日に始めてマリコダが踊られるといふことはすべて共通の事實のやうである。

これにて略々アミ族のイニシエーション・セレモニーなるものの性質は了解することが出来ると思ふのであるが、これを要するに、私はアミ族のイニシエーション・セレモニーに就いて二つの見通すべからざるものがあると考へてゐるのである。

その一つは個人といふものを單位としてイニシエートされることは決してなく、必ずそれは團體を單位としてイニシエートされるといふことである。即ち彼等はミスラル、ミカブツト、ミウイダンするのであるが、それは何處までもミサスラルアイであり、ミサカブタイであり、ミサウイダンガイなのである。個人ではなくて、必ず共同連帯の一員なのである。同じスラルの者同志はイドウン仲間であつて、相互扶助の義務を有するのである。

次にそれは年齢といふことがイニシエーションの時期を決定し、イニシエートされるためには奉公の勞役といふことが必要とされ、あらゆる困難に堪えることが求められるだけで、他の何も求められないといふことである。仕拂ひといふやうなこともなければ、身體のある部分に傷害を與へるといふやう

なこともないといふことである。即ちその基本的なるものは團體的訓練と奉公の勤勞といふことの二つにすぎないのである。

四

上述するやうにアミ族の男子は或る期間の年齢に達するとイニシエーション・セレモニーを経て、必ず階級に取入れられるのである。そしてそれ等の階級は或る期間を隔てて編成された年齢による階級團體の先後の順序に従ひ、列次が定められるのである。それでその階級に取入れられた男子は自分の所屬するところの階級團體の一員として、階級の列次に従つてその階級に附帶せる職分を有することとなり、その職分を云ひ現はす名稱が彼等の地位を表示するのである。而して階級の列次の或る段階に區切りを附け、下の二つに分けて、それは勿論前例に示すやうに例外はあるが、大体に於て各社とも上をマトアサイ、下をカツバハとするのである。然しそれ等の名稱は階級團體に附せられる名稱でもなく、それはその階級團體を組織するものの階級の列次による個人の品性を現はす名稱なのである。

然し前例の示すやうに薄々社にカツバハの名稱はなく、太巴聖社、馬太鞍社にてはマトアサイとカツバハとの間にバビクランを挟み、石坑社にてはバカロガイノマトアサイを置き、馬蘭社にてはマリテガイな

る名稱はあるが、その下にミヒニガイ、ミルモロマイ、イバラウ^キライ、イバラダイ、イツ^アボガイ等の名稱があつて、それを品性の上から總稱する名稱を有たず、他社に於けるマトアサイ若しくはそれに相當する名稱を缺いてゐるのである。

右に就き、薄々社の場合ハカツバハであることに變りはない。大巴塾社、馬太鞍社の場合に於けるバビ克蘭は先きに記せるやうに、それは階級の列次によつて其の階級に附帶せる職分を云ひ現はしてゐるものであることは明かであつて、それは他社の場合と同じく取扱はれるべきものであつて、それは階級の列次によつて區別せられて、個人の品性を指し示すところのマトアサイ及びカツバハの名稱とは類を異にすべきである。次に石坑社に於けるバカロガイノマトアサイであるが、これは他に例を見ない特殊のものである。同社に於けるバカロガイノカツバハが未だワワであつてカツバでないと同様にバカロガイノマトアサイはマトアサイでないことは明かである。然しその下のカツバの中の第四級がマモノカツバであることから見ると、それをカツバであることも出来ないものである。然し恐らくそれは他社に於けるトロツノマトアサイと稱せられるものと同様のものではないかと考へられるが不明である。最後に馬蘭社の場合であるが、それは餘りに明かに階級の列次によつて階級に附帶せる職分を示す名稱であることは明かである。それは決して品性を表はす名稱ではない。イシユビアイとマリテガイは一は職分を表はし、他は品性を表はすやうに、前者と類を同じくするそれ等の名稱は明かに品性を表はす名稱でない事を語つてゐる。

而して彼等がマリテガイでないとするれば、カバであるかといふに、ミヒニガイの次下のカブツトがマmanoカバであることから見て、それはカバでないことも確かである。即ちそれは他社に於けるマトアサイか、若しくは矢張りマリテガイの中に含まれるか、その何れかでなければならぬと私には思はれるのである。

何れより上をマトアサイ、何れより下をカツバハとするか、それを何列目よりするかといふ事は各社によつて、各々異なるが、年齢の側からそれを見ると略々四十歳前後を以てカツバハとマトアサイとに別れてゐることが知られる。そしてこれ等の名稱は個人の品性を現はすものであるといふ事は私が今記した通りであるが、私はこれ等の名稱は或る列次と列次との間を境とし、それより下の階級はカツバハによつて組織され、それより上の階級はマトアサイによつて組織されるといふ、即ち組織するものの質を示すものであつて、組織されたものの形を示すものではないと私は見るのである。それでスラル及びカブツトの名稱は集團を區別する符號であり、階級の列次によつて附帯せられる名稱は役割であり、カツバハ及びマトアサイは成員の個人の品性を現はす名稱であると考ふるのである。

カツバハ及びマトアサイの名稱は所屬階級團體の階級の列次の高下によつて無論支配せられるのではあるけれども、階級團體としてではなしに、階級團體を組織する一個の成員としてカツバハたり、マトアサイたる資格を與へられ、その品性を表示してゐるのであると私はいふのである。尙、言葉を換へていへば未成年の男子ワツが丁年に達することによつて階級に取入れられ、階級團體の成員たることによつて初め

て丁年に達せるものなることを認められ、カッパハたる品性が備はるのである。そして更に階級の列次に上進することによつて、或る階段を昇ると、マトアサイたる品性が備はることになるのである。それ故如何に年齢の上にて丁年に達し、又高齢に達するとも、彼等が階級にとり入れられ、階級團體の成員でない限りはその資格は認められず、その品性は備はらないのである。それにもかかはらず、それ等の品性は階級そのものに附帯してゐるのではないといふのである。

私はこれで三種類の名稱の區別を明かにし、その持つ内容を明かにしたと考へる。

次に彼等の階級の列次による階級に附帯せる職分であるが、それは一般に下級のものに重く、上級のものになるに従つて軽くなるのである。そしてそれは勞力による勤務である。

先づそれらの重なるものを舉ぐると、蕃社内の道路の修復、草取り、橋梁の修理、集會所の修繕等、いやしくもそれが蕃社共同の生活に必要な勞役に對しては先づ最下級の階級團體のものがその勞役に従事しなければならぬのである。そして尙勞働力の不足する場合に次の階級の階級團體のものが出て、これを助け、若しくは指揮監督するのである。又今日ではそれらの蕃社の共同の勞務に服するばかりでなく彼等は義務苦力と稱して賦役の爲めに徴發に應じなければならぬ義務を蕃社そのものが負擔せしめられてゐるのである。それは有料であると、無料であるとを問はず、何人の苦力を必要とすると命令せられる場合には蕃社はその苦力を出さなければならぬのである。それは蕃社にとつては可成りの大きい負擔で

なければならぬのである。そしてこれ等の徴發に對して差し出さるるものは矢張り下級のものなのである。それは否應なしに彼等の蕃社の共同負擔として、その負擔を償却しなければならぬのである。

そればかりでなく、又鹿狩りであるとか河狩りであるとか蕃社の年中行事に際しても、最も多く働かせられ、最も少なく報ひられるのは階級の列次の高下に比例するのである。

唯その中に階級の列次のすすむに従つて勞役は減ぜられ、報ひられるところも多くなり、マトアサイの品性を得るに至つて殆ど全く勞役よりまぬかれ、報ひらるるものは益々多くなるのである。唯マトアサイとても日中は交代にその集會所に詰めて、蕃社の警戒、訪問者の應待等をなす義務からはのがれることは出来ないのである。

以上は一般的の事柄であつて、尙職分による階級の役割に就いて更に述べなければならぬのであるが、奇密社のルブルブ、チヨオベハイ、トクルル、アダワガイ、バヒクダン、下勝灣社のバカロガイ等就ては既に述べた通りであるから、今はそれを除くことにする。

石坑社にては未だスラルに入らざるもののバカロガイのある事は記せるところであるが、かかる場合のバカロガイは多く使ひ歩き、用達しを仕事とするものである。それは石坑社ばかりでなく他社の場合にも同様であつて、私が今年二月この地方に調査旅行に出かけた時に、途中にて豪雨に會ひ、夜に入つて眞暗くなつた時に加路蘭社から臺東への道を轎を擔つてくれたのがカツバハであつたが、松火を有つて先

達をしてくれたのはバカロガイの少年であつた。多くの努力を要する勞役に服せずにもその場合にはその手傳ひ、手助けするものがバカロガイの役目である。

石坑社にては尙トロッノカツバも亦バカロガイと同じ勤めをするだけだといはれてゐる。そして第二、三級のものが蕃社の勞役に服するのである。その事は下勝灣社にても同様である。又ママノカツバは下級の者を命令監督する役目を有つのである。

又トロッノマトアサイのあるところでは、彼等はマトアサイだけの會合の時に、普通のバカロガイやトロツのすることと同じことをしなければならぬのである。

私が納々社の集會所を尋ねた時に、集會所の前に茅の葉のカラツ（籠のやうなもの）が日蔭の木の下に置かれてあるのを見付けて、これは何かと尋ねた時に、それはトロッノマトアサイが上のマトアサイ達の爲めにトコ（田螺）をとつて入れて置くのだといつたが、彼等はかうして日中マトアサイ達が集會所に詰めてゐる時に、その常番を務めるものなのである。例の石坑社のバカロガイノマトアサイも亦同様である。

最後に私は馬蘭社の場合を記さうと思ふ。ミヒニガイとは普通の時には他の社から訪ねて来る客のある時に容に御馳走する役目で、酒、豚肉、飯等を探し廻つて集めてくるのが彼等の仕事である。而してその他の役目は普通の日にはなく、唯それはバコモルの最初の二日即ちバノムノムの際に於ける酒宴の席に於ける役割りである。そしてミヒニガイはバナーン（集會所の取着きの部屋）の入口の前に並び、ミルモロマ

イはバナーンの入口の中に坐はり、バナーンの奥がイルマ（部屋の名）であつて、バナーンとイルマとの横が宴會の席場になり、イツ、ボガイはイルマを脊にして坐はり、その眞向側にイバダライが坐り、その左バナーンの方に對つてイバラウ・ライが坐はるのである。この時イバラウ・ライは酒の酌をする役を務め、ミルモロマイはイツ、ボガイと呼ばれてその席にゆきイツ、ボ、ガイの代りに酒をのむのであるといはれるが、何故にこのバノムノムの時にかかることが行はれるのか、彼等の説明では私には解しがたいので、この役目に就いては充分の説明をするまでに至つてゐないのを残念に思ふのであるが、それが階級順による儀式の際に於ける格式を異にする役割を示すものであることだけは明かである。

次にカツバハ及びマトアサイの品性に就いてであるが、アミ族の男子はカツバハなることに依つて初めて、一本立の男子として認められるのであつて、それまではワワ、子供であつて、親がかりの者として未だ一人前の資格を認められず、蕃社の共同生活に對して未だそれに參與し、その負擔に應ずるだけの資格を認められないのである。それがスラル若しくはカプットに入ることによりミスラルアイ若しくはミカプタイとして初めてカツバハたる品性が備はり、一人前の社人として蕃社の共同生活に對して權利と義務とを生ずるのである。即ち蕃社の統治及び施設に關與する事が出来、蕃社會議に列席して發言の自由を得、蕃社の役員に推舉せられる資格を與へられ、又蕃社の祭事に參與し、その年中行事に參列することを許され、更に又婚姻の自由を與へられるのである。そしてそれと同時に彼等の階級の列次により職分に對する

義務を生じ、社人としてあらゆる蕃社の共同の責任を負担し、安寧秩序に對して責務を生じ、慣習制度による規律に服し、それを維持勵行するの義務を有するに至るのである。蕃社によつては煙草及び檳榔實等の嗜好品の喫嚼が初めて許される場合さへもあるが、然しそれは現在に於ては勵行せられてゐる例が殆どない。又服装に於ては今日に於ては殆ど元來の服制は崩れて見るべきものはないが、以前はカツバハることに依つて初めて正装をゆるされたのである。而して彼等がカツバハよりマトアサイに進めば、更に彼等は蕃社に於ける統治及び施設に對して、常に主要なる諮問機關となり、又蕃社の最高の役員に推擧される資格を與へられ、賦役より免かれ、常に社内の尊敬を受くるに至るのである。然し先きにも記せる如く彼等は尙日中は集會所にあつて蕃社の警戒に任じ、社内の安寧秩序、慣習制度に對して監督するの責務を帯ぶるのである。そして何事にまれ、蕃社に事ある場合には彼等は直ちに集會所に集合するのである。或る蕃社(石坑社)にて答へられたやうに彼等は集會所に「坐つてゐる人」なのである。何事かない限り、彼等は唯坐つてゐるにすぎないのである。彼等は實際に於て文字通り何事もしないのである。そして煙草を煙ゆらし無駄話に一日を費して家に歸るのである。然しそれだけで平和なる彼等の社會に於ては充分なのである。

私は調査の聽取り書きを作るために、馬太鞍社の頭目に私の宿まで來てもらつたことがあつたが、その歸りに頭目がマトアサイ達が集會所に集つて自分の用事はどんなことであつたかと、案じて待つてゐるか

ら土産に酒をくれといつたが、これなどは實によくマトアサイの勤めといふものを具體的に示してゐると思はれる。

アミ族の集會所とは Menhouse 若しくは Clubhouse のことであつて、同時に見張所、警戒所でもあるのである。その位置は蕃社への通路の入口であつて、蕃社への往復には誰しもその前を通らねばならぬ場所に建てられてあり、蕃社への重要な通路が二つ以上ある場合には、集會所の數も亦それと同數だけある譯である。馬蘭社の如きは平地の中央に居を占め、且つ大部落でもあるので七つの集會所を有つてゐる。然し多くの蕃社は主要なる道路を一方に作つてゐるので大概一つである。私の知れる限りに於ては現在二つの集會所を有つてゐるのは奇密社ばかりであつて、他は各社とも一つである。

集會所のことをタロワン（薄々社、納々社等）、スララタン（太巴壟社、馬太鞍社等）、アゲワン（奇密社、加納々社等）、カルマオツワン若しくはカツオボアン（下勝灣社）バラコアン（姑仔律社）、スヰー（馬稼海社以南の海岸地方の各社及び馬蘭社）等といはれるが、スララタンがスラルの者がゐる場所といふ意味以外には、私にはその意味は不分明である。

集會所の建物は、その大小は蕃社の大小によつて異なるが、長方形の建物であつて、通路に平行して長く、その前に廣場のあるのを普通とする。薄々社のもはその前庭に面せる側がすべて開けひろけられて

ゐるが、奇密社はそれと異なり、横に入口を有つてゐる。その他正面が壁になつてゐて、その中央に入口を有つものもあつて一様ではない。床は三方を竹若しくは茅を以て張り、入口からの通路を土間にせるものが普通であるが、入口からの通路を全部土間として兩側を床にせるものもあり、又薄々社の如くに四方を床張りにして外から直下になり、中央から何れかに寄つて壁に近く圍爐裡を切つたところもある。圍爐裡は勿論火を焚くに用ひられるのであるが、通路の土間も必要の場合には其處で火が燃やされるのである。

そして集會所は既に記せるやうに蕃社の中心であり、蕃社生活の中軸をなすものであつて、蕃社に於けるあらゆる會合は勿論のこと、あらゆる出來事は集會所を中心にして行はれ、決せられるのである。蕃社會議の議場でもあり、役員の協議所でもあり、蕃社への外からの訪問者の接待の場所でもあるのである。又彼等が鹿狩に又は河狩に出掛ける際には一先づ集會所に集合するのである。彼等が以前出軍をする場合にも、彼等が社人と袂を分つたのも其處であり、誼首して凱旋し祝捷の酒に酔つたのも其處であつたのである。

これ等は蕃社に何事がある時の集會所であるが、常の日には先きに記せるやうにマトアサイ達が順番に交代して集會所に集り、火事や盜賊や闖入者の警戒に當り、客あればそれを接待するのである。何かの用事にて蕃社を訪ねる時には集會所に行きさへすれば、すべての用事は殆ど達せられるのである。それはその

マトアサイ達がそれぞれ必要な手段を講じてくれる爲めである。そして夜はマトアサイ達と交代してカッパハ達が集るのである。未婚のカッパハ達はすべて寝泊りをし、兼ねて蕃社の警護に當るのである。彼等にとつて家は飯を食ひにゆくにすぎなく、其處には結婚せる夫婦と娘達と赤坊とだけがあるところなのである。それ故スラルに入らぬものでも既に十歳前後になれば、彼等は集會所に来て寝ぬる地方もある。又一度結婚せるものも妻に死別するが、離縁されると彼等は再び來つて集會所に宿泊するのである。尤も妻に死別せる場合に娘があつて、それが一家を主宰する者である時は、彼等はその家に留ることは出来るのである。

然しこれは多くの蕃社を通じての一般の場合であつて、各社によつてそのしきたりを異にする事は勿論である。薄々社にては日中交代に必ずしもマトアサイ達がそのタロアンに集らず、夜マトアサイ以下のもの達が寝泊りはするが、それはスラルに入つたものだけであつて、ワワは母家の外にある小舎に寝泊りしてゐるのである。然し何かの必要の時にはマトアサイは集會所に集つて來ることはすべて他社と同様である。又馬蘭社にてはバカロガイになつて初めてスヴィーに入るのであつて、それ以外は男子であつても入ることはないのである。石坑社の例ではトロツノカッパ以下のもの及び獨身者だけであつて、それ以上ものは泊らない。即ちトロツノカッパの間は義務として必ず集會所にゐなければならぬのである。

斯様に集會所はアミ族の男子にとつては切つても切れぬ關係にあるものであるが、女は絶対にバイシン

である。禁制である。蕃社によつては男子のゐない時に其處に入ることを咎めないとくもないではないが、男子のゐる時若しくは夜分に入出入することは絶対に禁止せられてゐる。

然し今日にては可成り制度が弛緩して、日中には女の近付くことのあるのを屢々見かけることがある。都歴社のやうにラガツァウの女達が蕃社の客人を接待する役目を有する處では、その必要の場合に彼女等がスヴィーに出入することは有り得ることであり、私が大馬窟社の集會所で晝飯をやつた時にも彼女等は飯の仕度を運んでくれた。然しそれが終れば彼女等は直ぐにその場を立ち去つてゆくのである。但し下勝灣社の時はそれはすべてカルマオツァンに集つてゐたマトアサイのみであつたし、掃叭社の時はそれはカツバハであつた。

五

次いで私はアミ族の統治組織に入るのであるが、現在の頭目制といふものは本來の彼等の制度ではないのである。それは清國時代、然かも光緒に入つてから後、その理蕃按撫の便宜の上から置かれたものであつて、我が領臺後それを踏襲して今日の頭目制といふものが確立したのである。然し蕃社の内部に於ては未だ在來の彼等の制度は残つてゐて一の自治體が組織せられてゐるのである。

私は又各社に於ける數個の例を擧げながらそれを説かうと思ふ。

薄々社に於てはバブルアイなるものがあつて、その自治體の首腦部をなしてゐる。バブルアイの選出は審社のマトアサイの中にてバブルアイたる資格を備ふると認められたものを協議の上にて定め、サカカイノバブルアイ即ち首席のバブルアイが改めて彼の許を訪ね、その就任を懇懇するのである。バブルアイたる資格とは兼々人望を擔ひ、話の上手な者（頭のよい者といふ事に相當する）で、心の正しいといふ事が條件とせられるのである。かかる條件を備へ、社事を托するに足ると思はるる者のある時は、バブルアイの數に定員といふことなく、幾人にも選出せられたのである。そしてそのバブルアイ達の中から更にサカカイノバブルアイが選ばれたのであるが、その選出は審社會議（マサオボコビナウラン）によつてされるのである。現在の頭目はいはばこのサカカイノバブルアイに相當するものであり、現に頭目たるものも殆ど大部分は各社のサカカイノバブルアイ（又はサカカイノコモト、サカカイノカケタン）である。現在にては地方の官吏がその選出を監督誘導するといふ事實はあるが、頭目の選出は各審社の公選によることになつてゐるのであるから、勢ひさうするのが當然ではあるのである。

尙バブルアイの下にララウツァンなるものがあつて、雜務をとり、下働きをなし、兼ねてバブルアイの見習をするのである。そして彼等はやがてバブルアイに選出せられる資格を作るのである。ララウツァンはマトアサイでなくとも、スラルに入れる者ならば選ばれることが出来るのである。

この外に各スラルにバブルアイヌスラルのあることは既に記した通りである。

バブルアイ及びラウツァンの者は日々朝夕二回タロアンに集つて日々の社事を協議し、仕事の割當てを定め、必要な場合にはラウツァンをしてバブルアイヌスラルにそれを傳ふるのである。それを更にバブルアイヌスラルは自分のスラルの者に傳へ、彼等の與へられたる任務に就くこととなるのである。

蕃社内の事項は特に重大なるものを除いてはすべてバブルアイ達の協議によつて決定せられるのである。その以前他蕃社との敵對關係のあつた頃に於ては對外事項はすべて蕃社會議の決議に待つたのである。そして何事によらず社内的事はすべて世話をするので、社人間の仲裁調停、又は訓戒慰撫等は彼等の任務なのである。

但し現在では頭目制が出来たので、薄々三社にてはバブルアイの選出といふことはなくなり、今は僅にその以前に選出せられた儘のバブルアイが薄々社に二人、里漏社に一人、荳蘭社に三人あるのみである。

太巴壘社にてはコモトなるものがあつて、その数は五六人であつて別に定員といふものはない。それ等はすべて蕃社會議（ルマウツ）の協議によつて選出せられるのである。同社にてはコモトたるものの被選資格はカツバにてもあると答へられたけれども、それは多少怪しいのである。勿論現在の副頭目ガロウは三十四歳であつて、スラルはマオアイに屬するものであるから、いふまでもなくカツバである。そして彼はコモトに選ばれ、副頭目になつてゐるのである。然しこれは彼の特殊の關係によるものであつて、原

則とすることは難いと思はれる點があるのである。然し現行の頭目選出の方法によつては免かれ難いことであるのであらう。

尙この外には唯各スラルにバブルアイが二人宛あるのみで、他の役員はゐないのであるが、ハビ克蘭の階級があつてそれを勤めることになるのである。即ち社事はコモト及びマトアサイ達の協議に待ち、その命を受けてハビ克蘭が下級のものを指揮命令するのである。

蕃社會議といふのは各スラルのもの全体にて、マトアサイ及びカツバの全体が集るのである。

馬太鞍社にてはバブルアイがあつて、定員は二人と定つてゐる。集會所に蕃社會議を開いて協議の上定めるのである。バブルアイとは彼等の言葉に従へば、蕃社中のことは何事によらず世話する人である。

同社には他には役員はなく、二人のバブルアイが社内のマトアサイ達の意見を聞いて社事を治め、その下にハビ克蘭カツバの階級があつて上下の連絡となり、カツバをして必要の任務に就かしめるのである。各スラルに二名宛のサコバガイがあつて、各スラルを代表し、各スラルの世話役であることは前に記せる通りで、他社とも同様である。サコバガイの選任は新しくスラルの編成せられる時に、それらの者達の中で能く働き、心の正しい、話の上手な者を兼ね、上級のもの達が日頃の働きを見て物色し、選任するのである。

下勝灣社にてはカケタンがあつて定員は一人とは定つてはゐないが、現在は一人である。その下に數人

のコモトがゐる。カケタンはマトアサイから、コモトはトクルル以上から選ばれる。選出の方法は他社と同様である。社事はカケタンに委任せられてるのであるが、獨斷にて行ふことはなく、マトアサイ達の意見をきいて定めるのである。又カケタンが直接に命令するといふことなく、必要の事項はすべてコモトをして傳達せしめるのである。尙各スラルに一人宛のカクレゲンノスラルのあることは既に記した通りであつて、その選出はスラル中から働きのある、心の正しい、話の上手な者が自然に推され、カケタンの承認を得て指命されるのである。

これ等の事は他社に於ても略々同様であるから、煩を除く爲めに省くこととするが、尙その名稱と選出せられる品性との資格を列記すると、

姑仔律社、カケタン、二人。ライサン、數人。共にマトアサイから選ばれる。

馬塚海社、カケタン、二人。ライサン、十人。共にマトアサイから。

石坑社、コモト、二三人。ミサカバハイノニヤロ、三人。共にマトアサイから。その下にミライサン約十人。カツバから。

僅那鹿角社、カケタン、二三人。タルコス、八人。ライサン、五人。共にマトアサイから。

都威社、カケタン、二三人。タルコス數人。カケタンはマトアサイから。

等にて以下都歴、大馬武窟、都鑾等皆大同小異である。

馬蘭社にてはカケター、四人。タルコス、一人である。同社にては蕃社會議の協議によつてカケターが選出せられるといふやうなことはなく、自力にてカケターたらんとするものが、かち得るのであるといはれる。若しも社内にそれ以上の實力を有するものない場合には、自然とその下に服従するに至るのであるとは同社のものいふところである。社事は四人のカケターの協議になり、彼等の命令はタルコスをして社中に傳へしめるのである。タルコスは布れ廻る役であつて、聲の大きい能くともるものがカケターから任命せられるのである。

上に述べるところに依つて略々蕃社の統治組織に就ては了解することが出来ると思ふのであるが、前節に於て述べるところと合せ考へて、マトアサイの位置といふものが如何に高いか知られると思ふ。自治體の首脳部であるバブルアイ、コモト、カケタン等の選出は（太巴聖社に例外はあるが）すべてマトアサイから出されるばかりでなく、その下位の役員の多くはマトアサイから選ばれてゐる事實を吾々は知るのである。そののみならず、マトアサイの意見といふものは常に尊重せられ、その諮問機關となつてゐるのである。

薄々社に於けるララウツマンの如き、下勝灣社に於けるコモト、石坑社に於けるミライサン、都威社に於けるタルコスの如く、カツバハより選出せられたるものがないではないが、それらは寧ろ傳令であり、連絡をとるものであり、下働きであるにすぎない。そしてそれらは奇密社、太巴聖社、馬太鞍社等に於け

るバビクラン階級の役目を帯ぶるものである。

私はこれ等の事實から考へて、アミ族の統治組織を老人の支配、即ちゲロントクラシー Gerontocracy であるとするのである。アミ族の間には老人による女子の獨占といふやうな事實は認める事は出来ないのであるが、少くも食物の獨占に近い事實は認められるのである。それは鹿狩、若しくは河狩の際に於て、その獲物の殆ど全部は老人達に捧げられるのである。

リヴァース(W. H. R. Rivers)がメラネシアのゲロントクラシーを論じて、老人へのイニシェーションの事實が其處では認められないが、成年へのイニシェーションの分布といふことが、メラネシアに於て、老人へのイニシェーションであつたであらうといふことを指摘してゐるが、私は石坑社に於けるバカロガイノマトアサイの存在はアミ族に於けるマトアサイへのイニシェーションではないかと考へる。又トロツノマトアサイも亦同様にそれではないかと考へられる。(W. H. R. Rivers, *The History of Melanesian Society*, Vol. II, P. 63.)

然し私は最後に奇密社に就いて述べなければならぬ。

奇密社にはサバルガウノカケタン(普通には單にカケタンと呼ばれてゐる)といふものが二人と、バブルアイノカケタン(普通には單にバブルアイと呼ばれてゐる)といふものが二人あるのである。サバルガウノカケタンはシリシナイノカケタン、バイシンノカケタンであつて、蕃社のバイシンに關し、祭事を司るものなのである。そしてバブルアイノカケタンは直接統治に當り、社事に携はるものなのである。

奇密社にては彼等の祖先と稱せられるタバンマストラとトマイマストラの直系を繼ぐものであると謂はれる二軒の家がある。そしてサバルガウノカケタンは代々それらの家の各から一人宛出て世襲するのである。佐山融吉氏の調査報告書によると、その家は男系を以て傳ふと報告せられてゐるが、それは矢張り女系なのである。然しサバルガウノカケタンの職を繼ぐ者は男子なのである。然しそれには現に例外があるので佐山氏は斯く報告せられたのではないかと考へる。それは現在の頭目ターエ（彼は佐山氏の調査せられた當時も、又現在も引續き頭目である。彼はもとサバルガウノカケタンであつたが、途中で罷めてその職を弟のモツォに譲つたのである。そして領臺後改めて頭目に選ばれたのである。現在のサバルガウノカケタンの一人は矢張りモツォなのである）が偶然他家に婿入りせず、自分の家に妻を迎へてゐるので、斯かる錯誤が起つたので、それは寧ろ變則なのである。それは後に述べる他社のシリシナイノカケタンの世襲に就いて考ふれば一層明かになる事である。而も現に彼の弟モツォは他家に婿入りしてサバルガウノカケタンを世襲してゐるのである。そしてそれが寧ろ正式のサバルガウノカケタンの世襲方法なのである。その世襲の方法は女系制である場合に必然に踏襲しなければならぬ方法であつて、その家柄の家に生れた男とても、それは原則として他家に婿入りなければ妻を有つことは出来ないものであるから、彼の男は他家に入る事になるのである。それ故その家柄の家には他家から男が入つてその間に生れた女子がその家を繼ぐのである。そしてその職はその家から他家へ婿入した男が繼ぐのである。然しその男が死んだ後は

その息子がのそ後を受けるのではなくて、それは一代限りでとどまり、その次は又更にその家に生れた男が他家に婿入りしながら又一代だけその職を襲ぐのである。かうして断えずその家の女系統を中心としてその家に生れた男が他家に婿入りしながら一代限り代々繼承して行くのである。

次にバブルアイノカケタンであるが、それは他社に於けるバブルアイ、コモト、カケタンと同じ性質のものであるが、奇密社に於ては他社と異なり、一般から選出せられるといふやうなことはなく、上記の二軒の家の一族の中から各々一人宛が、サバルガウノカケタンの委任を受けて命ぜられるのである。そしてサバルガウノカケタンは祭事のみに関係し、一般の社事は舉げてサバルアイノカケタンに任せられてゐるのである。

この奇密社の形式は現在の制度よりも更に古い制度を現はすものである。そしてそれは嘗てアミ族に祭政時代があり、ミサルガウノカケタンは蕃社の元首であつたことを偲ばせるものである。現に奇密社に於ては土地はカケタンの家のものであるといふ觀念すらも残つてゐる、カケタンの家に年貢が納められた事實も存するのである。

カケタンの家といふのは彼等にいはせると蕃社のバイシンのある家であつて、その家の入口、柱、棟木等には種々の彫刻がせられてある。それは主に男女の裸體の像と太陽とその他動物であるが、それは彼等の神マラタウの家族であつて、動物はそのマラタウの家に飼はれてゐるものだといはれる。又その外に衣

服の模様やマラタウの家の柱であるといふものが描かれ又は刻まれてゐる。(佐山氏蕃族調査報告書、太巴開社一五五頁、馬太鞍社二(二頁挿畫参照)但し奇密社にはこの彫刻は残つてゐない。そしてなほその家の前には必ずタタバタン(首棚)があつたのである。

又このサバルガウノカケタンが如何に神聖視されたかといふに、若しも蕃社のミサリシン(祭の時に、彼が加はる場合に雨の俄に降るやうなこともあれば、社人は直ちに小舎を作つてその中に入れ、決して穢すやうなことはしなかつたのである。又ミヤドツプにて山に行く時も自ら走らせ、山に登らしめるやうなことはさせず、社人は神の直裔としてこれを尊敬し、警護を怠らなかつたのである。かくしてサバルガウノカケタンは社事をバブルアイノカケタンに任せて、祭事の時のみ社人と相接して特殊の地位を占めてゐたのである。

バブルアイノカケタンは一般の協議によらず、サバルガウノカケタンの任命するところであるが、その執務に就いては蕃社のバブルアイ、コモト、カケタン等と變りはない。矢張りマトアサイの意見が聽かれもするし、又蕃社會議も行はれるのである。

然し現在に於ては迷信打破といふ理蕃方針の上からバイシンを廢すといふことが行はれ、サバルガウノカケタンの本來の職分は無くなつてしまつてゐるのである。そして彼等ほととゐたバイシンのあつた家へ去つて新しく家を建てて其處に移つてゐる。そして又現在では頭目がターエである外、副頭目にはそれら

の家と關係のないカツァウ・ボツ・エが選ばれ、サバルガオノカケタン、モツオは副頭目代理に、パブルアイノカケタン、マヤウは頭目代理となつてゐる。

サバルガウノカケタンのことを他の蕃社にてはシリシナイ(若しくはチリシナイ)のカケタン、又はマトカガイと稱せられて、新しい蕃社か又は小さい蕃社でない限りは、必ずどの蕃社にもあるのである。そしてそれはすべて世襲であつて、その世襲の方法は上に記したやうに、女系統を中心としてその家に生れた男が他家に婿入りしながら、その男の一代限り繼承し、代々に傳はるのである。そしてミサリシの時に、その家に來て祭を行ふのである。但し太巴壘社にては現在のシリシナイはその家に婿入りした男が承継いでゐるやうな例外もないのである。

然し如何なる理由によるか、奇密社以外の蕃社にてはパブルアイ、コモト、カケタンの選舉に少くも近き過去に於てはシリシナイが干渉するといふやうなことはなく、一般の協議に待つことになつたのである。然し恐らくは以前は奇密社の如くにその委任を受けて社事を見たものではなからうかと思はれる。兎に角私はこれ等の事眞の存するのを見て、彼等の間に祭政時代(Theocracy)のあつたことを信じ、古き過去に於いて元首の存在してゐたことを想像するものである。

然し私はサバルガウノカケタン、ミシリナイノカケタン、マトカガイの起原に就いてはよく解らない。アミ族の間に征服、被征服の事實、及びそれを裏付ける階級上の差別あることも今日では見ることは出來

ないし又秘密結社 (Secret Society) が存在してゐたと解すべき事實も未だ摺むことは出来ない。尤も審社にはシカワアサイ(又はチカワアサイ)若しくはマアガンと稱せられるマジシアンがあることは事實であるが今日ではそれが結社をなしてゐる事實は認めることは出来ないのである。然し若し秘密結社があつたとすれば、それではないかと思はれる。然しシリシナイとシカワアサイの關係が明かでない限り、私には今の所何事をも論斷することは出来ないのである。然し恐らくその何物かがあつたであらうことは想像されるのであるが、すべては今後の研究に待つほかはないのである。



蕃人統治の問題



蕃人の問題が今日全く閉却されてゐると迄は思はないが、然し今日の理蕃の實際が眞に蕃人を誘導開發するに足るかを疑ふと共に、又蕃人の存在が甚だしく輕視されてゐるのを私は見るのである。

臺灣全島の總人口から見れば所謂蕃人の人口數は僅かに十四萬に滿たぬ程の微々たるものであることは事實である。又彼等の多くが山間の僻地に社をなし、直接生産關係に縁遠いものであることも事實である。更に又彼等が一切の文化の程度に於て劣れることも事實である。そして間々蕃情不穩といふやうなことで世人を驚かすこと以外には、産業的にも思想的にも社會的な問題を今の處惹き起しさうにも思はれないのも亦事實である。

尙又現時に於ては積極的に討伐を敢行する程の必要もなく、唯アリマン・シケン、ラホアレ等の徒黨を除く他は殆んど全部歸順し、平穩無事といふ状態である。

其處で、たかが蕃人だ、この儘に放つて置いては大したことはないと考へられるのも一應は尤もかも知れない。平穩無事ですへあれば別に蕃人に對して期待をかけてゐないものにとつては、それは無理からぬ

事である。そして尙この考へ方は蕃地は大事だが、蕃人はどうでもよい、寧ろ邪魔だ位に思ふに至るのである。

私は世人の皆が皆まで斯様なる考へ方をしてゐるとは思はない。然し斯様なる考へ方を裏書きする言葉を私は現に屢々耳にするのである。そして尙又理蕃の現状は、これ等考へ方が行はれてゐるといふか若しくはこれ等の考へ方を裏付けてゐるといふか、一方に於ては誘導開發の實が揚らず、他方に於ては彼等の存在が甚だしく輕視せられてゐるやに私には見受けられてゐるのである。

私は先づたかが蕃人だ、放つて置いても大したことはないといふ考へ方を打破したいと思ふ。この考へ方の中には著しく輕侮の念と功利的な觀念とがふくまれてゐる。

何を以て蕃人を輕侮するか、先づそれを考へてみたい。然しいくら考へても文化の程度が低いといふ以外に彼等を輕侮すべき何物もない事は、斯様なる考へ方の持主自身すらが肯定する處であると信ずる。然し人間の價値は決して文化的價値に依つて定まるものではない。文化的價値も一つの價値ではある。然しそれは價値の全体ではない。果して人間は文化價値にのみ依據して吾々の生活を營むことが出来るか。殊に集團の社會生活を營むことが出来るか。寧ろ文化的價値に依據することの害毒が今日の社會生活の不安を持ち來したのではないか。

蕃人には文化的價値は求むべくもない。然し彼等には集團の生活に訓練せられたる社會性がある。徳操

がある。彼等には吾々が頭を下け愧ぢなければならぬ純粹無垢なる徳性がある。「蕃人は可愛い、あんな純良質朴なる人間を見たことがない。」「あんなに辛棒強い勤勉なる人間を知らない」とは前記の如き考への持主でありながらも、蕃人に接した程の人は恐らくすべてがすべてまで口にする言葉である。實際蕃人位嘘をいふことに臆病なる人間はゐない。彼等とても隠し事を爲し嘘を吐かないではないが、彼等は必ず何時かは自らその虚偽のつぐなひを求め、必ずその清算をせすにはゐないのである。

彼等とても人間である。それ故すべての徳性を彼等に求めようとすることは不可能であるのはいふまでもないことである。然しその信仰に忠實であり、行爲に虚偽を許さず、共同の生活に對して責任を重んじ果敢にして回避的ならざる、これ決して吾々の遠く及ぶところではないのである。彼等にこそ吾々は學ぶべき多くのものを見出すのである。

然も彼等は種族的體質的に劣等なるものでもなければ、又萎靡沈滞した所謂退化種族ではなくして教化誘導してその道を得るならば、前途に多くの期待をかけ得る優秀なる體質の持主である。現在に於ては彼等は餘りに知的の教養と訓練とからはなれてゐるが故に、頭腦の發達に缺陷がないとは云へない。然しそれは訓練によつて充分に回復し得るものである。現にそれ等の例證は枚擧にいとまない程に私の擧げ得るところである。

功利的の觀念に至つては正に唾棄すべきであるが、社會の實際は功利を抜きにしては何事も爲すを得ず

政治の目的も功利を除外する能はずとすれば、私はこの點についても一言せずにはゐられない。

私はこれに就いては唯次の事をいふだけでよい。東部臺灣の開発であるとか、蕃地の開發であるとかいふ事は常に臺灣に於ては問題とされてゐる。そしてそれはやらねばならぬことである。それには種々の條件が備らなければならぬことは勿論であるが、その場合に誰の協力に俟たねはならぬか、何處に勞働の給付を求むべきか。私は蕃人を除いては他に全くないと信ずるものである。現に東部臺灣に於ては製糖事業に、土木工事に彼等の協力による處多いではないか。

私は臺灣といふ實情に照し合せて、東部臺灣にしろ、蕃地にしろその開發のために眞の協力者を求めんとするならば、蕃人を措いては他にないと信ずるものである。それが爲に蕃人十四萬の数は僅かではあるが、それを生かさして使ふならば、決して十四萬の勞働力は尠しとしないのである。尙私の附言したいことは東部臺灣及び蕃地はこれをすべて蕃人の手に委すべきであると主張するのである。それは彼等の將來の發展の爲にこれ等の地方は彼等の爲に保有せらるべきものであると私はいひたいのである。

私は蕃人なるものが輕侮せらるべき理由もなく、又功利的な立場に立つとしても決して無用なものでないことを強く主張したのである。斯くて私はこの儘に放置して置くことを大したことであるとするものなのである。

勿論今日まで蕃社は放置されてはゐなかつた。理蕃の種々なる施設の行はれたことはいふまでもない。

そしてその標語が誘導開發といふ處に置かれたことも明かである。然し私の云はんとする處はその誘導開發に満足が出来ないといふことなのである。換言すれば、誘導開發に根據がなく、又目標がないといふ事であり、同時にそれが輕視され、本氣でなかつたといふのである。

根據がないとは彼等の生活に對する理解がないといふことである。殊に彼等の集團生活そのものを理解してゐないことである。信仰なり、慣習なり、制度なりが持つ社會的意義を無視してゐるのである。従つてその目標の失はれるのは當然である。誘導は寧ろ破壊である。産業の開發、それは望まじきことである。然し彼等の生活に基礎を置かない産業の獎勵は彼等の集團生活の破綻である。彼等の集團は未だ分化分裂の行はれない自主の共同生活體である。誘導開發の目標は何處までもこの自治體の完全なる發達であり、福利の目標を個人に置かす何處までも集團の生活そのものに置かすなければならないのであつたのである。何故ならば彼等には集團あるが故に生活があるのである。それにもかゝらず彼等を個人の自由競争の舞臺に追ひやるが如きは全く彼等を殺すことである。

彼等は文明人がとうに置き忘れてしまつて今更に戀しがつてゐる集團の生活を未だに有つてゐるのである。何が故に彼等を追ひやつて吾々の苦しみをも更になめさせようとするのか。

輕視されてゐるとは、蕃地に對する總ての施設が二の次にされてゐるといふことである。當面の問題として考へられてゐないといふことである。蕃地のことを口にするのは好事者の閑事業とされてゐること

ある。理蕃に必須なる調査は何事も殆どなされてゐないといふことである。これ本氣でないといふ所以である。

第一線に立つ蕃地の警察官吏の常に苦痛を感じる處のものは上司の方針の不確定であり、朝令暮改であるとせられる。然もその蕃務機關の統一の失はれてゐることは、更に實務に當る者をして呆然たらしめてゐるのが現在の理蕃の有様である。

忠實にして熱心なる蕃務官を私は蕃地に於て目撃し、涙の下ることさへあるのである。然し彼等は何を爲すべきかを知らないのである。又知つてもこれを行ふことが出来ないのである。蕃人に對して全く無經驗にして無理解なる上司の命令が彼等をして何を爲すべきかを知らざらしめてゐるのである。

私はこれ等の不都合を除く最初歩みとして先づ理蕃機關を統一し、調査機關を具備せしめ、統一ある用意を以て蕃務官吏を指導し、以て蕃人の誘導開發は初めて行はるゝものであるとなすものである。いふところの理蕃機關の統一とはすべて理蕃事務を一系統の機關に配列することであるが、現在の州、郡等に附屬する制度を全廢して、理蕃關係のすべての機關を地方官廳より獨立せしめ、總督府に直屬する一系統の機關たらしめよといふのである。

斯くするに非ずんば決して理蕃の成績は百年河清を待つとも擧がるものではないことを私は確信するものである。

尙附言したいことは今日の理蕃の實際に於ては外形的の誘導開發に重きが置かれて、少しも實質的の誘導開發が行はれてないことであり、又當事者が功名を競ふ結果として眼前のことにとらはれ、永久的の施設が行はれないことである。仕事を爲すことは事務擔當者として望ましき事であるが、前任者の事業を中絶し若しくは破壊し、尙自己の事業を後繼するものを求め得ざるが如き仕事は決して賞讃すべきでないのみか、殊に未開人に對する事業たるに於て彼等の心證を害し、彼等の精神を毒するものである。

これ一般の通弊ではあるが、若しも理蕃機關の統一にして完全ならば、斯くの如きことを防止するはいと易いのである。

然しそれ等の弊害を除いても尙蕃人の生活を理解せぬ限り、一切の施設が外形的となり、實質的に誘導開發の實があがらないのは當然である。外形が外形にとゞまれば未だ幸である。然し外形が却つて實質をそこねる場合は外形的施設ほど恐ろしきものはない。

以下私は理蕃の實際問題を取扱ひつゝ尙數言を費したいと思ふ。

先づ蕃童の教育に就いていふならば、第一に劃一主義的教育を廢し、各蕃社の實際生活に適合する實務教育を施すこと及び就學年齢を高めることが必要であるとする。

すべての知識の根本であるべき數へること、讀むこと、即ち算術と讀方とに教課目の主力を注ぐことはいふまでもないことであるが、今の處それは彼等の實用を滿たす程度に於て充分であつて高きを望む必要

は更にはないのである。算術は加減乗除、而かも乗除は二桁のものにて足りる。讀み方は極く普通のものである。理解し、自分の日常の用事を書き現はせる程度にて充分なのである。それ以上の事は望むのが無理であり又必要としないのである。唯蕃地の知的教育に就いて望むところはこれだけに過ぎないにも拘らず、實際に於ては實質的にこれだけのものが充分に與へられ、教へ込まれてないのである。そして唯外形的な點のみが先走つてゐるのである。不必要なる數計算、無駄なる字句の解釋などは全く餘計なことである。

その他に蕃地の教育所にも遊戯、體操、唱歌といふやうなものがある。それは決して悪からう筈はないが現在の蕃地の事情にあつては飽迄餘戲であらねばならぬと考へる。處がこれ等の餘戲が主客顛倒してゐる場合を動よともすると見受けられるのである。そして學藝會、運動會といふやうな見てくれ式のものに力瘤が入れられてゐて肝心なことは忘れられてゐるのである。斯くの如き競争が各教育所間に行はれる結果は兒童は地道な教育を欲しなくなり、華美な事柄を好むやうになるのは當然である。

假令、某教育所の如き大官の巡視、内地よりの視察者の見物の際に必ず臺灣名物の一つのやうに心得られて參觀するのであるが、寧ろ過られたる教育の標本である。心ある人達はこれを猿芝居と稱してゐるが眞に然りである。あれでは全く兒童は見世物である。見世物の爲の教育である。私も一度參觀したのであるが、あゝでは餘りに兒童が可哀相だと思つたにすぎない。彼等は自分の爲にはない、他人の爲に見せられるやうに教育されてゐるのである。その習つたことがどれ程彼等の爲に役立つかといふ事が考へら

れるよりも、どうすれば見物人を感心せしめるか、喜ばすことが出来るかといふことばかりが考へられてゐる、そして斷えずその爲に練習が繰返されてゐるのである。斯くの如き結果は兒童にだつて地道な考へへの持てなくなるのは當然である。兒童心理を害ねるこれより甚だしいものはないと私は信ずる。殊にあの様に見物人が多くては年中學藝會気分——學藝會必ずしも悪くはないが、それは往々にして見てくれ式である——がぬけず、然も出し物は同じなのである。猿芝居と評せられるのも致し方ない事である。あのいたいけな純良なる兒童を見てゐると寧ろ涙ぐみたくなるほどである。又視察者に蕃地の兒童といふものはこんなにも進んでゐる、開けてゐるものかと思はせたら大きな誤りである。某教育所の如きは他の教育所に比較するならば、その設備に於て經費に於て數段の差額があるのである。某教育所を視察せる者をして蕃地の教育とはこんなものかと思はすとすれば、それは欺瞞である。その他の多くの教育所は用ふべき教材もなく、それを購入すべき費用さへもない有様なのである。

一體蕃社に於ては何といつても現在最も必要なことは衣食住の中にて食といふことなのである。それは自ら耕すことによつて得るか、若しくは他の物を以て食に換へるかするしかないのである。處が彼等には未だくその力に乏しいのである。又自ら耕すにしろ最早耕すべき土地を求め得ない處さへも多いのである。食に換ふるべき何物かを作り出す術を有たないものが多いのである。この點に於てこそ指導すべき事柄は澤山にあるのである。

又、蕃人の兒童は教育所を終れば直ちに彼等の家人と共に生産に従事しなければならないのである。蕃人が教育に期待するところのものは幾分にも生産能力を増進することではなければならないのである。それには農業なり、手工業なりの彼等の生活に直接關係の深いものを充分に教ふべき筈であると心付くのが常識あるもの、判断である。勿論蕃地に於ては現在にてもそれ〴〵授産の道は講じられてはゐる。然しそれが兒童の教育と相俟つて行はれなければ無駄である。そしてその授産は一律的ではなしにそれ〴〵の蕃社に適當したものが與へられなければならないと同様に、兒童に對しても各教育所に依つてその卒業後直接生産に役立つところの技術を修得せしむべき筈なのである。

學藝會である、運動會である、やれ遊戯、やれ唱歌といつてゐたならば教育所の四年は永くはないかも知れない。然し若し眞に教ふるものを選択し、眞面目に教育を行ふならば蕃地に於ける四年の教育は決して短しとしないのである。今の蕃地の生活の程度に於ては知的方面にしる實務的方面にしる充分なる効果を擧げ得ることが出来るのである。

農業といふことは今でもその教課目の中に入つてゐることは事實である。それは農業と一概にいはなくともよい。唯それ〴〵蕃社の情況をよく調査した上で必要なるものを課し、それに主力を注ぐことが大事なのである。今では農業といふと畑のことだけが考へられてゐるが、決してそれだけではないのである。

現在に於ける授産の仕方は動〴〵ともすると一律的模倣的であつて何處其處の蕃社では養蠶を始めた、そ

れでは此方でもやらう。やれ彼處では蜜柑を植えた、それでは此處でもといふやうに何等よりどこがな
い有様であるから、少しも土地の事情などは調査せずし殆んど思付きの儘である。それがために蕃人には
信を失ひ、無駄な経費と努力とを消盡せしむる結果にしかならなくのである。そのやうなことが現在に於
ては教育所に於ても同様に繰返されてゐるのである。

茲で私の云はんと欲する處はその弊を除くと共に、教育所はその蕃社に必要な生産に關する簡易技術
者養成所でなければならぬといふ事である。それが目下の蕃地に於ける教育所の任務であると同時に、
蕃人もさうなつてこそ教育所に大きな期待を有ち、喜んで兒童を就學せしむるやうになるのである。

次に蕃地の教育といふことは、教育するものと教育されるものとの生活様式が異なるのであるから、教育
するものは餘程細心の注意を拂はなければならぬのである。處が何處の教育者にも有り勝な弊害として
教育者自身の生活を強ひんとするものであるが、今日の蕃人に教育者と同じ生活を強ひんとするのは、全
く無意味であるばかりか寧ろ害毒である。生活様式が同一であればこそ意味を爲すものを、全然生活様式
を異にするものに與へたところでそれが何になるか、その生活様式と調和しないところのものは要するに
邪魔になり、障害になるだけである。それは蕃社といふ一の共同生活體の平和を亂し、それを混亂に陥い
らしむる結果ともなるのである。蕃地の教育は生活そのものの向上を待つと共に、被教育者そのものの生
活に即したものを與ふべきである。斯かるものを與へてこそ始めて教育の効果があり、従つて生活そのも

のの向上が出来るのである。生活様式の改善をいくら外形的に計つたとて決して生活そのものは向上するものではない。寧ろ低落するとさへ思はれるのである。

私は蕃社を歩いてゐて、時々所々の駐在所や教育所の職員から自慢話として種々なことをきかされるのであるが、寧ろ寒心すべきことだと思はれることが多いのである。何故ならばその事實の多くは外形的な事柄に過ぎないからである。處がその外形的な事柄が外形の儘で留つてくれるならば未だ幸であるが、それが實質的には良きものを破壊してゐるのであるから、私は寒心せざるを得ないのである。

又ある所では教育所の四ヶ年の努力は何もならない。教育所から出てしまへば何も彼も忘れてしまつて何一つ覚えてゐない、蕃人の教育なんて駄目ですといふ自暴的な言葉を實際教育の任に當つてゐる人達から聞くのである。實際教育する者の身にとつても四年の年月は決して短くはない。それにも拘らずその努力が報いられないとしたら、本當にそれは餘りに惨めなことであり、自暴的になるのも致方がないと思はれる。

然しそれは罪は蕃人にはなくて現在の教育の施設及び方針にあるのである。上記の如き言葉は決して一部の不忠實なる人達によつて云はれるのではなく、眞面目にて熱心なる擔當者から云はれるのである。蕃地の教育といふことをもう少しどうかしてくれなければ到底駄目です、やつても役に立ちません、といふのである。

要するにそれは與へても何の役にも立たぬものを與へようとし、求め得べからざるものを求めようとするからである。然かもそれは對手方を満足せしめようとするものではなしに、自分が満足を求めようとしてゐるのである。そしてその結果は實質的にどうであらうと、外形的の變化を以て事成れりとなすに至るのである。

次に就學年齢であるが、在來は内地と同様に滿六歳であつたが、一昨年度から滿七歳に改めたとの事であるが、それでも未だ今日の蕃人の實際では早過ぎるのである。頭腦及び體質の發達がおかれてゐるばかりでなく、周圍の教養の點からいつてもそれは未だ無理である。内地に於ては學校から歸つても、家庭は相應にその補充をなすことが出来る。然も言語は同一である。然るに蕃地にあつては教育所と家庭とは全然聯絡なく、兒童にとつては兩者は全く因も縁もない別個の存在である。教育所にて聞く言葉と家庭にて話す言葉とは異り、教育所にて教へられたることは、當人にとつても父兄にとつても全く新規なことである。或る程度の準備と補充とのある内地の兒童ですらも、滿六歳からの教育には、可成りの困難があるのである。ましてそれらの全部を缺く蕃人に於ては滿七歳とするも決して満足ではない。

私は蕃童に充分に効果ある教育を行はうとするには、兒童の發育の状態を考查して滿八歳若しくは滿九歳の時分に就學せしむるのが適當であると考へる。何故ならば地方にもよることではあるが、蕃童の發育の狀態を見るに、彼等は滿八九歳の交に於て突然發育上に飛躍を示すのが普通である。それまでは全く虫

の様であつたものが、俄に動き出して來るのである。教育は斯様な機會を捉ふることが大切であると私は信じてゐる。

就學年齢を引き上げることに私はにはなほ一つの理由があるのである。それは少年保護の意味に於ける理由である。蕃人の父兄は子弟が教育所に行つてゐる間は子供と看做して置くが、教育所を終つたとなれば、最早子供のやうにはさせて置かず、一人前の働き手として勞働に就かしむるのである。それは可成りの激しい勞働である。一体に蕃人の成長年齢が割合に低いのは他にも原因のあることではあるが、過勞といふことも一つの原因である。彼等の青少年期の過勞は蕃人をして早老ならしめてゐることは疑ひない事實である。この意味に於て私は相當年齢に達するまで教育所に入れて置くことが、保健上からも意義あることを信ずるのである。

次に教育者の人選と養成とである。これは今日に於ては全くその途がないのである。現在の如き警察官の一部を以てこれに當つるの方法は決して永續せしむべきものではない。今日の如き現状にては決して成績の擧がるものではない。その事は教育所擔當者ばかりでなく蕃社勤務の警察官に就いても同様である。

一体蕃地の警察官なるものは、殆んど平地の警察官とはその仕事の性質を異にしてゐるのであるから、その養成の最初から平地の警察官の養成所からこれを分離し、蕃地駐在者のために特別な養成機關を設くるの必要があると私は信ずる。

蕃地の教育者の養成も亦それに合せて行はしめればよいのである。教育擔當者には兒童教育といふ特別な資格を必要とするも、尙蕃地に駐在する限りは教育擔當者に非ざるものも亦誘導開發といふ任務を帯び、蕃社擔當といひ教育所擔當といひ、その仕事の性質は共通なのであるから、これを一括して養成することが出来ると考へられるのである。少くも現在の師範學校教育並に教習所教育にそれを求めんとすることは全く不可能である。

次に信仰の問題である。

蕃社といふ彼等の共同團體は何によつて中心の維持を得て來たか。彼等の徳性の依つて生じた處は何か。これ全く彼等の信仰の然らしむる處である。

彼等の信仰は幼稚である。然しながら幼稚ながらに依りどころはあるのである。然も彼等の信仰は彼等の一切の行爲を支配する威力を有ち、彼等にとつてはそれが道徳の唯一源泉であるのである。

信仰には不可解なるものの存し、奇怪なるものの附隨するのは當然である。然しその信仰は永い間の體驗が産み、且つ教へたところのものであり、それはその共同生活體の發達と共に成長發達し來つたものである。彼等の生活にとつては決して無意味なものではないのである。

信仰なるものはそれが如何なる進歩せる信仰にせよ、その信仰を有せざるものにとつては無意味であるに相違ない。ひとりそれが未開人の信仰に限つたものではない。唯信仰はその人の生活に根を下すことに

依つてのみ力を生ずるのである。

文明社會に於ては最早共通の信仰といふことは求むべくもない。宗教が重大なる社會性を帶ぶることがなくなつたと同時に、信仰は全く個人的のものになつてしまつたのである。今日吾々の社會は何等の信仰なしに大きい顔をして生活することが出来るのである。又各々信仰ある者も異なる信仰の下に社會生活を享受してゆくことが出来るのである。

然し未開人種の間にはそれは許されないのである。信仰は彼等の社會生活の唯一條件であらねばならないのである。彼等は共通なる信仰の下に於てのみ共同の生活を維持してゐるのである。信仰なしに彼等の生活はなく、信仰といふ中心がなければ彼等の社會生活は成立たないのである。そしてその信仰は彼等と彼等の祖先とが生み、その信仰に依つて育まれて來たのである。借りたものでもなければ貰つたものでもないのである。唯彼等の生活と體驗とが産み出したものである。彼等にとつてそれは命であり、力であるのである。

然るに蕃地に於ては迷信打破といふことがいはれ、それが行はれんとしてゐるのである。迷信とは何を指していふのか。私には全く解答に苦しむものである。勿論彼等の信仰には吾々に不思議に思はれるものもある、可笑しいものもある。だがそれは獨り蕃人の信仰に限つたことでないことは前にも述べた通りである。

次にその所謂迷信を打破してどうしようとするのか、何の爲めに所謂迷信を打破しようとするのか。彼等からその信仰を奪ふことは彼等から何を奪ふことになるか、それを果して考へてゐるのであらうか。

審人を治むるものも、教ふるものも、また研究するものも先づ自分の色眼鏡を捨てなければならぬ。そして彼等の生活に沈潜して深く彼等の信仰を思つて見るがよい。決してこんな暴舉はなし得ない筈である。

彼等の長上の命令によく服従し、共同の生活に對する行爲に責任を感じ、隠れて邪しなことをせず、嘘言を吐かず、勇氣を好むのは何によつて然るか。又彼等が彼等の行動を肯定し、生活に安定してゐるのは何によつて然るか。すべてこれ彼等の信仰の然らしむる處ではないか。性的犯罪が最大の罪惡と認められるのは、彼等の信仰によるのではないか。

然もそれらの信仰は各人個々別々に切り離されたものではなく、一個の人間の不信は直ちに彼等の共同生活體にとつての不信となるのである。信仰は徒に自己の爲めのものではなく、それは常に共同生活體の爲めのものである。信仰は自己の福利を願ふものではなくつて、彼等の共同生活體の繁榮と幸福を祈願するに出でた貴き體験の結果なのである。かゝる信仰に導かれて彼等はその共同生活體を維持發達せしめて來たのである。それ故この信仰なしには個人としては共同生活體の一員たるの資格を缺き、共同生活體としてはこの信仰がなければ解體自滅するしかなかつたのである。

この彼等の信仰を奪ひ取つて代りに何を與へようとするのか。迷信を打破して、敬神の風を起し、國民思想を涵養するといふことが云はれる。然しそれは今日の蕃地に於ては餘りに抽象的の論議にすぎない。信仰といふものは、左程に容易に血となり肉となるものではない。それは自ら求むるの心あつてすら然りである。まして外部の強制によつては決して彼等の道德の根源となり、感激の源泉となるものではない。信仰的形式は學ばせることは出来る。然し信仰の内容は教へたゞけでは入らない。それは生きた體驗なしには決して力となるものではない。そして強ひられたる信仰の形式化位危険なものはない。

理蕃の現状から見たこの方面のやり方は、全く信仰の形式化を喜んでるとしか思はれない。彼等は何といつても幼稚である。日本人とさへ見れば彼等より數段かけちがつた優秀なる人間であると認めてゐる。それ故彼等の信仰を迷信であるとけなし去り、打破しようとするれば、それは容易なことであるかも知れない。然しそれには何かを彼等に與へなければならぬ。而もその信仰が個人を満足せしむると同時に、共同生活體そのものと同一なる信仰を與へなければならぬのである。これなくして他人の信仰を破り、それを奪ひ去るは正に罪惡である。

敬神の風といふ。然し蕃地に神社を建立し蕃社の祭に代ふるに神社の祭事を營んだからといつて、決して敬神の念は起るものではない。而もその神様は今迄彼等には因も縁もなかつた神様である。共に喜んだこともなければ、苦しんだこともない神様である。彼等に親しみが持つてよう筈がないのである。

それならば日本人自身が彼等の新しき信仰の對象となり、親となり得るか。然しそれが出来るか。誰がいはひ得るか。いくら厚顔を以てしても、日本人が、蕃地にある警察官が信仰の實體として彼等の前に立ち得るとはいひ得ないであらう。

それにも拘らず訓令なるものは頻りに蕃地の駐在所に向つて、迷信を打破せよ、風俗を改良せよ、と要求する。然し生活と調和しない教育が邪魔物であるやうに、生活に根據を置かない信仰と風俗とはその生活を破壊し、それを紊亂するに過ぎない。

假令、蕃人に日本服を着せた處で何になるか、彼等には安閑として家に寝轉んでゐる餘裕はないのである。毎日激しき勞働に服してゐるのである。勞働服として日本服が適してゐないことは日本人自身が既に認めてゐるところである。二重生活といふことが能くいはれるが、蕃地に於ては全くその二重生活が乏しい生活程度の彼等の間に行はれてゐるのである。中には白粉をぬり、日本服で長裾の儘畑に行く娘達へも見受けるのである。これが何の爲めの風俗改良であらうか。

蕃衣が保健のためによくないといふことがいはれる。これは一應も二應も考へなければならぬことであるが、日本服かといふことにはならない。衣服といふものは斯くの如く單純に決めることの出来ないものである。着物を着てゐるよりは裸體でゐることの方がよいこともあるのである。日本服必ずしもよくなく、蕃衣必ずしも排斥すべきものではない。それは種々調査考察した上にて決しなければならぬこ

とである。そのことは所謂改良蕃屋なるものに就いても云はれることである。

私をして云はしむるならば、これ等の事に積極的な努力を拂ふ前に、蕃地にはまだくしなければならぬ仕事は澤山にある。信仰とか風俗とかいふことこそ、その儘に放置して置くべきものである。それは彼等自身の生活内容が發達し、生活様式が變化して來れば、自づと信仰も風俗も彼等の要求する新しきものを産み、又作り出して來るのである。人間の生活といふものは當然にして必然なる過程をふまなければ、決して生活内容も發達せず、生活様式も變化するものではないのである。生活内容の發達せぬ限り、生活様式の變化せぬ限り、生活そのものが必然に産み、必然に要求した信仰風俗が變らう筈はない。變つたとしたらそれは附け焼刃にすぎず、借り物にすぎないのである。そのことの爲めに却て生活内容は墮落し、生活様式は混亂するばかりである。

それ故に私は先づ生活内容に培ひ、生活様式に油を注ぐ爲めに、前に述ぶるやうな教育と授産とをすることが最も大事だといふのである。實質的にその生活をよくせずして何を求むることが出来るか。

現在の如き理蕃のやり方は徒に蕃人をして岐路に迷はしむるばかりか、彼等の共同生活體を破壊し去り、蕃人個人をして世の賤民若しくは敗殘者として死に導くにすぎないのである。

尙蕃地には彼等の信仰に附隨した年中行事の祭が多いのである。都會人ですらがいろいろと理由を附けてお祭騒ぎをし、年中行事は減らすよりも殖すことを好んでゐるのである。まして年中一日として休む間

もなく、營々として働いてゐる彼等である。年に幾度かの祭を充分に行ひ、それを樂しみたいのは當然過ぎる程當然である。然もその祭には一々必ず信仰的依據があるのである。その祭すらがこの頃では駐在所及び派出所の干渉を受けるのである。その祭日の決定に就いて、度数及び日數に就いて、信仰の對象に就いて干渉が行はれるのである。それは日取りにしろ、日數にしろ、度数にしろすべてが彼等の信仰の具體化なのである。敬神の念は寧ろかゝる點に於てこそ却つて破られてゐるのである。

のびくとした平和な蕃社が、年一年味も素氣もない干乾びたものになりつゝ行つたならば、一休蕃人はどうならうといふのだらう。彼等にも樂しみもなければならず、慰安もなければならぬ筈である。

善きにあれ、悪しきにあれ、強制的に行はれることには必ず思はぬ弊害があり、破綻が來るものである。殊にその精神的誘導にみだりに侵入する時に於て然りである。

第三に制度の問題である。

集團の生活のあるところには必ず組織がある。組織のあるところ必ず制度がなければならぬ。蕃社といふ彼等の集團は、各部族に依つて組織の内容形式を異にしてはゐるか、それが一個の自治體として發達し來つた共同生活體であるといふことには變りはない。

彼等の信仰が永い體験によつて根を降したやうに、彼等の制度も亦彼等の集團の永き體験によつて築き上げられたものである。

アミ族に於けるスラル（若しくはカブツト）の制度の如き、タイヤール族のガガア（又はガザ、ギャ）の制度の如き、それ等は彼等の社會生活の必然の結晶である。信仰は内面的に精神的に集團生活の楔となり、制度は實際的に外延的に集團生活を支持して來たのである。制度は信仰の支持を受け、相俟つて彼等の生活共同體である蕃社を今日に持續せしめて來たのである。

信仰が生活共同體内に於ける唯一の道德的源泉であり、生活の規準であると共に、制度は彼等の共同生活に於ける必然なる生活條件の約束なのである。蕃社の安寧秩序を保ち、生命財産を保護し、平和幸福を享受して來たれるはこの制約あるに外ならないのである。

それは蕃社自體から見ても、又理蕃統治の上から見ても破壊せらるべきものではなくして、寧ろこれを助長すべき筈のものである。それを破壊することは、彼等の集團生活の根據を破壊することである。従つて共同連帯、相互扶助の連鎖を断ち切り、彼等の集團性、社會性を薄弱ならしむるものである。

集團生活の構成とは何か、機構とは何か、集團の生活に於ける社會統制が何によつて爲されるか。殊に未開人種間に於ける社會統制の依つて來るところを知るものにとつては一見して明かな事である。然るに理蕃の實際はこれ等の制度に就いて全く無理解である。それに對して無關心であるならばまだしも、それを根本的に破壊する事すらも意としないのである。スラルにしろ、ガガアにしろその舊慣を有ち、行ふところの職分を有つてゐるのである。その舊慣を破り、その職分を奪つて、どうして彼等の共同生活體の維

持發達が望まれるであらうか。スラルを中心に、ガガアを中心に、彼等の自治體の統治機關は存在してゐたのである。然るにそれから彼等の職分を奪ひ取つてしまつたならば、彼等の集團的意義は消滅してしまふしかないのである。

集團的意義を失つた社會は最早存在する必要のないものである。最早彼等成員の間には共同生活に對する連帶と責任は失はれたのである。一個の成員の行動は、直ちにそれが集團の生活そのものの要素であつたものが、今は單に一個の人間の行動そのものにすぎないものとなるのである。彼等は自分達が持つ社會的制約から放たれたのである。然しそれは聽て彼等をして更に殘忍にして無情なる別個の社會的制約の中に追ひやることとなるのである。

若しも統治機關を全然彼等の手より奪ひ、自治を破壊し、これを官憲の手に握らうとするのを目的とするならば、それは大きな誤りである。成程今日官憲の力は彼等には殆んど絶大である。それ故行政的警察的にはこれを統治することは可能でないことはない。然し自ら治むる能力あるものゝ集團と、治められねならぬものの集團とに於て、何れが統治しやすいか、何れが誘導開發の効果を擧ぐる事が出来るか、又成員そのものの素質に於て何れが優れてゐるか、これ餘りに明かなことである。

保護監督することは必要であらう。然し何も統治機關を彼等の手から奪ひ、自治を破壊するの要は更にはないのである。寧ろ官憲の統治は彼等の統治機關の手を借りることの方が有利なのである。それ故一方に

於てスラルやガガア等の實質を破壊して置きながらも矢張り彼等の自治機關の產物である頭目等の力を借りてゐる有様である。それ位ならば何故にガガアが有ち、スラルが有つ舊慣を重んじ、職分を尊重して彼等をしてその共同生活體たる處の機構を充分に發揮せしむる爲に、彼等の自治をして完全ならしむる爲に努力しないのであるか。然し既に實質の失はれんとする今日に於ては、頭目の利用の如きは唯舊集團生活の惰性にすぎない。近き將來に於ては頭目の利用の如きが何等効を奏せず、蕃社統治が難關に會する日は決して遠くはないのである。

現代社會生活の不安は共同生活體内の制約の弛緩である。集團生活に對する連帶と責任との忘却である。吾々の經驗する苦悶への中に、何を苦しんでその集團の生活の平和と幸福とを享樂し來つた彼等を陥れようとするのか。餘りにそれは殘忍である。

今日ですら既に彼等の集團生活の弛緩は種々なる不安を持ち來してゐるのである。完全なる制約が行はれないが爲に、彼等の生活は動搖してゐるのである。若しも彼等をしてこの集團の生活から離反せしめて一個の人間として今日の經濟組織の中に放り出すことゝなつたならば、彼等はどうか。餘りに可哀相である。彼等を救ひ、保護誘導せんとするならば彼等をして飽迄も集團の生活を維持せしめなければならぬ。それを維持せしむる爲には彼等の生活共同體の制約を助長し、その機構をして完全ならしむるに努力すべきである。

アミ族に於けるスラルの制度の如き、今日の青年團少年團などの夢想にも及ばぬ程組織の完全にして職分の重大なるものである。それを内地式の青年團になど改廢する必要は更にないのである。

信仰を打破することに依つては道德の源泉を破壊し、制度を改廢することに依つては行動の制約を減却することが何が故に理蕃の實際に於て必要であるか。私は解せんとして解し能はざるものである。

第四に苦力徵發の問題である。

蕃社には義務出役といふものがある。それは賃銀を支拂ふ場合もあるが、それを支拂はぬ強制的徵發の行はれることもあり、強制的には行はれぬまでも、無賃にて出役を餘儀なくせられる種々の場合があるのである。例へば、今此處に道路開發の計畫があるとす。その際某派出所なり駐在所なりは、或里程間の道路を割當てられ、これを何月何日までに完成すべき事が命令せられる。然し苦力代として下附されるものはいくらもないのである。そこで有給苦力として幾人かの蕃人を強制的に徵集し、彼等は道路の割當をするのである。然しそれは到底一人前だけの勞力によつては出來得べからざるものなのである。然しそれは嚴然として命ぜられ、刑罰を以て脅かされるのである。此處に於て強制的に徵發されたる出役者は泣いても笑つても明かに一人の負擔には堪えられない仕事の爲に、超人間的の勞働をせねばならぬのである。然し蕃人とて人間である。それが出來よう筈のないことは明かである。彼等は他に助力を求むるしかなないのである。斯くして彼の家族親類友人は彼の爲に出役することを餘儀なくせしめられるのである。

これ等の援助の爲に出役せるものは無論無賃である。

この事は私が直接にこれを敢行した某派出所の警察官から聞いた話である。これには警察官として苦しい立場にある事は勿論なのである。何一つするにしても、蕃社のあるところでは僅少の豫算で、その二倍乃至三倍の仕事を受持たせられるのであることも亦直接聞くところである。さうなれば勢ひ努力の徴發にしろ無理の出て来るのは當然であるが、斯様にしてその結果は蕃人をして義務出役を厭はしめ、蕃社を退社せんとする傾向あらしめてゐるのである。この事は殊に行政區域に編入せられた蕃社に於て殊に盛んである。

これでは全く蕃人をだましてゐるやうなものであり、奸智を教へ、すれからしにするといふものである。次に義務出役以外の苦力の募集にしろ、徴發にしろ、それは有賃であることではあるが、殆んど蕃人を賤民扱ひにし、彼等の都合や事情などには殆んど頓着なく強制的の徴發の行はれてゐる例は決して乏しくないのである。殊にそれは道路の修繕とか製糖會社の製糖期とかに於て甚だしいのであるが、派出所駐在所の手に負へなくなると頭目の力に頼るといふやうなことによつてゐるのである。

蕃人は勞働を望み、出役を喜んでゐるのである。決してそれを厭つても嫌つてもゐないのである。然し彼等にも彼等の生活があるのである。家もあれば畑もある、そして彼等にも自由があるのである。ある場合には家の修繕もしなければならず、畑も耕さねばならず、友達を訪ねることもあれば、旅行することも

あるのである。それ等の事情も都合も無視して、審人だからといふ態度は、本當に餘りに蔑視した態度である。それは多くの審人苦力を使用する會社とか請負とかに見ることではあるが、派出所駐在所の職員がその願便に甘んじてゐるのは、餘りに意氣地がないことである。こんなことでは本當に保護誘導開發などいふことは出来るものでないことは餘りに明かである。

斯くては審人も何時迄も決して純良實質なる審人ではあり得なくなるのである。そして彼等が統治に甘んじなくなる時代の來ることは、火を見るよりも明かなのである。然し審人をして純良性を失はしめ、勞働を厭ひ、奸智を學ばしむるに至つたとても、その罪は決して審人にあるのではない。

理蕃の現狀に就いて私のいひたい事はまだ盡きてはゐない。だが私のいはんとするところの論據は前述の趣旨に外ならない。外形的、一時的、思ひ付き的、見てくれ的、競争的のやり方を警しめて實質的、永久的、組織的、建設的な努力をなすことが大事であると共に、彼等の信仰並に制度等が彼等の集團生活に及ぼす影響を深く考慮して、徒にこれが打破改廢等をなさず、寧ろその信仰を尊重し、制度を助長するの工夫に出で、彼等をして實質的に生活を向上せしめ、その内容を改め、様式を新ならしむることをこそ努力すべきであるといふのである。

尙土地所有に關する件、土地相續並に家督相續に關する件、懲罰に關する件等民法並に刑法の規定を必

要とする時代は決して遠くはないのである。然し普通民法並に刑法を以て蕃人を律することは不可能であり、不合理であり、寧ろ法なきに劣る。それならば蕃人に適用する特別法の設定をしなければならぬのは明かである。私はこの問題は必ず近き日の當面の問題として起つて來なければならぬと信ずる。

その際に於て彼等の集團生活の意義を無視し、それ等の有つ社會組織の構成を没却し、社會制度の機構を閉却することあれば、それは由々敷き大事であると考へるのである。果して然らばそれを生かし、それを取入れるだけの調査が出來てゐるのであらうか、私は今日迄になされたすべての調査はそれに就いて不十分であるとするものである。私は蕃人將來の法制の爲めに一日も速にこの調査を完了されんことを希望するものである。最後に私は蕃社には消費組合を作つて彼等の生活を保護することが必要であると考へる。唯この事はすべての蕃社に於て行ふには尙早であるが、普通行政區域に編入されたる花蓮港並びに臺東廳下の蕃人達に於ては目下の急務であると考へる。彼等の經濟は最早自給自足をゆるさなくなつてゐるのである。日用品の購入等に於て彼等としては大なる負擔に苦しんでゐるのである。消費組合の設立は豫ねて共濟組合たらしむるならば、彼等の日常生活に餘裕を與へ、又病難死亡の場合に安心を與ふことが出來ると信するのである。且又これは彼等の集團生活と一致する處の社會的施設であると考へられるのである。

要するに私の云はうとする處は、蕃地の仕事に、も少し眞面目に力を入れて欲しいといふことである。

その第一線に立つ職員は勿論であるが、總督府、州廳郡等の監督の地位に立つ當局が眞面目に蕃人の將來の爲めに、考慮されんことを望むのである。その爲めには單に行政的並びに警察的の見方ではどうにもならないから、もつと彼等の社會生活そのものに即した見方によつて、蕃人の共同生活体の機構並びに構成を調査研究しその根據に基いて行政上の施設をしなければならぬといふのである。

(昭和三年十月、臺灣を去るにのぞんで)



蕃人の生活と統治



いはゆる霧社事件が突發して漸く半年もたつたゝないのに、再び同地方に蕃社襲撃事件の突發したことは吾々にとつて餘りに心外至極のことに思はれる。これ等の二つの事件の間には必然的な相關關係のあることは明かで、事前に豫知せられてゐた——若しくは豫知せらるべき事實であつたのである。若し世論が今度の被害が蕃人同志であるといふ故を以て輕々に看過するのであれば、それは甚だしき心得違ひで、そこに蕃地における種々なる不幸なる事件がさもされるのである。私をしていはしむるならば、霧社事件も第二の保護蕃襲撃事件も、それを誘起した直接の原因がある他に、すべてはある結果に過ぎないのである。そのある原因の一には今いふ世論の冷淡といふことも大きい素因となつてゐる。そしてさうした冷淡はそこにもつと根深い必然を植ゑつけてゐるのである。

私はこの必然に對して氣づき、その存在が除かれぬ限り、蕃地における事件は絶ゆることなく、それは暴動の形においてばかりでなしに、もつと陰慘なる姿において現はれるであらうことを憂慮する。それは理蕃政策が企圖するものとは全然裏腹の絶果を招來するなきやを恐れる。第一次の霧社事件の直接原因

について見れば、その一とされてゐる蕃人等が自分等の酒宴の席上で、酒をすゝめたのを拒否した巡查をなぐつた後でその結果に對する彼等の恐怖の心理状態である。さうした彼等の恐怖は常に憂鬱なるベシミズムに彼等を追ひやるのである。

ベシミズムはタイヤール族共通に見られる顯著なる思想である。彼等の間には縊死による自殺の数はかなり多く、自分一人が縊死してゆく他に、他人を道連れにそれを殺害して自分も死するものさへある。さうした同じ動機がマヘボ社の頭目一家及び一黨の間をとらへたことは見のがす事の出来ないことである。

彼等は自分よりも力強いものに對して常に憶病で、自然の脅威に對して實に神経質であり、又祖先の靈なるオットフに對して極めて敬虔である。

彼等は同様に日本人に對して甚しく憶病であり、又忠實でもある。然し彼等にはその半面の信頼において足りないものがある。彼等は幾度か裏切られた経験を有つてゐる。その恐怖はやり場のない脅威である。自然に對しては、はらひをすることが出来る。オットフに對しては瀆罪することが出来る。然し日本人に對しては何をしていいかを知らない。彼等はその結果を信することが出来ない。彼等のベシミズムは反抗の形をとるしかなくなる場合が起り得るのである。

私はあの事件についてももちろん他の原因のあることを想像するものであるけれども、その裏にこのベシミズムのあることを閑却してはならない。直接の原因は過誤、誤解、否、それ以上に許すべからざるもの

であつたとしても、それらは原因を除くことによつて、問題はどうか解決することが出来る。然し彼等の生活性情に對する認識不足はどうすることも出来まい。

私はあの事件に對してベシミズムばかりではなしに、すべてにわたつての認識不足をその最も重大なる要因となすものである。そして第二の事件に對しては、なほ一層の認識不足をその唯一の要因となすものである。

碩學フレーザーはいつてゐる。「蠻人の立場に立つての何等の知識なしに、彼等を賢くかつ上手に支配することは不可能である」「蕃人の考へ方といふものは仲々に複雑なもので、永い忍耐と研究なしには理解されるものではない」「ヨーロッパ式の法律や道德の原則に即して蕃人を統治するといふことは、よし統治者に最高の仁慈的動機以外の何ものも働いてない場合であつても、それは常に危険であり、又慘虐であることすらまればないのである」と。

私はこれに同感するものである。

私は彼等の信仰について考へてみたい。彼等は澤山の禁忌を有つてゐる。それは彼等の言葉を以てすればブサネツク（不淨、不吉）なる觀念の上に立つてゐる。

彼等は粟の收穫前に檜山を通ることを避ける。それは彼等においてブサネツクなのである。彼等は出産の後において産婦及びその夫の谷川を渡るを忌む。それもまた彼等においてはブサネツクなのである。も

しも彼等がこの禁忌を犯すならば、天は必ず暴風雨を下すのである。

彼等は隠れたる情事を恐れる。未婚者同志の私通、既婚者の不義はもちろんブサネックである。これ等の邪淫は彼等の祖先の靈の最も憤るところである。それは犯罪者當人に報ゆるばかりでなしに、彼等の共同生活體全体に報ゆるのである。

彼等は變死人を恐れる。一切の變死はブサネックである。それ等の變死人の靈は彼等の淨土なるオトハンに入ることが出来ないと思じてゐる。そしてその靈は地界に低くさ迷つて彼等を襲ふと思じてゐる。彼等は縊れて自殺する者の死骸を葬ることをしなかつたのである。又その場所をもブサネックであるとして彼等の記憶にある限り近寄らなかつたのである。

私はこれ以上を擧ぐる煩を避けるが、現在でもこれ等の大部分の禁忌は彼等の信條として残されてゐる。もちろん吾々の眼からすれば取るに足らない迷信であるものもあるにはある。然し彼等にはそれが唯一の道德的源泉であり、信仰の城廓なのである。

番人に本當に親しみ、彼等を理解したほどの人は霧社事件なり、第二の事件を知つたとしても恐らく彼等をにくむことは出来ないであらう。それほど彼等は善良であり、愉快なる存在である。それについては私は書き過ぎる位書き、話す種子がなくなるほど話したからこゝでは書かない。然しかうした彼等の存在は彼等の信仰あるに外ならないのである。

もちろん彼等の信仰には迷信である以上に、その結果が彼等の共同生活體の維持、秩序の嚴正を守護する以外には甚だしく野蠻なるもの、存することは確である。然しそれを以て彼等の信仰の全体を拒否することは果して親切であらうか。少くとも賢明であらうか。私はそれをフレーザーのいふがやうに「餘りに危険であり慘虐である」とするものである。

ある蕃地では彼等の迷信を除き、新しき信仰を與へんがために、佛教の地獄、極樂の繪解きをしてゐるところがある。私はその意圖を善良に解釋してゐる。然し私はその結果を恐れてゐる。その地獄の繪卷なるものは甚しく凄慘なものである。それは彼等が悪事を恐れるの効果は在來の彼等の信仰以上であらう。

彼等の從來のオットフに對しては彼等は恐れもしたが、然し親しみが深かつた。彼等は久しい間共に喜び、悲しんで來た。そして過を贖罪するには彼等自身の生活に即した作法があつた。その作法は完全に彼等を救つてくれた。然し新しい信仰にはそれはない。その結果はベシミストなる彼等を益々自暴自棄に打捨てる結果を招かないと誰が保證出來ようか。

又反對に、彼等は彼等の善は必ず報いられると信じてゐた。彼等のオットフは公平であつた。それ故彼等は惡事の何一つをなさずになほ不幸を以て報いられた場合においても、彼等はまづ自分及び自分達を反省した。然し新しき信仰は彼等のオットフの存在よりも更に高い偉大なる者の存在を彼等に約束してゐる。その場合に彼等が故なくして罪せられた時に、彼等はこの親しみのない存在に對して疑惑を抱くのが

普通である。彼等は遂にその信仰を拒否することは有りがちなことである。その時には既に舊き信仰は崩れ、新しき信仰が無力であるとしたら、その結果は「餘りに危険であり、慘虐で」はないだらうか。

それ故私は信仰においては、彼等の迷信なるものを打破するよりもまづ彼等の信仰を忠實に生かし、その信仰をみだりに妨害せぬことの方が大事であるとするのである。唯首狩りの如き行爲に對してはその機會を與へず、それを防止する手段をとるべきであり、そして又それは決して不可能ではない。

以上は直接に信仰を目當てとしてなされたる施設であるが、さうしたことを目的とせずになされる施設について却て彼等の信仰を危態に陥れてゐることが少くない。それに氣つかないだけになほ危険である。

例へば蕃社を移轉せしむる場合に、この頃では改良蕃屋と稱して長屋建の建築をし、幾軒もの家が一枚の板張りによつて仕切られる。元來彼等の家屋は一軒建であつた。それ故上記の如く家屋内に變死人があつてその家を放棄する場合においても完全に彼等の禁忌は維持せられたのであるが、同じ板の兩側が二つの家にて共通する場合において彼等の禁忌は維持することは不可能である。プサネットのあつた隣の家族は常に脅威を感じなければならぬのである。かうした信仰の不安が彼等に何を與へるかを吾々は常に考へなければならぬのである。然もそれは誰を幸福にし、又何を利益してゐるのか。

これ等のことは信仰の問題についてだけでもその一二の例にすぎない。なほ制度の問題について、又教育及び授産の問題について彼等の生活に對する正確なる知識と根據ある理解とを缺くために、それらが却

つて災難の原因をなしてゐる場合が少なくないのである。それらは時を見、機を待つて勃發するのである。それがあつた場合には暴動ともなり、又ある場合にはなし崩しの陰慘なる結果を招來することゝなるのである。

私はこの一文を寧ろ消極的な立論を以て終るのであるが、然し蕃地に於ける積極的な理蕃政策については他日なほ詳述する機会を得たく思つてゐる。

なほ私は、今は數々の事件についてその人事的な責任を云々するよりも理蕃政策の更改に向つてもつとも意を注ぐべき時期であるといひたいのである。そしてそれにはあくまでも彼等を知り、理解することがすべての根本を確立するものなることを主張するのである。